

令和6年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和6年12月 6日 開会

令和6年12月19日 閉会

飯 島 町 議 会

令和6年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 6 第 3 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第10 第 7 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 第 8 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和6年12月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和6年12月飯島町議会定例会を開会いたします。 なお、本日、報道各社からテレビ放映及び写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。 議員各位におかれましては、会期中、本会議及び委員会審査を通じ慎重かつ精力的に御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和6年12月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和6年11月7日付、飯島町告示第74号をもって令和6年12月飯島町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆さまに御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 さて、今年は遅くまで暖かい日が続きましたが、与田切公園上流の紅葉も見事に紅葉しまして、谷が秋色に染まったところでございます。 12月に入りまして暖かい日が続いておりましたけれども、冬型の気圧配置となりまして、朝夕は冬らしい日が続くようになってきました。3か月予報を見ますと、ほぼ平年並みとなっていますけれども、雪の少ない平年並みの冬であってほしいと願うところでございます。 いよいよ今年も残すところ20日余りとなりました。私が町長に就任して以来、1年が経過したところでございます。この一年、議員並びに町民の皆様には、町の行政運営に対しまして御理解、御協力を賜りまして、計画いたしました事務事業がおおむね順調に実施できていますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。 初めに、就任1年の公約事業の進捗報告をさせていただき、町政運営に臨む所信の一端を申し上げます。 昨年11月30日の初当庁から、心一つに、思いを新たに、町民の皆様と一丸となって全力で町政に取り組み、基本理念として人を真ん中に、つなぐ力で楽しく豊かに暮らせるまちづくり、つなぐ輪で誰一人取り残さないまちづくりで全ての町民の皆様が幸せを

実感できるまちづくりを進めてきたところでございます。

また、公約事業の8つの約束と28の施策の実現には高い実効性が重要でありまして、第6次総合計画の基本構想を実現するための具体的な取組を示す施策等に位置づけることでより有効になると考えまして、その旨を明らかにし、民意を反映しました公約事業のロードマップを策定したところでございます。

なお、公約事業のロードマップにつきましては、最終日に予定されております議会全員協議会の中で説明をさせていただきます。

まず1つ目の約束でございます安心して子育てができるまちづくりでございます。

1として、専門員配置で子育ての不安解消につきましては、この4月から家庭相談員を週3日から週5日に拡充したところでございます。

2の保育料の無償化につきましては、保育所等を利用せず在宅で育児を行っている世帯の経済的な負担を軽減しまして、子どもを安心して産み育てる環境の充実を図るため、在宅育児支給金の令和7年度創設に向けた検討を進めさせていただいているところでございます。

3の学校給食費の無償化につきましては、本年度、物価上昇分の支援の検討を進めてまいりたいと思います。また、令和7年度から段階的な給食費補助の実施に向け検討を進めてまいります。

4番目として、第3子以降に子育て応援給付金、こちらにつきましては令和7年度創設に向けた検討を進めているところでございます。

2つ目の約束、健康長寿で命が輝くまちづくりでございます。

1としまして、保健師の増員でセーフティーネットづくりでございますけれども、令和7年度以降、保健師を新たに配置しまして体制を図ってまいりたいと思います。

2の健康運動士を常雇しまして健康長寿日本一を目指す、この取組につきましては、健康運動指導士を中心とした各種教室や講座を随時開催し、充実を図ってきたところでございます。

3つ目の約束、生き生き参加のまちづくりでございます。

1としまして、元気なまちづくり機構の設置につきましては、令和7年度、機構発足に向けまして検討を進めているところでございます。

2番目の御近所互助の推進につきましては、課題の把握、また既存の制度の分析を行いまして、推進体制の検討を進めているところでございます。

3番目の自治会懇談会でたくさんの御意見をいただいている自治会等の在り方につきましては、令和7年度、自治組織見直し研究会を発足しまして課題等の整理を進めてまいりたいと思います。

4つ目の約束でございます人に優しい思いやりのあるまちづくりでございます。

1として、社会的孤立をなくし、つながるまちづくり、命のサポーター制度の創設、こちらにつきましては、課題等の整理を進めまして、新制度の体制について研究を進めてまいります。

また、ひきこもり支援推進事業を拡充しまして、地域に居場所づくりを進めていると

ころでございます。

暮らしの困り事の解決のための仕組みづくりにつきましては、飯島町商工会と連携し、組織化について研究を進めているところでございます。

5つ目の約束、多様な学びを支えるまちづくりでございます。

優先施策としまして、保育園・学校支援員制度の創設、こちらにつきましては、この4月から公認心理士を配置しまして、発達支援体制の強化を図ったところでございます。

高校入学時給付型の奨学金の創設につきましては、令和7年度創設に向けた検討を進めているところでございます。こちらにつきましては、奨学金制度にするのか、また違った形で検討していくのかは、これから研究を進めてまいりたいと思います。

全ての子どもたちが、未来に希望を持ち、安心して過ごすことができる子ども第三の居場所の設置でございます。こちらにつきましては、計画を進め、多様な子どもさんの居場所支援を行ってまいります。

6つ目の約束、自然と文化の香りの高いまちづくりでございます。

1つとして、生物の多様性を育む地域づくり、日本一のミヤマシジミの里づくり、こちらにつきましては、この5月に東京大学、JA上伊那と連携しまして協定を再締結いたしました。本年度、守り、育て、生かすミヤマシジミを含めた生物多様性の条例等の制定に向けて進めているところでございます。

また、生物多様性推進のため、植物や生物を観察したり学べたりする自然園の設置に向け、研究を進めているところでございます。

なお、親善音楽家であります竹下正登先生の「飯島組曲」にミヤマシジミの楽章を新たに書き下ろしていただきました。来年2月開催予定の仮称ではございますけれども環境フェアの中で発表してまいりたいと思います。

7つ目の約束、魅力あふれる産業のまちづくりでございます。

産業イノベーションの実現につきましては、飯島町商工会と連携しまして企業紹介シートを作成し、官民連携によるマッチング事業を進めてまいります。

一方で、次のステージにつないでいく事業承継を進めるため、飯島町事業承継ネットワーク会議を立ち上げました。事業承継だけでなく、事業を磨き上げ、未来に向けた新たな取組にも支援してまいりたいと思います。

2としまして、特産品づくり推進、こちらにつきましては、町の補助制度を活用するとともに、総合加工施設の研究を進めているところでございます。関係機関と連携しまして持続可能な農業モデルを構築しながら、多様な分野との連携によりまして6次産業化を推進し、特産品づくりを行ってまいります。

8つ目の約束、元気あふれるまちづくりでございます。

こちらは、1としまして、町長出前懇談会の実施でございますけれども、この6月から区や自治会へ出向き町長懇談会を実施しております。40近くの区、自治会から申出をいただき、現在25ほどの区、自治会で懇談を終了しているところでございます。いろいろな視点からの御意見や御要望を頂戴しております。今後の行政運営に十分に生かしてまいりたいと思います。

2としまして、町長懇談室でございます。こちらは就任後すぐに町民の皆様との懇談ができる町長懇談室を開設いたしました。今後も時間の許す限り続けてまいりますので、お気軽にお申出をいただければと思います。

3として、心一つに、職員と一丸となって、共に考え、共に汗を流し、元気なまちづくりでございます。職員一人一人と懇談を行いまして、課題の共有を行ったところがございます。

ハラスメント対応でございますけれども、こちらにつきましては、飯島町は、平成11年、セクシュアルハラスメントの防止に関する規定ということで、郡内でも早く定めたところがございます。

その後、平成31年にハラスメントの防止に関する規定に全面改定を行いました。

厚生労働省や、あるいは総務省の通達によりまして、令和2年、現在の改定に至っているところがございます。

全職員が互いに人権を認め合い、尊重し、健全で快適な職場環境にするため、より一層、風通しのよい職場づくりに努めてまいりたいと思います。

結びとなりますけれども、就任1年を経過しまして、まだまだ検討、研究の段階のものが多く、形になるには時間がかかるかもしれませんけれども、第6次総合計画の中間見直しをする中で整合性を図りながら、つなぐ力で楽しく豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、引き続き、町民の皆様、また企業の皆様とのコミュニケーションを重ね、着実に町政運営に取り組んでまいりたいと思います。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件でございますけれども、人事案件1件、条例案件4件、予算案件6件、一般案件1件の計12件でございます。いずれも重要な案件でございます。何とぞ、慎重な御審御の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により10番 片桐剛議員、11番 吉川順平議員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議いただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月19日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの14日間とするこ

	とに決定いたしました。
	会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長	会期日程説明
議長	<p>日程第3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>最初に、請願、陳情等の受理について報告いたします。</p> <p>受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情文書表のとおりであり、会議規則第89条の第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。</p> <p>次に、監査委員からお手元に配付のとおり、令和6年度定期監査の報告がされております。</p> <p>次に、例月出納検査の結果について報告いたします。</p> <p>10月～11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。</p> <p>次に、お手元に配付の議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましては、配付のとおりでございます。研修等、大変お疲れさまでございました。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命について</p> <p>を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	議案朗読
議長	<p>本案についての提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔唐澤町長登壇〕</p>
町長	<p>第1号議案 教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本年12月21日付をもちまして、2期8年、教育委員として町の教育行政発展のために御尽力をいただきました松崎充恵さんが退任されることになりました。</p> <p>ここに、改めて町教育行政に対します御尽力に心より感謝を申し上げます。</p> <p>代わりまして任期満了後の教育委員として御提案申し上げます北河原自治会の川村みゆきさんは、お手元の経歴書にごございますとおり、昭和58年3月に信州大学教育学部中学校課程を卒業後、同年4月に長野県諏訪養護学校に勤務されました。</p> <p>その後、数々の小学校や中学校、また養護学校に勤務された後、御退職され、駒ヶ根市立駒ヶ根東中学校において講師をされております。</p> <p>これまでの経験を生かし、教育行政の振興に御尽力いただけるものと思っております。</p> <p>つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いするものであります。</p> <p>なお、任期につきましては令和6年12月22日から令和10年12月21日までの4年間となります。</p> <p>よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。</p>

議 長 | これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 この議案は討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを採
 決いたします。
 この採決は起立によって行います。
 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
 [賛成者起立]

議 長 | お座りください。(起立者着席)
 起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしま
 した。
 ここで、ただいま任命同意をいただきました川村みゆきさんでございますけれども、
 御挨拶をいただくところですが、所用のため、本日、御欠席の連絡をいただいております
 ので、御挨拶は省略させていただきます。

議 長 | 日程第5 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
 関する条例
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 | 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 につきまして提案理由の説明を申し上げます。
 本条例案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に
 伴う関係法令の整理等に関する法律が公布されたことにより、懲役及び禁錮刑が廃止に
 なり、これらに替えて拘禁刑が創設されたことに伴い関係する条例について改正をする
 ものでございます。
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議
 決を賜りますようお願い申し上げます。
 [唐澤町長降壇]

総務課長 | 補足説明

議 長 | これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。
 この採決は起立によって行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。
 ただいま、第2号議案については原案のとおり可決されましたので、御承知おきください。

議長 日程第6 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
 条例
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 〔唐澤町長登壇〕

町長 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。
 本条例案は、議員の月額報酬につきまして、9月10日、飯島町特別職報酬等審議会におきまして白紙諮問をさせていただき、同日、また9月20日及び10月3日の3回にわたり慎重審議をいただき、去る10月18日、答申をいただきましたので、その答申を踏まえ、議員の月額報酬を改めるため関係条例を改正するものでございます。
 審議会で答申をいただきました内容でございますけれども、審議会では、平成16年から議員報酬は改定されておらず、20年が経過していること、またこの間の物価上昇や上伊那郡下及び県下類似団体等の額の現状、町の財政事情、それぞれの職の責任の度合い及び額の改定の経過等を総合的に考慮し、答申をいただいたところでございます。
 審議会の中では、議会側から町に提出されました3案併記の議会案につきまして議会側から説明をいただいたと聞いております。
 様々な角度から慎重に御審議いただき答申をいただきました特別職報酬等審議会の委員の皆様につきましては、お礼を申し上げます。
 答申の中には、審議会の中で確認された意見等としまして、議員報酬改定を審議する

には議員定数と関連し審議することが必要であること、また若い方が議員に立候補するためには、報酬の改定も含め、議会や議員の魅力を伝える方策を引き続き検討していくこと、これらが必要であることを付記されております。この点につきましては、今後引き続き取り組まなければならない事項であると考えているところでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

総務課長
議 長

補足説明

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番
坂井議員

すみません、4点質疑をいたします。

まず1点目ですね。

情報公開で取得して議事録の内容を見たんですけれども、最後に個人が特定されては困るという意見があったということで黒塗りにされているんですけど、黒塗りにされた意味、要するに審議会のメンバーは責任を持って発言していたのかというのがまず1点。

続いて2点目ですね。

先ほど町長の話にもありましたけれども、若い人が出やすくなるような改定は今後の検討課題ということで発言があって、それは議事録にも書いてあるんですけども、小委員会と議会で検討した結果を審議会に投げかけているので、今後の検討課題とする意味が分からないので、その点、分かれば教えてください。

3点目です。

これも議事録ですけども、生活給ではないという発言がありますけども、ただ、委員会では議員の稼働時間というものを計算しまして、この稼働時間からすれば生活給に近いという結論を出していますが、それに対する納得ある説明が議事録から読み取れないので、話し合いがあったのかということをお答えいただきたい。

そして最後、慎重審議がなされたということをお言いましたけども、これも議事録ですけど、今回、議会のほうの3案で所得別っていう案も出ていまして、それで、所得別についてはどうかという発言に対して、「できるかどうかは何とも……。」というので終わっていて、とても慎重審議がなされたとは私は考えておりません。これは審議会がやったことなので、ここで答えられるかどうかは分かりませんが、もし答えられるようでしたらここで答えをお願いします。

議 長
副 町 長

審議会の内容についてお答えができますか。

今、坂井議員さんがおっしゃられたように、審議会につきましては、一応、私どもの立場は白紙委任をしております。その間で、委員会に議会3案併記で出されておりますので、議長さんと小委員会の委員長さんでしたかね、行って説明をされたというふうにお聞きをしております。

それで、その中の後の議事録ほかの関係につきましては、私どもで答えても委員さん

の皆様の考え方が全部伝わるかどうかということとはちょっと分からないので、私どもがここで答えることはできないのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 坂井さん、よろしいですか。

2 番

坂井議員 はい。

議 長 ほかに……。

10 番

片桐議員 今回の内容は、審議会のもので、答申を受けてそのままの形で出されているところかと思えます。物価上昇分であり、それに対して一律 8.9%アップというような形かと思えます。

そもそも、この議論が始まったきっかけとすると、議会の活性化、定数の見直し、25歳～55歳の報酬の増額というところからスタートしております。

結論から見ますと、そもそも論点がずれていたのではないかというところが指摘できるかと思えますが、そういった確認は町のほうから審議会へされたのでしょうか。

町 長 3案併記で提出していただいたということで、それに基づきまして議会側の意見聴取を審議会ですべていただいたと思えます。その中で、十分に委員の皆さんは理解されて、それで審議に入ったかと思えますので、その辺の論点がずれているとか、審議が不十分ではないかということにつきましては、審議会の中で十分審議されていると町当局としては理解しているところでございます。

議 長 ほかに……。

6 番

浜田議員 審議会に白紙委任ということでありますけれども、議会は執行部——町長部局と並んで行政を担う車の両輪であります。それで、その活動の基盤となる議員報酬に対して、執行部側として特別な認識を表明しなかったと、全く丸投げしたと、この根拠は何なんのでしょうか、お尋ねいたします。

副町長 3案併記ということでございました。我々としては、白紙委任でございましたが、審議会を開くときに、3案併記でございましたので、それなりの経過を踏まえて審議してほしいということをお願いをして、意見聴取もさせていただいたというふうに理解しておりますので、丸投げということではないというふうに考えております。(浜田議員「執行部側の意見は検討しなかったのか」と呼ぶ)

今までも特別職報酬等審議会に議員及び我々特別職の議論をするときには、大体の今までの経過、物価上昇率ですとか、それから、あとは今までの経過の審議内容、そういうものを含めて、資料的なものは提供しております。我々としては、特別職報酬等審議会を委嘱してやるわけでございますので、それらの資料を提供した中で十分御審議いただけるとして白紙委任をいたしております。

議 長 ほかに……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。このままお待ちください。</p>
休 憩 再 開	<p>午前 9時51分</p> <p>午前10時05分</p>
議 長	<p>それでは会議を再開します。</p> <p>ここで、片桐剛議員、坂井活広議員の2名及び浜田稔議員、三浦寿美子議員の2名により、お手元に配付のとおり第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案が提出されております。</p> <p>初めに片桐剛議員及び坂井活広議員から出されました修正案に対する説明を求めます。 〔片桐議員登壇〕</p>
10 番 片桐議員	<p>それでは修正案の説明をいたします。</p> <p>今回、町側から提出された案ですが、過日、飯島町特別職報酬等審議会から出された答申の内容と同様の内容でありました。</p> <p>審議会の結論は物価上昇により改定をするのが適当として議員一律 8.9%上昇という内容です。町はこの内容を受け入れたものと思います。</p> <p>そもそもこの議論が始まったきっかけは、2020 年度に議会の活性化、定数の見直し、25 歳～55 歳の報酬の増額、これを検討するよう 4 区連絡協議会から陳情を受け、2021 年に発足をした議員定数報酬等検討小委員会、これが始まりでありました。</p> <p>このことから分かるように、今回提出された結論、物価上昇分を補填するための一律増額、これは議論の発端となった主旨から逸脱をしているということが言えます。</p> <p>また、小委員会で実施をした住民アンケートで報酬に関しての問いでは「減らすべき」が 4%、「同額」が 23%、「増やすべき」36%、「生活実態に応じた額にするべき」33%という回答あり、「増やすべき」と拮抗して「生活実態に応じた額にするべき」との選択が大多数でありました。</p> <p>生活実態に応じた額というのは、子育てにお金がかかる現状の議員報酬では生活ができないとこういう部分、これを改善するという内容のものでありました。</p> <p>自由筆記を含め、アンケートで一律増額との声は皆無であったことから、住民の意見にも反しているところを取ることができるかと思えます。</p> <p>このようなことから修正案の提出をいたします。</p> <p>お手元の議案書を御覧ください。</p> <p>第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案ということで、上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第16条第2項の規定により提出をいたします。</p> <p>別紙を御覧ください。</p>

第3号議案の一部を改正する条例に対する修正ということで、別記の第2表中の文言、議長 28万8,200円、副議長 22万500円、常任委員長または議会運営委員長 21万700円、議員 19万8,000円、これを年齢別としまして、29歳以下 19万8,000円、30歳から39歳以下 21万3,000円、40歳以上44歳以下 21万8,000円、45歳以上54歳以下 22万3,000円、55歳以上59歳以下 21万8,000円、60歳以上 19万8,000円とするものであります。

内容の補足説明をさせていただきます。

今回の議案の前提としましては、町側の修正案である増額分の範囲内での金額算出を行っていることを伝えておきたいと思っております。

今回の修正案で子育て世代の皆さんが少しでも議員になりやすいよう、各年代に偏りなく輩出できるよう望み、設計した内容となっております。

まずは加算開始を30代からにした根拠となります。

資料1を御覧ください。

厚生労働省、令和3年度出生に関する統計の資料の一部となります。

表1の中、母の出生時平均年齢というのが各年で出ております。

それで、一番下、最新が令和元年というところになっておりますけれども、第1子出生の年齢が30.7歳、これは、過去5年間、同様年齢であり、過去を見ると年齢が上がる傾向ということが分かるかと思っております。

次いで資料2を御覧ください。

内閣府、令和6年度「男女共同参画白書」の資料となります。

これは上の表が女性、下が男性ということで、ライフイベント時の年齢という軸となっております。縦軸が年、横が年を取るにしたがってライフイベントが発生する経過を表しているというものになっております。

このピンク色になりますけれども、軸でいくと左から4つ目、男性女性ともになりますが、第1子の出生平均年齢というのが示されておまして、令和4年度、女性は30.9歳、男性は32.9歳ということが読み取れるかと思っております。

このようなデータから、子育て開始は30代という結論に至っております。

次いで年代の加算割合についてというものになります。

資料3を御覧ください。

民事再生法第241条第3項の額を定める政令の資料の一部となります。

この表の左上を見ていただきますと「第6区における個人別生活費の表」となっておりますけれども、これは民事再生法の中の居住地、地域の地区指定というものがあつて、飯島町は第6区に区分されております。

それで、この値が示すところは、最低限生活を送るための個人別生活費を算出したもので、1歳から二十歳、40歳60歳70歳と年齢を追うごとに、右側に月額、年額が示されておるかと思っております。

小学校、中学校、高校と年を追うごとに生活費が増加していることが分かります。数字を追いますと、18歳を頂点に19歳、20歳、ここで生活費も落ち着きを見せていま

す。

今回の算定開始は第1子出生の平均年齢を基準としていますので、第2子、または第3子が卒業、成人することを考慮し、提案表の中では45歳から54歳以下の区分、これを頂点に推移する値と設計をしてあります。

いずれにしても、議会では、子育て世代の議員の成り手の歓迎、議員構成が各年代で均等になることを望んでいるということを申し添えて、提案理由の説明といたします。

以上です。

議長

これから、ただいま説明のありました修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番

伊藤議員

そもそも、議論の根本的なところを確認しますが、給与と報酬の違いを教えてください。

議長

違い。

10番

片桐議員

これまで小委員会で出されているところかと思えます。恐らく同じ働きをしているから報酬部分は上げるべきではないという話をしたいのかなというふうに思いますが、先ほどから話をしていますが、そもそもの発端は若い年代が出やすい環境をつくるという目的があります。行っていることは一律なので報酬は一律だという、それが根底にあるのは分かっておりますけれども、じゃ、そこをどうするのかということで、3年間、委員会を進めてきた内容は皆さんも承知のところかと思えます。

1番

伊藤議員

法律的に、これね、報酬と給与とは明確に分かれています。

それで、審議会の中でもありましたが、これは法律に——自治法に縛られているんですよ。手当等は報酬には含まれない、それ以外のは出してはいけないっていう、230、240にありますんで、そこをよく注意深く読めば、これは法律に抵触する可能性があると思うんですよ。ですから、これは、私は、もう賛同しかねます。え、質問ですか。

議長

質問をしてください。

質問の内容は何ですか。

1番

伊藤議員

それじゃ、今のは取り消してください。

議長

はい。

ほかに……。——質問ありませんか。

5番

宮脇議員

今の説明の中では、子育て世代っていうことに重点を置いて検討した結果ということで、さらに、今回の補正の中で、金額をその中に収めるということで、大変苦勞をしてこの数字を出したかと思うわけですけど、この数字をもって、子育て世代の方が本当に、議会活性化ということ、今後もこれを続けていくという、議員に立候補する可能性があ

るというふうに理解して提案をしたのかっていうのが1つ。

それから、子育て世代っていうことに限定をして金額を決めている感が非常に強いわけですけども、そこに限定をした経緯っていうのを確認したいと思います。

10番

片桐議員

まず子育て世代が出やすい金額なのかという1点目であります。

正直、この金額では、子育て世代は難しいのかなと思います。

これは、さきに小委員会から提出をしました案である26万4,000円という一つの金額を示してあります。いわゆる最低生活費、または議長会等から示されている計算式からなされている金額、それを望むところでありますけれども、冒頭、説明させていただいたように、町側から出されている一律上昇分、その中に配当、配分を収めるという中で調整をした設計のものとなっております。

説明にもありましたけれども、子育て世代が議員になりやすい環境を少しでも構築したい、その思いであります。ですので、改定したからすぐに出てくるのか、子育て世代の皆さんが出てこられるのかっていうのは、今後さらに議論をする必要があるかと思えます。

2つ目の子育て世代に限定をした部分というところでもあります。

これも説明をさせていただいたとおりなんですけれども、まず、議論が始まった発端の陳情の中に、25歳～55歳、いわゆる子育て世代の金額を増額してほしいと、これは、いわゆる若者、子育て世代が出やすいように、活発な意見が交わされるようにという陳情を受けてのものであります。

さらに、アンケート結果の中でも、若い世代、いわゆる年齢の偏りなく若い世代が出られる環境をつくってほしいという意見が多数ありました。

これを考慮し、子育て世代、先ほど説明した30代からという部分がありますけれども、子育て世代が議員の成り手になりやすい環境をつくるにはどうしたらいいかという設計をした部分の提案となります。

以上です。

1番

伊藤議員

ちょっと、最初の議論になりますが、審議会にかけるに当たって、3案併記、これを検討してくださいっていうことですよ。

それで、あとは子育て中の人も出やすい、いかにしたら出やすいかっていう議論も投げかけてあると思いますが、それは非常に難しい問題であるし、町長もこれは国に出やすい環境になるように働きかけるって回答がありますね。

それで、そもそも、これ、さっきも言ったように、給与ならいいですよ、手当をいっぱい職員みたいに出して生活できれば。報酬はそもそも違うんで、それは法律の、さっき言ったように抵触しちゃうんです、これ以上のものは出してはいけないと。手当を付けていいのは期末手当、それだけです。そのことを条文にうたってくださいよと、報酬の金額と期末手当を。それ以外のことは条例ではうたえないようになっていますので、そこら辺じゃ考慮したんですか。

10 番

片桐議員

議案をよく見ていただければと思いますが、手当という言葉での記載は一切ございません。

それで、先ほどから述べられている法律に抵触するという部分ですけども、年齢加算の部分は抵触しません。手当分は明記されていますので、そこでの加算は行えないという事は重々承知をしております。

手当という記載での、今回、提案は一切ありませんので、もう一度御確認をお願いしたいと思います。

2 番

坂井議員

その関連で1つお尋ねしますけれども、年齢給を行っている自治体、複数ありますけど、その自治体に対して国から指導が入った、もしくは裁判所から憲法に違反する、そういう裁判例が出ているっていう事実はありますか。

10 番

片桐議員

これまで調査を行いましたし、また提案に当たっても聞き取りを行いましたけど、そういう事例は一切ありませんでした。

1 番

伊藤議員

それじゃ、3回目なので最後——これで3回目ですか。

議 長

はい。3回目です。

1 番

伊藤議員

地方自治法 204 条 2 号に、地方公共団体は、いかなる給与、その他の給与も、法律または、それに基づかなければ、それをその議会の議員 203 条 2、1 項の者に支給することはできないということで、既定の報酬プラスアルファは駄目という、これ、法律の理解、私は理解しております。

手当という言葉でなくても、出やすいような状況にするために加算することは、これはね、違法になるかと思えますんで、これ、慎重に検討すべき課題だと思います。

議事録でも、審議委員会で、事務のほうが、これは違法性があるとか、慎重に考えるべきだという回答がありますんで、そこら辺も考慮すべきだと思います。

議 長

質問は何ですか。

1 番

伊藤議員

質問は、だから、これは法律に私は触れていると思うので、それに対してどうですかっていうこと、ま、さっきと同じ回答になるかと思えますけれども、質問の仕方がちょっとまずかったんですけども、はい、そういうことです。

議 長

法令違反の件について、もう一度、じゃ、願います。

10 番

片桐議員

繰り返しになりますけれども、ほかの自治体でも年齢給が実行されていることは承知かと思えます。お答えしたとおり、指導が入っている、罰則が科されている事例は一切ありません。このことが答えかと思えます。(伊藤議員「4 回目は駄目ですか」と呼ぶ)

9番

星野議員

今言われているように、子育て世代、若い世代が出てほしいというのが望みだと思うんですが、若い世代が出ると議会が活性化されるというふうにお思いでしょうか。

それと、私が思うに、やはり議員が何期かやって替わっていくってことの方が要するに活性化していくっていうふうを感じるんですが、多く出てくる人たちがいるっていう状況をつくるほうがよいかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

10番

片桐議員

どちらも活性化だと思います。

ですし、若い世代だというくくりをしてありますけれども、今回は、いわゆる子育て世代ということで30代～50代を子育て世代としてあります。

各年代が均等に議員に出る、これは各年代の意見をまんべんなく抽出するというところに当たりますので、大いに議会活性化になろうかというふうに思います。

議長

ほかに……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

よろしいですか。

それでは片桐議員への質問は以上とさせていただきます。

片桐議員、自席にお戻りください。

〔片桐議員降壇〕

議長

時間が長くなっておりますが、このまま続けさせていただきます。

次に浜田稔議員及び三浦寿美子議員から出されました修正案に対する説明を求めます。

〔浜田議員登壇〕

6番

浜田議員

それでは修正案に対する説明を行います。

先ほどの片桐議員からの修正案の根本的な説明についてはほぼ同一でございますので、時間の関係もありますから、基本的なところは省略させていただきたいというふうに思っております。

まず修正案の中身でありますけれども、1つは定数、報酬の審議会の結論に縛られる財政的な背景があります。

それで、これは、もともとの町側の原案から増額された金額全体が原資として使えるんじゃないかというふうに考えました。これは22万5,600円、全体、各役職を含めた総合計がそれだけの金額になります。

それで、修正案では、まず基本的な、現在の、要するに今回の条例制定前の金額を加算前金額として固定すると、要するに現在までのとおりというのを基本に置きまして、それに対して重みづけをして加算額をそれぞれ決めていくという構想を検討いたしました。構想の前提としては、年齢による加算ではなくて、議員当選前の所得、これをベースにするというふうにするべきではないかというふうに考えました。

効果的には片桐案とさほど変わらないことになるんじゃないかというふうに考えているんですが、まず、具体的に言いますと、当選前の年収が100万円未満の当選者

については先ほどの原資の中に対して8倍の重みづけをする、それから100万円～150万円の所得だった方に対しては4倍の重みづけをする、150万円以上200万円未満の当選者に対しては2倍の重みづけをする、そして200万円以上の当選者に関しては1倍の重みづけをすると、こういう計算を行ってはどうかという提案であります。

その前に、その背景についてまず御説明しますけれども、説明資料を御覧いただきたいと思います。

2枚、裏表になっておりますけれども、この説明資料の一番背後にこのようなグラフがございます。このグラフは何かといいますと、所得金額階級別世帯数の分布です。これは2022年度でありますけれども、ずっとこの傾向は変わっておりません。それで、飯島町もほぼこの傾向になっていると考えます。

それで、具体的な数字を申し上げますと、世帯所得が一番代表的で、いわゆるモードと言いますけれども、最貧値、最も貧度の高い所得の世帯は年間200万円～300万円です。それに次いで多い世帯が年間100万～200万円です。3番目が年間300万円～400万円と、こういう所得分布になっています。

それで、問題は、やはり町民の中で、この町を何とかしたい、町の行政を改革していきたい、こういう意欲を持ちながら、全体として所得が低いためにそれだけの余裕が持てないという方が立候補をする機会を設けるべきだというのが今回の提案の根底になっています。

それで、特に若い方は低所得ということが傾向的には分析されていますので、当選前の所得に応じた給付をすることによって参加の機会が広がるだろうと、しかも、それは結果的には若い方の議会への参加を促すことになるんじゃないかというふうに考えました。

それから、逆のほうから1枚おめくりいただきまして、縦軸のグラフがあります。これは何かといいますと、県、それから市、これは政令指定都市を除きますけれども、それから町村の自治体ごとに、執行部側のトップ、県であれば県知事、市であれば市長、町村であれば町村長、この月額報酬と、それから議員の月額報酬を比べたグラフです。

このグラフを見ると非常に明確な傾向があります。例えば県では県知事に対して県議会議員の報酬は知事報酬の68%、7割近くの報酬をもらっていると、それから市長に関しては市長の月額報酬に対して47%の月額報酬もらっていると、平均で大体月額40万8,000円ということになります。

それで、ところが、町村になりますと、これは全国の平均ですけれども、町長の月額報酬に対して町村議会議員は30%、つまり県の状態に比べれば半分以下の比率の月額報酬しかない、活動量は、私は変わらないと思っています。

つまり、早急に解決しなければいけない一つの問題は、非常に月額報酬の低い町村の議員が低額の報酬の下で活動しているということが一つと、そのことが、言ってみれば立候補者の減少、無風選挙を招いているということで、これを根本的に改善しなければいけないということが一番基本にあります。

それで、そのために、先ほど申し上げたように、様々な階層の方が立候補して活動を

続けられるように配分を決めていくような修正を提案するものです。

なお、一番原則的なことを申し上げれば、実は、議員報酬は確かに共通であるべきなんです。議員というのは、当選すれば1人1票、それで、県議会も市議会も議員間の報酬に差をつけているという慣例はありません。

ですけれども、現状、先ほどお話ししたように、町村議会の議員の報酬がこれだけ差がある以上、この改革の過程においては一定の差をつけることはやむを得ないのではないかとこのことを考えて、今回、そういった補正を行うといたしますか、加算を行うという方法を検討いたしました。

それで、その結果どうなるかということなんですけれども、参考資料の1ページ目に戻っていただきまして、幾つかのパターンについて検討いたしました。

事例1ですけれども、これは200万円未満の議員が1人もいなかったと、全て200万円を超える議員だけで構成された場合、この場合には、さっきの22万5,600円を12人で割り返した値が加算額として加えられます。その結果、現行の例えば議長であれば28万8,200円が30万7,000円になると、割合は差がちょっと縮まるんですけれども、ほぼ現行と同じことになる、こんな形になります。

それから、事例2については、200万円以上の議員が、要するに選挙前200万円以上の所得があった議員が11人であったと、それでお一人だけが200万円未満150万円以上の所得であったと、この場合には、この方を2ポイントというふうに考えますので、12で割るのではなくて、13で割り返すということで、配分原資は先ほどの事例1の場合で1つの単位が1万8,800円であったものが1万7,300円になって、それで200万円以上の議員については1万7,300円が均等に加算される、それから200万円未満の議員に対しては3万4,600円が加算されると、こういうやり方になります。

以下、幾つかのパターンについてありますけれども、時間が長くなりますのでお目を通していただければとうふうに思います。

それで、この結果、何が起こるかといいますと、まず一つは、ほぼほぼ原資は、100円以下は切り捨てますので、原資はそのまま有効に活用できるということになります。

それから、極端な差はつかない一方、やはり当選する前に、立候補するときに非常に所得が少なかった方については適正な月額報酬が与えられるというのを計算した結果、見いだすことができました。

ですので、議会は町の予算の総額を超える予算を提案することはできないわけですが、その範囲では最も有効な配分案ができ、それで、しかも低所得者で町の改革に意欲を持っている方の立候補を促す効果もあり、とりわけ所得の低い若い皆さんの立候補の意欲を誘導することもできるだろうということで提案をいたしました。

以上が提案趣旨の説明であります。

議長

ここで浜田議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番

伊藤議員

浜田議員も今説明で言われたとおり、議員報酬というのは一定の額なんです。そ

れで、市も県も国も同じ、一律です。

ただ、中川村だけ議員定数に加算した手当するだけ、これね、抵触すると私は思います。ただ、国とか、そういう法律のほうで知らないだけで。

江藤教授の文書にこういうことがあるんですよね。これに対してちょっと回答してください、これ質問ですから。

審議会の意見には議員報酬や手当には法による縛りがあることという意見が出ています。

それで、町会議員は職業、職業っていうのは生活を維持するための日々従事する仕事ではないため、生活給ではない。また——ここから江藤教授の話ですが——議員報酬の役務の対価という性格を考えれば年齢別報酬は異質である——性質が全然違うんです。

それで、法律の解釈は、最終的にこれは司法が担うことですが、もし住民から監査請求、住民訴訟あった場合ね、これを正当な理由として答えられるか、これを念頭に置けば慎重な議論が必要になると、こういうこと言っているんで、こういう考えは非常に大事だと思うので、そこら辺をどういうふうに考えるか、お願いします。

議長 伊藤議員、今は年齢についてっておっしゃいましたけど、浜田さんの年齢差額ではないんですが、そこはどうですか。

1番

伊藤議員 すみません。年齢ではないけど、議員の格差をつけて支払うっていうこと自体に対して。

議長 格差についてです。

浜田議員、お願いします。

6番

浜田議員 それは最初に説明したとおりです。

もともと一律であるべきだというのが大原則だと思っています。

けれども、その大原則を守るに足りない報酬が現在町村においては行われていると、それで、これを是正するために、これが例えば市とか県並みに至るまでのプロセスでは一定の差額を設けることは避けられないだろうと、それで、法的には、別に中川村は提訴されているわけでもありませんし、それから、法律論としては、国が上位、地方自治体が下位というわけではなくて、横出しの法律っていうのはたくさんあります。もっとありふれた例を言いますとね、例えば禁煙に対して、歩行禁煙にしたりして罰則を科すると、これを自治体で勝手にやってしまうことは可能なわけですよね。

そこまで国は法律を縛ることはないというふうには私は考えていますので、御指摘には当たらないと考えます。

議長 ほかに……。

3番

折山議員 浜田議員にお伺いします。

今回、町からの提案っていうのはね、基本的には、みんな、これはもっともだになって一つの理屈はありますよね、20年間放置しておいた、社会的な物価情勢、それから

賃上げの背景、これを受けて20年ぶりに見直そうよ、一律で引き上げよう。

だけど、2つ修正案が出てきた背景には、振り返ってみると、町民アンケートをやりました、アンケートの抽出母数からいくと、あれを全部の町民の意向と受け止めていいほどの精度でありました。その中では、若い人に出てくれってということじゃなくて、政策には幅広い年代の意見が必要だから、その人たちに、幅広い年代層が議員に立候補できるように配慮、その声が強かったわけであります。

それで、幅広い年代層、特にうちは高齢者ばかりでしたので、若い人たちが出やすい環境づくりのために、そこの世代を対象にした引上げを審議会でぜひ検討してください、これが今までの——1人の議員は全員引き上げると、ほかの議員の多くはそこを配慮した申出だったように思います。

それで、先ほどからお聞きしていると、最初の修正案のほうは明確にその年代が見えておりました。

浜田案、修正案を見ると、先ほど浜田さんは若い人たちは年収が少ないっていう言い方をされましたが、それは今の時代、当たらないと思うんですね。

比較的それが明確でないような気がするんですが、その点、明確なお考えを持ってされているのか、もう所得優先で加算をしようというお考えなのか、どちらにウエートを置かれておるか、お聞きしたいと思います。

6番

浜田議員

この表にはつけなかったんですけども、煩雑になるもんで。実は前回の全員協議会の中で年齢別の所得分布を示しました。議員の皆さんはもしかして覚えておられるかもしれませんが、それを見ると、やはり若年層の全体の所得が低かったんですよ。

それで、多分55歳から60代後ぐらいになると、もう少し前からかな、45歳とか50歳前後になると比較的豊かな層が増えてきたと、それで、これは、もちろん会社でポジションのアップがされたりとか、逆にそれ以上になると、逆に扶養家族が自立していったとか、そんな理由あると思うんですが、それはデータからは読み取れませんでしたけどね。

ただ、少なくとも若い方々が、さっきお話ししたこの分布に比べてどうしても低所得側に偏っているという事実はあのデータでお示しできたというふうに思っております。

それで、一方で、じゃ、年齢別というのは確かに非常にクリアなんですけれども、ただ、そこには生活の違いが反映されてないわけですね。これをやると、あまり、個人の名前申し上げますけど、伊藤議員がおっしゃるように、子育て、例えば扶養家族がいるとか、子どもさんがいるとか、いないとか、そういう要素は考慮される傾向になるんじゃないかなというふうに私は考えました。

それで、そうやると非常に複雑になって、結果的には手当の性格を帯びてくるんじゃないかということ私は懸念しまして、そういう傾向のない提案をさせていただいたと、そういうことであります。

議長

3番

折山議員

ほかに。

それじゃ、最後、2回目で最後にしますが、修正案が2つ出てきましたので、代表し

て浜田さんにお聞き——2者を代表してね、お考えは多分そろっていると思うんでお聞きするんですが、今回、もっともだと思ふ町側の提案をあえてやったのは、このタイミングで初めて、議員報酬の財源、増やすための財源が出てきたと、我々は何もその財源がないときに議員の報酬を増やすような、いわゆる執行権を侵すような条例の改正はできない、だから今回がそのタイミングだという理解で発議をされたのかどうか。

それでまた、これが十分だと考えているのではなくて、あくまでも執行権を侵さないために、町のこれから提案されるであろう予算額を想定した範囲の中で、不十分ではあると思うけど改正にこのように踏み切った、狙いは若い人たちの立候補を促す、こういった趣旨の改正案に今回踏み切った、こういうことの意味でよろしいですか。

6番

浜田議員

全くそのとおりです。

私どもは予算の編成権を持っておりませんので、前回はキャップなしの、天井なしの議論を積み重ねていろんな案を検討してきました。

それで、今回、この増額分については、不十分とはいえども、我々にとっては歓迎すべきものだと思います。

ただ、その一方、残念ながら、定数報酬小委員会が長い時間をかけ、それから町民の皆さんからのアンケートで生の声をお聞きした結果、あそこでは、定数は現在のままでよろしい、それから、先ほど繰り返し御説明しましたけれども、議員報酬は引き上げるべきである、あるいは実態に即して上げるべきであるという答えが60数%に及んでいたと、この町民の意思を直接反映するような改正にすべきだという点については、私も、恐らく片桐議員も同じ意向だというふうに思っております。

ですので、この機会に直接町民の声を反映する報酬案に変更したいということを希望しております。

議 長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

浜田議員、自席にお戻りください。

〔浜田議員降壇〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

ただいま2つの修正案が出されましたので、第3号議案は総務産業委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

5番

宮協議員

先ほどもちょっと触れましたとおり、本当に長い間、議論を重ね、全員協議会の中でも方向性が定まらないものを総務産業委員会に付託されても、この短い期間、それから6人程度の人員で議論をしても結論を導くことができないと、そんなふうに判断をしますので、ぜひ総務産業委員会に付託するという方向をやめていただきたいと思っております。

ども、よろしく申し上げます。

2 番
坂井議員　　まず、先ほど少し話がありましたけれども、即決ではなくて、最終日にするという
ことで、今後、お諮りすると思うんですけども、そこで日程変更が通った暁には、今の宮
協議員の発言にあったとおり、これは片方の委員会で審議するにはあまりに大き過ぎる
事案だというふうに考えますので、そこは議員全員で討議をする場を設けるべきだと考
えます。

議　　長　　以上です。

1 番
伊藤議員　　ほかに。

議　　長　　私も全員協議会でいいとは思いますが、今町から出た第3号議案に対して、これは賛
成、反対の決は採らないということによろしいんですか。ないっていうこと……

1 番
伊藤議員　　修正案が出ましたので……

議　　長　　あ、修正案、いや、修正案に反対で、町の提案でいいですよっていう、それはないん
ですか。

1 番
伊藤議員　　ないです。

議　　長　　ないですか。

1 番
伊藤議員　　はい。

議　　長　　今回、だから、委員会付託なれば……

1 番
伊藤議員　　いや、でも、付託になればですが……

議　　長　　ここは委員会に任せますので、ここではありません。委員長報告の後、討論、採決に
なります。

1 番
伊藤議員　　そうすると、町の修正案に対しての決はないっていいんですか。

議　　長　　それもやります。

1 番
伊藤議員　　ないですか。

議　　長　　あります。

1 番
伊藤議員　　それはどこの場面ですか。もう一回、ちょっと確認します。理解が悪くて……。

議　　長　　暫時休憩します。

休　　憩　　午前10時52分
再　　開　　午前10時55分

議 長	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>ただいま宮脇議員から総務産業委員会の付託について異議が出されました。</p> <p>この件につきまして委員会付託すべきかどうかという賛否を問いたいと思います。</p> <p>この賛否は起立によって行います。</p> <p>委員会付託に賛成の方は御起立を願います。</p> <p>[賛成者起立]</p>
議 長	<p>なし。委員会付託なしと認めます。</p> <p>続きまして、本案は最終日に採決することが適当だという意見が出されました。</p> <p>この件について賛否を採ります。</p> <p>最終日に採決するのが適当と思われる方の起立を求めます。</p> <p>[賛成者起立]</p>
議 長	<p>起立全員です。したがって、この案件は委員会付託なし、最終日の採決に決定いたしました。</p> <p>ここで休憩を取りたいと思います。では、再開時刻を11時15分といたします。休憩。</p>
休 憩	午前10時56分
再 開	午前11時15分
議 長	<p>休憩を解き会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>日程第7 第4号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>[唐澤町長登壇]</p>
町 長	<p>第4号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本条例案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が11月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。</p> <p>細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>[唐澤町長降壇]</p>
健康福祉課長	<p>補足説明</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
2 番	
坂井議員	<p>すみません。今、条文の改正について説明をしていただいたんですけども、具体的に何か支給額とか支給要件とか、そういったものが変わるってことはあるんでしょう</p>

か。

健康福祉課長 この改正によりまして、町の福祉医療給付金の給付に関しても、先ほどの児童扶養手当、また特別扶養手当と同様に支給の要件が緩和されると、こういった内容となると思います。

議長 ほかに……。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
最初に原案に反対の討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これから第4号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮らいいいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町長 第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法が改正されたことに伴い所要の改定を行うものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
〔唐澤町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 最初に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 次に賛成討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 ほかに討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）
 日程第10 第7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第11 第8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第12 第9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第13 第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第14 第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）
 以上6議案を一括議題といたします。
 それでは本6議案につき提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第6号議案から第11号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。
 まず第6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。
 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,648万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ61億9,645万9,000円とするものでございます。
 主な歳出の内容につきましては、来年度の役場機構改革に伴います窓口カウンター設置工事等におよそ1,000万円、高齢者に対する新型コロナウイルス定期予防接種委託業務に1,600万円、予算組替えによる石曾根地区の農用地造成工事に1,100万円、地元要望等に対する町道の構造物補修工事及び除雪関連費用等に合わせるとおよそ2,400万円を

増額するものでございます。

一方、後期高齢者医療特別会計繰出費につきましては、療養給付費負担の確定等に伴いましておよそ100万円、飯島公民館エアコン設置工事は事業完了により450万円の減額をそれぞれ計上いたしました。

そのほか、公共施設修繕や各種事務事業に対応するため必要な経費を補正計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金や県支出金、財政調整基金等により歳入予算を増額補正するものでございます。

続きまして第7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,912万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億3,693万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費に関する県の支出金、過年度保険給付費等返還金の確定等による補正を行うものでございます。

歳入では、県支出金を2,924万円減額し、財産収入を9万9,000円、また繰入金を2万1,000円増額するものでございます。

歳出では、保険給付費を2,923万8,000円減額し、総務費を2万1,000円、保健事業費を6,000円、基金積立金を10万円、諸支出金を389万2,000円、それぞれ増額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,667万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和6年度の後期高齢者医療広域連合納付金の確定により補正を行うものでございます。

歳入では繰入金を265万3,000円減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を265万3,000円減額するものでございます。

続きまして第9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億4,007万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、地域包括支援センターの運営に関する事業費を補正するものでございます。

歳入では、国庫支出金を2万7,000円、県支出金を1万3,000円、一般会計繰入金を1万4,000円それぞれ増額し、歳出では地域支援事業費を7万2,000円増額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。

支出につきまして、営業費用 234 万 2,000 円を減額し、支出総額を 2 億 3,323 万 7,000 円とするものでございます。

主な支出につきましては、漏水調査後の漏水修理費を 100 万円増額し、総係費、人件費を 334 万 2,000 円減額するものでございます。

続きまして第 11 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。

支出につきまして、営業費用 311 万 5,000 円を増額し、支出総額を 4 億 2,074 万 9,000 円とするものでございます。

主な支出につきましては、飯島処理場構内工事を 50 万円、総係費、人件費を 261 万 5,000 円増額するものです。

以上、その他細部につきましては、第 6 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げます。第 7 号議案から 11 号議案の特別会計等につきましては御質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長 補足説明
総務課長 補足説明
住民税務課長 補足説明
健康福祉課長 補足説明
産業振興課長 補足説明
建設水道課長 補足説明
地域創造課長 補足説明
教育次長 補足説明
議 長

提案理由の説明がありました。

ここで昼食のため休憩をしたいと思いますと思いますが、1 時 30 分でよろしいでしょうか。いいですか。それでは再開時刻を 1 時 30 分といたします。休憩。

休 憩 午後 0 時 11 分
再 開 午後 1 時 30 分

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

これから先ほど説明のありました令和 6 年度補正予算 6 議案につきまして一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

10 番
片桐議員 15 ページが中心かと思えますけど、機構改革によるという話がありました。総額で 1,000 万円超えぐらいになるのかなと思うんですが、ちょっと概要の御説明をお願いします。

副 町 長 機構改革で1課が減るということになっておりまして、そのスペースのところをどうするかと、今検討をしておるところでございます。

その辺のところと、それから、役場庁舎の中のカウンターにつきまして、できるだけちょっとローカウンターにしたいなということがございまして——今調整中でございますけれども——そういう工事を含めまして、住民に開かれた役場というか、そういう格好のものをつくっていきたいというふうに思っております、多少、住民の皆さんがそこで憩えるというか、そういうようなところも長年のうちには作っていく、その準備といたしまして改造費を計上しておるわけでございます。よろしく願いいたします。

議 長 ほか……。4 番

坂本議員 移動販売車の、ページがちょっと……。29 ページのウエルシアに委託ということで、移動販売車導入補助ということで 200 万円っていうふうになっているわけですがけれども、新聞報道では老朽化ということで、新しく買うとなると結構な金額になると思うんですけど、これを 200 万円にした理由は、どういう理由で 200 万円になったんでしょうか。

産業振興課長 移動購買車の関係の 200 万円の補助でございますけれども、ああいった車両は、当然、改造が見込まれます。通常は 1,000～2,000 万円ほどかかるかと思えますけれども、この 200 万円は市町村の一部負担ということで、もう既に全国でも展開されている中で、協議の上、この金額となりました。

議 長 ほかには……。4 番

坂本議員 すみません、もう一つあるんですが、教育費の中の 5121 の 405 万円の財源組替えていうことで、これは、先ほど、パソコン、ICT教育タブレットとは別だったと思っっているんですけども、この財源組替えは何だったんでしょうか。

教育次長 タブレット関係で、基本的には、プラマイはありません。

議 長 よろしいですか。4 番

坂本議員 はい。

議 長 ほか……。11 番

吉川議員 27 ページ、責任でやっておりますから、多面的機能支払いのさっき言った交付金の関係がかなり内示のために減少という形の中で、私のほうでも要望を出しておりますけれども、ちょっとそこら辺の話を聞かせてください。

産業振興課長 多面的機能支払いの関係の御質問をいただきました。今回、内示見込みということで補正をいたしておりますけれども、農地維持や共同活動っ

ていうのはおおむね 100%前後、またその近くで交付される見込みなんですけれど、やはり長寿命化というものは非常に交付率が悪うございます。今の見込みでも7割ほどを見ております。今後、若干変動もあるかもしれませんが、このくらいの見込みということで、今、県と話をしております。

それで、これについては、飯島町としては、国、県、また代議士においても、農地を守っていく上でも、また飯島町の農業設備においても老朽化がある中で、非常に遺憾だということで、この部分は強くいろいろな場面で要求をさせてきていただいております。以上です。

11 番

吉川議員

総務産業委員会のほうで議論をいたしすけども、いずれにしても、あれですね、長寿命化という形で私どもも要望書を出しておりますので、今後、私も含めて、国のほう—また国のほうでも予算編成の時期に入ってきておりますので、間に合うかどうか分かりませんが、今後、一緒に要望活動をしていきたいと思っております。

議 長

ほかに……。

4 番

坂本議員

ちょっとページがすぐ出てこないんですが、光をそそぐ補助金で補助金を受けた方が1件返金ということになった理由は何かということと、もう一つ、地域おこし協力隊が途中で辞めることになったっていう、その方の業務内容と理由は何だったのか、その2点をお願いします。

地域創造課長

歳入のほうで諸収入、雑入のところは160万円という返還金を今回補正させていただきました。

先ほどの説明でも事情によりというお話をさせていただきましたが、ちょっとこの場で具体的な内容を申し上げるのがなかなか難しいので、本人の御都合ということで御理解をいただければありがたいと、ということは、結局、取得したんですが、お住まいにならずに転出していく理由が出てしまったということで御理解いただきたいと思っております。

それから、100万円の協力隊の起業した場合への補助金の関係ですが、i i ネイチャーのほうで活躍されていた隊員が今年の中途でお辞めになられたんですけれども、要綱上、飯島町に住んで、飯島町で起業した場合は100万円の補助をお出しして支援するという要綱になっておまして、それが目的にちょっと合致しませんので、予算計上はさせていただきましたけど、交付をする見込みがないので、今回減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

坂本議員、3回になりましたので、お願いします。

ほかにありませんか。——よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

第6号議案から第11号議案は審査に時間を要すると考えられるため、12月19日——定例会最終日にこれを採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、本6議案は12月19日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長 日程第15 第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副 町 長 [宮下副町長登壇]
第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。
与田切公園は令和5年度から株式会社伊那リゾートを指定管理者として管理、運営を行っておりますが、指定管理の期間が令和7年3月31日をもって満了することから、次期の管理者について公募を行ったところであります。
本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の候補者となった株式会社伊那リゾートを与田切公園の指定管理者として指定するものです。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
[宮下副町長降壇]

地域創造課長 補足説明
議 長 提案理由の説明がありました。
これから本件に対する質疑を行います。
なお、議事の運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いをいたします。
質疑はありませんか。

2 番 坂井議員 この件は10月18日にプロポーザルが行われたってことなんですけども、2年前の指定管理者選定のときにどういった内容で審議がされたかという資料が配付されたと思うんですけども、今回、総務産業委員会に付託された場合、総務産業委員会にその資料を配付するという考えはありますか。

地域創造課長 2年前も、そういった御要望といいますか、あれがありましたのでお出ししたという経過がございますので、今回も委員会でそれを提示というお話があれば、こちらとしてお出しすることは可能でございますので、また御指示いただければと思います。

2 番 坂井議員 ありがとうございます。
それに関連してなんですけれども、以前、元というか、伊那リゾートの前の指定管理者の入場者数と伊那リゾートになってからの入場者数をまとめた表というのを以前いただいたんですけども、それも改めて、また総務産業委員会で示していただければなど思いますけれども、いかがでしょうか。

地域創造課長 | こちらで持っているデータは御提示できますので、こんなデータをちょっと用意してくれということ事前に言っていただきますと大変ありがたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

議 長 | ほかに……。

1 番

伊藤議員 | 伊那リゾートさんが指定管理に決まったということで、私たち議員は、伊那リゾートという会社がどのような会社で、どのような規模で——大体どんなことをやっているかは分かりますが——一度、議員の前でどんな会社ですよってという説明、それが可能なら、質問やなんか、意見を出し合ったり、方針を聞いたり、それが可能ならそういう機会を設けていただければありがたいと思いますが、そこら辺はどうですか。

地域創造課長 | 委員会等の審査のときに候補者が自ら来てお話をしていただきたいということによろしいですかね。

議 長 | 議会からそういう御要望があって、伊那リゾートのほうで出向いてというような同意ができれば、できると思うんですが、ちょっと議会のルールを私も全部は分かっておりませんので、ちょっと後ほどしっかり検討させていただいて、対応は不可能ではないと思いますが、ルールがあると思いますので、ちょっと確認しながらということをお願いしたいと思います。

議 長 | ほかに。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

ただいま議題となっております第 12 号議案は総務産業委員会に付託し審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は総務産業委員会に付託することに決定いたしました。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日の会議を閉じ、これで散会といたします。

御苦労さまでございました。

事務局長 | 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会 | 午後 1 時 4 6 分

令和6年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域再生における強い自治体の秘密について 2 地方議会の女性議員について 3 地域活性化起業人について 4 農山村の将来像について問う
宮 脇 寛 行	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹産業の農業支援について 2 防災関係について
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 町道の除雪対策について 2 危険個所のカーブミラー設置について 3 国民スポーツ大会後の柏木運動場整備について 4 新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会懇談会の課題は 2 町政合併70年を2年後に控えて 3 学校と地域の在り方を問う 4 第三の居場所について 5 軟骨伝導イヤホンの窓口設置を
堀 内 学	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の将来計画を問う 2 伊南バイパス周辺の活用を問う

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	<p>○都市計画マスタープラン・立地適正化計画</p> <p>1 町長が描く町の姿は</p> <p>2 都市計画マスタープラン改定の現状と推進は</p> <p>○人口減少への対策と役場機能の考え</p> <p>3 庁舎人員体制の現状と今後の計画</p>

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年12月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い いたします。 11番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11番 吉川議員	おはようございます。(一同「おはようございます」) 通告により始めさせていただきます。 今回は4項目の質問事項について通告いたしました。キーワードは人口減少対策で ございます。 なお、4項めの質問事項については時間が足りましたら質問させてください。すみま せん。よろしく申し上げます。 「1 地域再生における強い自治体の秘密について」「2 地方議会の女性議員につい て」「3 地域活性化起業人について」「4 農山村の将来像について問う」、この4つで ございます。 まずはお断りをしておきます。今回の内容については、出典は「新データで読む地域 再生「人が集まる県・市町村」はどこが違うのか 日本経済新聞社地域報道センター編」 で、日本経済新聞出版であります。著作権が発動される心配があり、記者への問合せを 実施しております。結果、議会での配付のみに限定、議会ウェブサイトへの掲載や傍聴 者への配布は御遠慮いただきたい旨、ありました。よって、配付された資料は議会と町 当局者のみとさせていただいております。傍聴関係の方は御承知おきをください。 なお、パネルについては、抜粋での私の入力のため、お許しをいただいております。 また、参考事例については、自治体の環境は地域によって違いますので、強い自治体 の秘密については参考にならないかもしれませんが、日本経済新聞社地域報道センタ ーが出されました内容を一緒に学習しながら先進モデルの掘り起こしとして共有していき たいと考えます。

高齢化の進展や若者の都市圏への流出、それに伴う働き手の不足や活力低下など、地方を取り巻く環境は厳しさを増しております。しかし、各地で閉塞感を打ち破ろうと奮闘している人たちもおります。データを通して、そうした営みから先進モデルを掘り起こし、発信することで飯島町に連鎖反応をもたらしたらとの思いを込めての一般質問となりますので、よろしく願いをいたします。

資料とパネルと一緒にいきますので、よろしく願いをします。

質問事項1「地域再生における強い自治体の秘密について」、1—1、地域再生、人が集まる市町村はどこが違うと考えるのか、まずは、最初に町長の所見、考え方をお答えください。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

12月定例会の最初の質問ということで、地域再生、人が集まる市町村はどこが違うのかという質問でございます。

人が集まる市町村につきましては、そこに住む人たちが地域に魅力と誇りを感じている、そのことが最も大切なことの一つであると考えています。そういった皆さんが生き生きと暮らし、生活をする中で、地域ならではの地域資源の魅力を発信したり、新たなアイデアや切り口で様々な地域活動やまちづくり事業を行っていったりすることで地域が活性化し、にぎわいづくりに成功しているものと考えています。

そのためには、地域の皆さんが頑張ることも大事ですけれども、民間のマーケティング力や独自で多様なノウハウを活用し、若い人のチャレンジの場を設け、官民連携でのまちづくりが重要かと思えます。

そして、人づくりはまちづくりでもあると考えております。人材育成の重要性も大切と感じているところでございます。

人が集まり継続的なにぎわいをつくるためには、そこに住む人や企業、自治体など、多様な多くの皆さんが関わる中で継続して地道に様々な事柄に取り組んでいくとともに、人づくりにも力を注いでいくことが重要と考えています。

全国で少子高齢化や人口減少が進む中で、人が集まる町、にぎわいのある町、そういった事例を参考にして研究しているところでございます。

私は2つ挙げたいと思います。

1つは兵庫県豊岡市です。こちらは人口が7万4,000人ほどです。面積は飯島町の8倍ほどあります。それで、様々、海があったり山があったりして、いろいろな地形の中で「命への共感に満ちたまち」というスローガンを掲げてまちづくりをしています。

今年2月15、16と、副町長以下——コウノトリのまちづくりを進めておりまして——勉強のために研修に伺ったところであります。その際、観光としては志賀直哉の城崎温泉がありますので、そちらに寄って観光も勉強してきてほしいということで研修に行っていたところでした。

飯島町も生物の多様性に取り組む中でミヤマシジミのまちづくりを進めていきますけれども、こういったところを豊岡市に学んできたいということで研修に行ったところ

であります。

それで、今、豊岡市は全国的にも非常に注目を集めています。豊岡メソッドということで、メソッドっていうのは目的を達成するための手順ということですが、豊岡メソッドを全国的に採用しているところが増えてきています。これは人づくりです。豊岡市の人づくりというのはずば抜けておりまして、これを参考に、長野県、それからまた伊那市や飯田市、そういったところもこれから取り入れていきたいということでもありますけれども、飯島町としても豊岡メソッドを取り入れながら人づくりに挑戦していきたいと考えています。

もう一つは、山形県西川町というところがありまして、こちらは人口が4,500人くらいですけれども、面積的には飯島町の5倍ほどあります。月山のスキー場や温泉が有名でして、ここに就任した町長は、国のデジタル田園都市推進本部の事務局をやったり、あるいはまち・ひと・しごと創生本部の事務局をやったりしておりましたけれども、このたび西川町へ戻りまして、町長として活躍されています。

この方は、主にそういった前職の強みを生かしながらDXを中心にまちづくりを進めています。

また、つなぐ課ということで、私の「つなぐ」ではありませんけれども、各課を横断的につないでいくような課をつくって町政を進めているということで、町政の進め方についていろいろと——町長の菅野さん、この方と度々行き会う機会もありますけれども——そういったことを勉強しながらまちづくりを進めているところであります。

こういった元気のある全国の市町村を参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

[唐澤町長降壇]

吉川議員 時間がないので、4番のほうに関連してくるということではありますが、魅力と誇りが大事という形で、人づくり、このことが4番のほうに出ていますけれども、考え方が分かりました。

それでは1—2、人口減対策についてどう考えているか、(1)人口減対策、移住促進について、①人口推計についてであります。

町の2040年推計人口はどうでしょうかということで質問を行います。

企画政策課長 令和2年10月に策定いたしました飯島町人口ビジョンの将来人口展望では、町の2040年推計人口は7,685人でございます。

吉川議員 全国的な——先ほど言いました資料、配付資料の1ページ、資料1であります。

「将来人口、市区町村3割で上振れ」ということで、特に左の表、ベストスリー、2013年推計と2023年推計を比較したものであります。2040年推計人口の変化、1位は東京都ですね、増減率17.9。2位が千葉県、11.2、第3位、埼玉県10.3、長野県は第9位、4.5%増という形になっております。

それで、パネルのほうを見ていただきますけれども、事例という形の中にありますように、特に千葉県流山市、2005年のつくばエクスプレス開業で住宅や商業施設の開発が進んだことが大きいわけでありまして。市も「母になるなら、流山市。」をキャッチフレーズ、

キャッチコピーを掲げております。子どもの住み替えの希望に応じる相談窓口の開設と駅を利用する共働き世帯への駅前送迎保育ステーションを開設しておるということで、かなり流山市は人口が増えているという形です。

2つ目の事例については、山梨県早川町というのがあるんです。日本一人口の少ない町、山梨県の西部、南アルプスの麓であります。2024年12月1日付の人口については863名、男性438、女性425と、世帯数は535戸という小さい、日本一人口の少ない町であります。これは、給食費や教材費、義務教育費を完全に無料にしております。16歳になる年度当初から36か月——3年間、月5,000円を給付しているという状況でございます。

私の感想として、若い世代の地方への関心は以前より高いと、自治体が教育や雇用などを切磋琢磨しながら充実させて、地域に人が分散すれば多様なアイデアが生まれて社会全体の活力も高まるというふうに考えております。

次に、②直近の出生率ということであります。

また、通告書では「政府」の「政」が抜けておりますが、2022年、政府の希望出生率は1.8ということですが、飯島町の目標はいかがでしょうか、お答えください。

健康福祉課長

直近の合計特殊出生率につきましては、令和3年が1.48、令和4年が1.06、令和5年が1.08となっております。

目標につきましては、町の第6次総合計画などの計画に定めてはございませんが、令和2年10月に策定しました飯島町人口ビジョンにおいて人口の自然動態の将来展望は国の合計特殊出生率の目標水準に準拠し推計するというにしております、国の目標水準は令和12年で1.80というふうになっております。

吉川議員

それじゃ、これも配付資料の3であります。

27都府県で出生率が2005年より上昇したという記事でありますけれども、これも徳島県が出生率1.42、宮崎県1.63、鳥取県1.60であります。長野県は34位で1.43という数字が出てきております。

希望出生率ということでありまして、若い世代の結婚、出産の希望がかなったときの出生率の水準ということでありまして、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者が9割を占めた調査を前提に、夫婦が予定する子どもの数2.07人に離婚などを勘案し、1.8を国で想定した数字であります。

資料5、希望出生率1.8という数字でありますけれども、山梨県に忍野村っていうものがあるわけですが、これは企業と一体で子育て支援をしているということでありまして。希望出生率については、ベストスリー、沖縄県34.1、宮崎県26.9、島根県21.1ということで、長野県は5.2ということで18位ということでございます。

それで、パネルのほうでございますけれども、出生率の表であります。

そこに例があるわけでありまして、徳島県美波町であります。月1回、助産婦や看護師らによる相談会開催、町内で出産した母親の9割が相談会に参加、それから出産後も働き続ける女性が増加をしております。2020年の女性管理者比率は19.6%、全国平均の15.7%を超えてトップであります。

また、宮崎県えびの市については、電子部品工業の町、社員 700 名、7 割が女性であります。女性管理職比率も 3 割、育休取得は 100%であります。

鳥取県は、女性管理職比率が 17%、子育て王国とつとりを宣言しております。

要するに出産後も働き続ける女性の影響が大きく貢献しているということ、それから、やはり働く場所があるので女性管理職の比率もアップしているという状況でありまして、出生率が高くなっている傾向という表でございます。

次に希望出生率であります。

事例としては、九州、沖縄、特に奄美群島の徳之島、出生率 1.8 以上が 8 年続く市町村のうち 2022 年の出生率が最も高いという、これは第 2 子以降の保育料は所得制限なく無償にしているという理由であります。

鹿児島の徳之島、島ぐるみで支える小宝島、村では引き止めのため住宅の新築・購入時に 100 万円を補助しているという状況であります。

感想として、結婚、出産に経済的要因は無視できないわけでありまして。安定した職は出生率の高さにつながります。

一方で、日本全体の成長力や働く人の可処分所得を増す政策の推進も大事と考えております。

③子ども予算の児童福祉費は、過去年に比べ 2024 年度の増加率はいかがでしょうか。

教育次長 子ども予算の児童福祉費につきましては、今年度当初予算ベースで約 5 億 1,900 万円でございます。

なお、過去 5 か年平均に比べ 18%増加している状況でございます。

吉川議員 非常に増加しているってということで、5 億 9,000 万円、非常にうれしいことで、特に子どもの予算、児童福祉、これが一番重要であります。

資料にありますように、次のページを見ていただきたい。P 7 であります。

児童福祉費、どこの県もやはり 4 割増ということで、かなり、10 兆円を超えておるといふ形であります。

沖縄県、あるいは千葉県、北海道で増加率が多くなっております。長野県は、まだまだ、35 位ということで、大体 36%ぐらい、2021 年度の児童福祉費の 2016 年度比較でありますけど、そんな状況になっております。

それで、資料の 8 ページ、左の下のほう、児童福祉費と若年人口が増えた市区町村であります。鳥取県、これは「ひえづそん」って読みますけど、日吉津村、これは児童福祉費増加率が 3.5 倍になりまして、若年人口増加率は 5.3%と、一番、非常に若年人口も増えているという状況でございます。

パネルのほう、見にくいかもしれませんが、見ていただきたいと思います。

事例については、奈良県川上村、児童福祉費、生まれた子への計 30 万円の祝い金、高校生への月 5,000 円の子育て応援手当、高校生の通学費も月数 1,000 円補助、保育料は 2 歳児まで無料、保育士は国の配置基準の 1.5 倍確保、小児科医や産婦人科医がいない不安は 2021 年からオンラインで医師に無料相談をしておるところであります。

長崎県佐々町、ここは 1 万 3,769 名の人口でありまして、隣接自治体については佐世

保市であります。2015年に5人だった保育士を7人に増やしております。

また、先ほどありました鳥取県日吉津村、保育所を認定こども園として子どもを預けやすくし、定員を140人と20人増やしておるという状況であります。

東京都、人口が集中する18歳以下に5,000円の給付をしております。

感想として、限られた財源で有効な対策を立てる上でも事業の効果検証まで予算化しておくべきと考えます。

答えは要りませんが、そういうふうを考えます。よろしく願いいたします。

続きまして④子育てしやすい町、共働き・子育てしやすい町として待機児童の実態はどうかという形であります。

町長も御存じかと思いますが、私の知っている子どもさんも飯島保育園に入れず、父親の会社にある箕輪町の保育園に入れていると聞いております。父親の勤めが箕輪ですので帰りに父親が乗せてくるということではありますが、非常に大変なことだというふうを考えております。何とか地元の保育園に通わせる手だてが必要かと感じるわけであり

ます。

そこら辺の待機児童の考え、子育てしやすい町という形の中でお答えください。

教育長

待機児童の実態についてお話しします。

当町では、これまでも保育士の処遇改善を大々的に行い、保育士の確保に努めているところでございます。

なお、今年度も正規職員2名、会計年度任用職員4名の保育士を採用しているところでございます。

しかしながら、近年は、年度途中での未満児の入園希望が増えてきている状況から、園児に対応する保育士の確保が大変厳しい状況となっております。

そのような中で、出産後、お勤めしている方で勤務先の育児休業が取得可能な方には、現状を御理解いただき、できる限り取得をお願いしております。また、育児休業を取得していただいている方でも期間の延長が可能な場合は可能な範囲で御協力いただいておりますので、現段階では、待機児童の実態はございません。

なお、御質問いただいた内容につきましては、人口減対策として今後も検討していかなければならない内容であると理解しております。議員が御指摘の子育てしやすい町とはどのような町で、それをどのように実現していったらよいのかについては、今後、教育委員会として議会の皆さんや町民の皆さんと共に考え、実現に向けて取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

吉川議員

こども家庭庁によりますと、希望しても保育所などに入れられない待機児童数は5年連続で過去最少を更新、今回の調査でも認可保育所で待機児童がいる自治体の割合は39%と、2年前の調査より11ポイント減ってはおります。

余裕ができた保育所を多機能化する自治体も62%と、2022年調査より24ポイント増えております。未就園児を定期的に預かったり、余裕のある年齢のクラスの定員を減らして希望が多い年齢の受入れ枠を確保したりと、きめ細かい対応が増えておるというのが全国的な流れになっておりますので、そこら辺も参考にしながら、先ほど教育長が申

されたとおり、今後の検討材料としていただきたいというふうに考えております。

それで、その資料の9ページ、やはり千葉県松戸市が共働き子育てしやすい街2023年ランキングの1位ということで、100点満点の——どこが評価しておるかということですが——100点満点の84点ということで一番多いわけです。

これは、パネルにありますように、おやこDE広場を整備し孤立しがちな妊産婦も気軽に訪れ悩み相談に応じる、駅周辺に28か所の相談所を設けておると、それから2歳未満の子どもがいる家庭や妊婦を対象に家事支援サービスを8月から開始しておると、それから児童1人40時間を上限に1時間500円で利用できる、この相談所をしているという形であります。

それから、第2位の宇都宮市では、共働き家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ——うちでもやっておりますが、学童保育、2位の宇都宮市は一定の条件を満たせば小学校3年生までの希望者全員が学童保育に入ることができる、7割の学童保育では長期休暇中に昼食を提供し、親の負担を軽くしていると、こういう事例でございます。

ぜひとも、また参考になさっていただければと思います。

次の質問、女性就業率、女性就業のM字カーブっていうのがあるわけでありまして。下にもありますように、M字カーブ、日本の女性の有業率を年齢別で見ますと20代後半から30代にかけてくぼむMの形に見えることから名づけられております。20代後半に高まり、結婚や出産などを理由に30代で低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇する傾向と、これがM字カーブということでありまして。

それで、そこにも、質問にありますように、女性就業率のM字カーブが問題になっておりますが、出産後も正規で働ける環境づくりを考えているかどうか、町の考えをお聞かせください。

町長 M字カーブの要因として考えられるものは、企業の育児休業制度への理解は進んでおりますけれども、取得そのものが進んでいないこと、また経済的理由により育児休業を早めに切り上げて仕事に復帰せざるを得ない、そういう状況があるかと思っております。

また、そもそも育児休業の取得に十分な理解が得られていない、そういった現状もあるかと思っております。

町では、飯島町子ども・子育て支援事業計画、これは令和7年からこども計画ということで改定をしながら進めてまいりますけれども、これについては、また1月の全員協議会で議員の皆さんには概要をお示ししていきたいと思っております。その中で3つを掲げています、1つは「子どもがのびのび健やかに育つまちづくり」、それから「安心して産み、育てていくまちづくり」「子どもを社会全体で支えるまちづくり」ということで、この3つを掲げながら進めておりまして、働きながら子育てできる環境づくりを推進しているところでございます。

議員からの御質問の出産後も正規で働ける環境づくりとしては、育児と就労の両立できる環境が必要であると考えているところであります。

1つ目としましては保育サービスの充実でございます。安心して仕事ができるよう、就労形態等に合わせてニーズに合った保育サービスの提供ができるよう、保育士の確保

と併せて環境整備の充実に取り組んでいるところであります。これは先ほど教育長の答弁した内容でございます。

2つ目としましては、令和6年から当町にも病児・病後児保育室が開設されまして、病児・病後児保育への支援もより一層充実してきているところでございます。

3つ目としましては、行政機関をはじめ、企業等において、女性の産前産後休暇、誰もが育児休暇を取りやすい環境づくり、復帰後の処遇や働き方については、子育てとの両立が図られるよう、短時間勤務制度や、あるいはフレックスタイム制度、在宅勤務など、様々な制度の充実に取り組んでいただけるよう推進しているところでございます。

特に、町内の企業では約7割に近い企業が育児休業制度を設けております。

また、国では女性活躍推進企業認定制度、これはえるぼし認定、あるいはプラチナえるぼし認定ということでもありますけれども、こちらを厚生労働大臣の認定として進めております。

また、町でもマジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言ということで、現在は14の事業所が宣言を行っております。

こういったことは優秀な人材の確保や企業のイメージの向上につながっていくと考えております。より一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

吉川議員

飯島町から都会へ女性が出ていってしまう、それで、こちらへ戻ってこない、要は就職する場所がない、そういうことになるわけでありまして、やはり今ある企業も、働きかけで、やはり育児休業、働き方改革という形の中で、やはり頑張っていたきたいなというふうに思っておるわけでありまして。

資料の11については、20代後半から30代にかけての女性労働力率、これはM字カーブってことですが、数字が少ないほど落差が小さいということで、島根県、高知県、秋田県であります。長野県は31位という形であります。

特に、島根県出雲市につきましては、先ほどありましたように、ソフトウェア開発のシーエスエーという会社があるんですけども、30分単位で有給休暇を取得できる制度を19年に導入、社員44人の4割が女性、育児の理由に応えた女性が働きやすい企業として認識されるようになり、求人倍率20倍と。

高知県では高知家の女性しごと応援室っていうのがあります。仕事の紹介だけでなく、子育て中で終日働かなければ求人企業側に勤務条件の変更を促すと、事業所自ら保育環境を整える動きもあるという形であります。そんな事例があります。

それじゃ質問事項の2に行きます。「地方議会の女性議員について」という形であります。

資料では13ページからになりますが、特に、パネルのほうもありますが、これは直近の——種類あります。上伊那中の各市町村の議員数と、うち女性議員の数、割合、それから中部伊那の関係がありますので松川町と大鹿村、それから長野県平均と全国平均の調査をしてみました。

飯島町は、現在、議員数12名、御承知のように女性2名ということで、割合は17%であります。

上伊那を見ますと、駒ヶ根市、あるいは箕輪町、箕輪町は15人のうち5人、それから駒ヶ根市も15人のうち5人ということであります。その次が南箕輪村、10人で3人ということであります。

松川町は、直近、11月17日に選挙がありまして、これは古い資料でありますが、14人になりました。女性は2人ということで14%になっております。

長野県平均は女性議員が3.6人であります。全国平均は2.7人というデータでございます。

それで、次の資料、これは飯島町の女性議員の比率ということで、歴代を調べております。

若干参考で議員の退職なり就任というふうに入っておりますけど、平成元年4月1日から平成13年3月までは議員の定数が18人ございました。それで、議員定数は平成13年4月1日から平成17年までは16人、2人減り、今度は令和17年から本年までは12人がずっと続いているという形であります。

このうち女性議員が一番多かったのは平成27年から令和3年の5人と、先輩方は御承知のとおり、5人おりました。41%です。ですが、今は16.7、約17%という比率という形であります。

それで、当議会も来年3月をもって新しい議会選挙となるという形であります。そのためにも、前段の項目で話したとおり、女性議員は子育てや福祉重視の比率等で政策充実に期待したいものであります。

現在、議員報酬で議論がなされておりますが、若い方の立候補も大事ですが、子育て中の女性の方の議員への参加を促すものであります。

先ほどの東京都杉並区議会での例のように託児スペース及び会議欠席の規定を設けて女性議員として議会に出やすい条件整備をすること、また飯島町の一つの働き場所として女性目線での政策重視を考えるわけです。

以上のことから、飯島町の女性議員に対する考え方はいかがでしょうか、質問いたします。

町長

全国的に見ますと、女性議員がもう半数を超えている、6割近くになっているところは、千葉の白井市っていうところと、あとは宝塚市が既に6割近くになっているということであります。

また、5割以上のところは、日進市ですとか、あるいは丹波篠山市——先ほどの宝塚市の隣になりますけれども、そういったところが5割ということであります。

議員の申されたように、町の状況については先ほどの表のとおりでございます。

ある調査によりますと、少ない理由、原因というのが4つほど挙げられています。1つは社会に政治は男性のものという意識が非常に強いということ、それから社会に女性への差別やハラスメントがある、それから手本となる女性議員が少ないと、女性が家庭で担う役割、これは負担ですけれども、それが非常に大きい、これらの4つが挙げられておりました。

地方議員の役割というのは、地方に設置されました議会において条例や予算などの審

議、また住民の代表として住民の意思を行政や財政に反映する重要な役割を担っているところがございます。多様な町民の皆さんの声を反映し地域を変える上でも、暮らしに直結した地方議員で、しかも女性が政治で活躍することは非常に大切なことと考えます。

また、育児、保育、介護、女性就労、大規模災害への備えといった課題に対しましては、女性の視点を生かして政策に反映させることで、より暮らしやすい社会が実現していくものと考えているところであります。

町が掲げます男女共同参画プラン、こちらでは、政策方針・決定の場に始まり、あらゆる分野で男女共同参画を推進しているところがございます。

地方議会も議員一人一人にとっては職場であり、働きやすい場所、また活躍できる場所、安心して働き続けられる場所など、女性議員にとっても活躍しやすい場所でなければならぬと考えます。そうしなければ女性議員の比率については増加していかないと考えるところでございます。

町としましては、男女を問わず、多様な方、誰もがお互いの経験と知恵を生かし、それから、よりよい暮らしやすい町に向け、多くの皆さんが政策の場に参加しやすいような取組と活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

吉川議員

安心しました。同じような考え、女性が増えたほうが良いという考えであります。

パネルにありますように、東京都杉並区、区議会でするので区議は女性が半分というふうに出ております。やはり育児中の女性が出るためには託児のスペースが必要だとか、あるいは出産や育児の関係でどうしても休みたいとなりますと、やはり、そういった条例といいますか、欠席の規程を設けるだとか、そういうことが背景にはあるかと思うんです。

やはりそういったことを考えながら町でも女性が出やすい環境づくりをしてやるのが重要というふうに考えておりますので、先ほどありましたような多様な民意を反映してもらおうという形の中で、3月の議会選挙には女性が多く立候補していただくことを期待したいものでございます。

最後の——この資料の最後でありますけども——起業人の関係であります。

地域活性化起業人、町でも今年から新たな起業人を入れてやっておるという形で、特に空き家対策を中心に考えておるということで、これからが正念場というふうに思っておるわけでありますけども、資料の15ページには、それぞれ、北海道だとか三重県とか福島県、起業人はこころ辺が全国的に一番多くなっているという形であります。長野県全体では21人と入っております。

特に三重県では、そこにありますように——パネルにありますように、観光のほうに力を入れて、起業人、特にいなべ市は22人、全国で一番起業人を入れてやっているといる形であります。

質問は、自治体が苦手なデジタル化などで起業人は重用されております。ただ、依存してしまい、派遣が終わった途端に仕事が止まることのないよう、自治体制もノウハウ吸収に努めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町長

町では、10月から、アドバイザー、それから起業人、地域おこし協力隊のチームで地

域課題を解決するというところで取組を進めているところであります。

御指摘のように、派遣が終了した途端に事業が止まることのないよう、民間企業の専門的知識、あるいは業務経験、人脈、ノウハウ、経営感覚、スピード感などを職員が吸収できるように努めてまいりたいと思っております。こういった経験をしっかり取り入れながら、事務事業の取組に展開できるように連携を図ってまいりたいと考えます。

吉川議員

昨日も町長と一緒に鳥居原の町長懇談に出席しましたが、やはり、質問が出るなり、町長の考え、要するに、もう今は、外国人もそうですが、歩いて観光をするという形の中では、今は起業人が田切を中心に、田切の下のほうからずっと空き家があるので、そこら辺を活用しながら上のほうへ上って行ってという形で、歩きながらの観光といえますか、食事もできたり、そういった取組を考えておるといふ発言がございました。

ぜひとも、そういった形を——飲み屋街もそうですけども——そういった形で、やっぱり、それによってにぎやかに、町がにぎやかになっていくということを期待したいというふうに思っておるところでございます。

時間になります。先ほど言いましたように、4番につきましては、一番町長の答えたいところではございましたが、次回に送らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

〔吉川議員復席〕

議長

5番 宮脇寛行議員。

〔宮脇議員質問席へ移動〕

5番

宮脇議員

それでは通告に従いまして私の一般質問を行います。

私は、相変わらずですけれども、基幹産業の農業支援についてということと、もう一つは、地震だとか、それから台風、大雨による防災関係、こちらにつきまして、この2件についてを確認していきたいと思えます。

初めに農業支援について確認をいたします。

前回の一般質問では何度も要望してきました小規模農家、兼業農家への応援事業を評価してきたわけですけれども、小規模農家や兼業農家の応援事業補助金受給者の確認について、前回は、大規模の概念が難しいとした上で、法人が2件、それから認定事業者が15件、それから個人小規模農家が33件との回答がありました。

認定農業者の幾件かは小規模農家と言えるかと思うわけですけれども、法人は大規模農家ではないかなと、そんなふうに考えております。そんなことにより、法人へどのような経緯から補助金支給したかを確認いたします。

〔唐澤町長登壇〕

町長

小規模農家への農業事業補助金の関係でございます。

飯島町の美しい景観を守っていくには、やはり基幹産業である農業をしっかり支えていく必要があるかと思えます。特にその中でも、法人ですとか、あるいは認定農業者、これらも大事なんですけども、やはり農業を支えているのは、小規模の兼業農家、こ

の皆さんがしっかりと支えている、特に地域の草刈りですとか、あるいは共同作業はそういった皆さんの協力がないと実施できないというところがあるかと思います。

そのような中で、未来へつなぐ小規模農家応援事業補助金、これにつきましては町の農業振興総合対策事業補助金のメニューの一つとして今年から運用を開始しているところでもあります。

御質問のありました法人へどのような経緯から補助金を支給したかという件につきましては、補助金交付要綱における事業主体には、農業者、これは農産物の販売を行っている方が農業者という位置づけをしておりますけれども、経営体の規模の特段の縛りはなくて、法人も販売農家に含まれること、また法人経営体の育成支援の側面も鑑みまして、補助金交付要綱に従って補助金交付事務を適正に行っているところでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

産業振興課長

法人経営体への交付の経緯につきましては、今、町長から説明のあったとおりでございます。

まず1つは、農業者——農産物の販売を行っているというのが補助金の規定でありますので、その中での運用、それと、法人につきましては、農地の集積、また小規模農家や兼業農家のできない作業の受託等も行っておりますので、法人経営体の育成という面からしましても補助金の交付を行ってきたところでございます。

宮協議員

農産物を販売しているところは全て対象という御回答でございましたけれども、名前が小規模農家応援事業補助金ってなっているわけですね。

それで、さらに前回の9月の一般質問では大規模農家の概念が難しいというような表現がありました。そういうことからすると、私はどうしても違和感があるかなって思うんですね。

やはり、町長がおっしゃられたように小規模農家の方がこの地域を守っているということは非常にこの地域としては大きな要素かなというふうに思いますので、そういう面では、やはり小規模農家とうたっている限り、やっぱり小規模農家を中心とした支援という形がほしいなど、そんなふうに思って、次の質問にちょっと入っていきます。

前回の確認では個人小規模農家が33件との回答がありました。それで、そういう回答があるということは、やっぱり小規模農家の基準っていうものは明確になっておるんじゃないかなと思いますけれども、そのことについて行政側として何かの基準があるような気がするんですが、確認をしたいと思います。

産業振興課長

小規模農家の基準についてでありますけれども、補助金の申請件数を一般に認知されている経営体として、農業法人、それと認定農業者、それとそれ以外の販売農家、ここを主には個人の小規模農家ということで9月議会でもお話をさせていただきました。

一般的にはどのくらいの耕作面積や販売金額をもって小規模農家であるといった明確な基準がないのが実態でございます。

ちなみに、農研機構が定める大規模経営には経営耕地面積10ヘクタール以上の農業経

営体との基準があるようですが、町の補助金交付にそのまま当てはめるといったことはなく、補助金交付要綱に定めた販売農家をもって対応しているところでございます。

それと、今まで6月・9月議会でも申してきておりますけれど、本補助事業の構築に当たっては、比較的規模の小さな農業者であってもそれぞれの農業経営を安定的に行うことで町農業の維持、活性化につなげていくことを目指しております。本補助事業の実施相談や申請状況を踏まえた予算を確保しており、小規模農家の事業実施には影響が出ていないことを申し添えさせていただきます。

宮協議員 分かりました。先ほどは農産物を販売しているという条件があったわけですが、今の御回答からすると、販売をしていなくても農業をしながら地域の農地を維持しているという方も対象としたと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

産業振興課長 ただいまの御質問ですが、本補助事業の対象要件は販売農家というふうにさせていただきます。

宮協議員 分かりました。農産物を販売しないとこの補助金を受けられないという明確な御回答をいただきました。ありがとうございました。

やはりこの件ですけれども、9月と12月の補正で上積みという中で、農業を続けるためには非常に有効な支援であると、そんなふうに私は考えております。

それで、来年度——令和7年度も本事業の継続を私は希望しますが、行政側のほうは今そんなことを考えているかどうか、確認をします。

産業振興課長 令和7年度の本補助事業の継続につきましては、継続の方向で現在は考えております。

宮協議員 ありがとうございます。ぜひ協力していただいて、できれば補助金額の上積みをお願いしたいなど、そんなふうに要望して、次の質問に入ります。

それで、来年度も今は実施する方向で考えておられるということでしたので、ぜひ、特に小規模、農地を維持していくのがやっとなような小規模、販売を目的としなくても地域を維持していくために農業を続けている、そういう方も何とか補助の対象としてお願いをしたいと思うわけですが、行政側にそのような考えはあるかどうか、お聞きします。

産業振興課長 町長のほうでも、維持している農家は非常に大事だということ、飯島町の農業を支えている大きな力かと思っております。

ただいま御提案いただいた維持されている農家に対する支援については、検討とさせていただきます。

宮協議員 検討イコール採用ということではないと思いますけれども、(笑声)ぜひそんなふうに進めていただければと思います。

それから、もう一つ関連してですが、9月の時点ではメンテナンスや修理での要望はなかったということでしたけれども、9月以降、現在まで、やはりなかったでしょうか、お聞きします。

産業振興課長 メンテナンスや修理での補助要望につきましては、これまでの間、宮協議員以外からの要望はございません。

宮脇議員

私の名前が出たわけですがけれども、私はぜひ対象にしてほしいと自分のことでちょっと話をした経緯がありましたので、私の名前が出たかと思うわけです。

また補助対象にメンテナンスや修繕もお願いをしたいということをこれからお願いしていきたいわけですがけれども、前はメンテナンスや修繕も補助対象にと要望しましたがけれども、完全に修繕に至らず早い段階で再度修繕が必要となるケースや、農機具の修繕費用については確定申告で経費として計上して税額控除を受けることも可能とのことより、修繕を補助対象とする考えはないとはっきり否定されました。

ただ、故障で新規に購入するっていうのには大きな資金が必要となります。高額な機械や新規就農者は費用面により中古品を購入している人が多く、メンテナンスや修理費用への補助を望む声を私は確認しております。

もう一度メンテナンスや修繕費用を補助対象とすることを希望しますがけれども、考えは変えられないか、確認をしたいと思います。

産業振興課長

(笑声) 御質問のありました本補助金におけるメンテナンスや修理費用に対する補助につきましては、さきの6月議会と9月議会でも同様の質問をいただいていたところでありますけれども、農業機械や設備の修繕等は、状況によっては完全な修繕に至らず早い段階で再度修繕が必要となるケースも見受けられるほか、農機具の修繕費用については確定申告で経費として計上し税控除を受けることが可能でもございます。

先ほど質問にありましたように、個々の農家の事情は理解いたしますが、修繕費やメンテナンスの費用は、農業経営を行う上で、種苗費や肥料、農薬など、他の経費と同様にある程度想定した中で対応することが大前提であるというふうにも考えます。

本補助事業は農業者の初期投資に関わる負担軽減を図ることで安定的な農業経営につなげていただくための事業として位置づけておりますが、仮に修繕費やメンテナンスの費用を補助対象とした場合、先ほど述べた懸念に加え、補助事業者として町が修繕内容や修繕経費が適正であるか否かの精査をすることが非常に難しい面もあり、また補助制度が複雑化することなどが考えられます。

そのため、本補助事業においてメンテナンスや修理費用を補助対象とする考えはございません。

宮脇議員

前回聞いたお答えと全く同じお答えが返ってきたということは、やっぱり行政側の考えはしっかりしておるなど、そういうことを認識させていただきました。

ただ、やはり農業を続けるということに対して機械っていうのはどうしても必要なわけで、地元の農家からは何とかこういうことにも対応してもらわないと機械が壊れたら即農業が継続できなくなるというようなことも聞いておりますので、3月もひよっとしたらこの件はまたお話しするようになるかもしれません。

以上でこの件については終わりにいたします。

次に1—3であります。

農業の被害についてでございますけれども、報道では、ミカン、それから柿などが園によっては全く収穫ができないというようなところもあるようで、田切の道の駅も年末に実施しているミカンの詰め放題はミカンが届かないので中止にしたというような声も

ありました。

地元でも私の知り合いの方が出荷しようとして白毛餅米を色彩選別機にかけたんですが、30俵ほどかけたら、色彩選別し切れずに2回目をかけて、それで、30俵のうち、どうも使えそうなのが17俵ぐらいしかできなんだと、これはカメムシの害ですね。

それから、大豆も、生育は順調だったんですけども、どうも実を結ぶ時点で、やっぱりカメムシでしいなのような状態の園が何か所もあるということです。

それから、果樹は——私も果樹を少しやっているわけですけども——やはりカメムシの被害が非常に大きいということと、さらに林門病や炭疽病による被害も非常に大きいという状況であります。

それで、当町でも被害の状況を把握しているかと思うんですけども、この状況をどのように捉えているかを確認します。

産業振興課長

令和6年産の農産物における病害虫の被害につきましては、特に水稻や果樹におきましてカメムシ類の被害が顕著に見られました。

主な被害につきましては、水稻における出穂期の吸汁加害による不稔や斑点米の発生、同じく大豆の子実肥大不良、果材では桃、リンゴ、梨、市田柿において吸汁加害による落果や奇形果実の発生などございました。

また、一方、病害につきましては、水稻の一部圃場においていもち病の発生、リンゴの一部樹園地において炭疽病等の発生が、野菜ではブロッコリーにおいて黒すす病の発生が見られました。

そのほか、異常気象等に伴い、水稻における高温の影響による白未熟米や胴割れ米の増加、麦、ソバにおける湿害、梨における受粉期の天候不順による結実率の低下、リンゴにおける高温期の内部先熟等もございました。そのほか、アスパラガスにおける高温の影響による夏芽の収量減、花卉における切り花本数等への影響も確認されました。

このように、今年度の農産物における病害虫や異常気象に伴う被害は例年に比べ多い傾向であったと認識しております。

宮協議員

非常に大きな被害が今年はいろいろのところで出ているかなと、そんなふうに思います。

それで、そのような状況を把握する中で、今後の動きとなるわけだと思うわけですけども、これらの被害農家に対して何らかの補助があるかっていうことについて今後確認していきたいと思うんですけども、1—4になりますけど、JA上伊那ではカメムシ被害救済のために新規にカメムシまる特という企画を設けて果樹農家を支援しています。

それで、資材の高騰ということもあるし、病害虫による被害を受けている農家に対する町独自の支援の考えは、今後行っていくか、その辺を確認したいと思います。

産業振興課長

資材の高騰や病害虫被害に対する町単独の支援につきましては、今のところ新たな町単独の支援は予定しておりませんが、令和5年度から長野県農業共済組合の収入保険に対する保険料等の一部助成事業を実施しております。病害虫被害、また気候変動による減収も対象とされるものでございます。同保険加入に対する補助により、農業者支援に

については引き続き対応してまいりたいと考えております。

なお、現在、国の動向を注視する中で、今後、補正予算等において昨年度実施した物価高騰対策事業がメニュー化された折には、前向きに進めてまいりたいと考えております。

そのほか、関連事項としましては、異常気象や病害虫に対応する品種改良と防除体系の見直しについて、引き続き国や県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

宮脇議員

分かりました。

やはり町独自っていうのは難しいかなとは思いますが、国、または県が、農業者、地方創生なんていうことを言っているんですけども、農業者は非常に重要だと思うわけですが、それに対する支援っていうのが出てこないとなちょっと難しいのかなと私も思っています。

ちなみに、私は、カメムシまる特、これがコンテナ数で80コンテナほどあります。この分だけは収入が間違いなく減るかなと私は思っていますけれども、ぜひ国、県の動向を見ながら何とか支援をすることができればと思いますので、しっかり注視していただきたいなと思います。

農業支援については以上で終わりにして、次に防災関係について確認をいたします。

ちょっと待ってください。——すみません。

初めに、2021年度の保存版の総合ハザードマップ、このものが最新のものかどうかをちょっと確認してから入っていきたいと思いますので、お願いします。

町長

今お配りしている総合ハザードマップの最新版は2021年のものがございます。ちょっと経過しておりますけれども、更新につきましては、本年度、作業を進めて、来年度の配付を予定しているところでございます。

宮脇議員

来年度更新ということでありました。

それで、これは、前回——9月定例会の行政評価、ここでハザードエリアの住宅軒数を確認しましたけれども、災害特別警戒区域内36世帯、それから災害警戒区域内235世帯、浸水危険区域13世帯ということを確認いたしました。

それで、これらの警戒区域内の住民に対して防災だとか減災、避難等についてどのような指導を行っているか、確認します。

また、その指導が有効であったかどうか、有効性についても確認をしたいと思っております。

町長

今、議員のお話のあったように、エリア内で非常に危険なところにお住まいになっている皆さんがいらっしゃいます。

ハザードエリア内にいる住民の皆様へは自治会長を通じまして安全確保のための一時避難連絡先などの確認調査を行っておりまして、行政としても有事の際に備えているところでございます。

また、避難につきましては、ハザードエリアに限ったことではありませんけれども、行政から避難指示があった場合には速やかに避難していただくとともに、自らも不安や危険を感じたらちゅうちょせず早めに避難するようにお願いをしているところでございます。

有効性の調査ということでありましてけれども、ちょっとそれは、まだ実施しておりません。今後実施をしながら、次年度配布する予定のハザードマップに反映していきたいと思っております。

もう一つは、今、全県でも取組が進んでおりますけれども、県の地図に、ハザードエリア、被害があった場合に自宅がどのような被害を受けるかというのを図面に落としして周知を図っている市町村もございます。そういった先進事例を見ながら、町としても、来年度は地図情報を町民の皆様にも見ていただけるようなシステムを構築してまいりますので、その中でそういったハザードエリアを住民の皆さんに周知していただけるような仕組みを考えてまいりたいと思います。

宮脇議員

2021年が最新で、来年度は新しくするということを確認いたしました。

特に重要なのは有効性の評価ですね。こういうことに取り組んだけれども、これが有効だったかということを確認していかないと次のチェック、アクションにつながっていかないんですね。それは行政も企業も全く同じだと思うんで、ぜひ何か取り組んだら確認をして次へ進むということをお願いしておきたいと思えます。

次です。この10年間——過去10年間で警戒区域を安全な区域に改善した実績があるかどうかについて確認をします。

建設水道課長

2-2の質問でございます。

今回の回答を行うに当たりまして、図面でも分かりますように、画面、またお手元に資料ということでお配りさせていただいておりますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

初めにこれに係る法律の話をさせていただきます。

土砂災害に関する警戒区域につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法と呼ばれます法律に基づき定められております。これにつきましては平成11年6月の広島県内での豪雨により発生しました土砂災害を受けまして平成13年に施行されたものでございます。

この法律に基づきまして、人家に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の崩壊、また土石流の発生のおそれのある区域が、土砂災害警戒区域——地図上では黄色で示された場所ですけれども——通称イエローゾーンとして指定されております。

特にその中で住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域が土砂災害特別警戒区域——地図では赤色になっておりますが——通称レッドゾーンとして長野県により指定されております。

レッドゾーンでは開発行為や建築に対して制限事項が定められているなど、措置が取られておるところでございます。

御質問の過去10年間に警戒区域が改善された場所につきましては、地図を見ながらお願いいたします。

県事業によりまして七久保地区高遠原の矢の沢地区、矢の沢川へ砂防堰堤が設置されました。

地図でいきますと、左側、「現行の総合ハザードマップ」とありますけれども、真ん中あ

なりに——高遠原駅左上ぐらいになります——矢の沢がございます。こちらの中央道の上流側——右側になりますけども——最新の区域図として青色で示してあります砂防堰堤が2基、設置をされております。

右下に写真がございますが、これが整備された砂防堰堤でございます。

この堰堤整備によりまして下流域にかかっておりましたレッドゾーンが令和5年1月に指定解消されまして、イエローゾーンへと移行しているところでございます。

なお、イエローゾーンにつきましては、法律の基準によりまして土地の形状で指定されておりますので、全体的な地形を変えないとイエローゾーンは解消となってまいりませんので、よろしくお願いいたします。

宮脇議員 今、10年間で2か所の工事が行われたということでありますけれども、やはり町独自の対応っていうのは非常に難しいのかなと思います。やはり刷新を国や県のほうにしていけることが重要だと思うわけですが、2—3のほうに移りますけれども、今後、国や県を含めて、警戒区域改善の計画、こういうものがあるかどうか、その辺を確認したいと思います。

建設水道課長 今後の警戒区域の改善の予定としてはということでございます。

先ほど御質問にお答えさせていただきました矢の沢川の南に流れております高遠入沢川につきまして、こちらも県事業により砂防堰堤の整備が進められているところでございます。高遠入沢川の下流につきまして現在レッドゾーンの区域となっておりますので、この砂防事業が完成した際には、レッドゾーンについては解消して、解除となってまいります。

また、こういったハード事業と併せまして、ソフト事業としましては、毎年、県と土砂災害の警戒区域、危険箇所等のパトロールを実施し、危険場所の点検を行っているところでございます。

また、県に対しましては、現地調査を随時行っておりまして、こういった箇所の砂防等の危険箇所解除ということで要望しているところでございます。

宮脇議員 新たに1か所を改善するという方向で動いているということが確認できました。

継続的に訴えていくことが重要かと私も思っております。

次に2—4のほうに移っていきますけれども、災害の発生、これは、よく防災訓練でも避難っていうことが盛んに言われますけれども、避難よりかも、まず自分や家族の命を守るということが最も重要じゃないのかなと、そんなふうに考えます。

それで、国や県、また町では、命を守るための支援っていうのを住民に対してこんなものがあるよというようなことをどのように伝えているのかということと、また支援の使用状況、これがどのようになっているかを確認いたします。

町 長 私が答えいたします。

町では、命を守る支援としまして住宅の耐震診断を国、県の補助事業を活用して無料で実施しておりまして、これまでに簡易診断は422件、それから精密診断は132戸を実施しております。それで、これは昭和56年以前の建物が対象となっているところであります。

これらの耐震診断の結果を受けまして、耐震性が不足する住宅の耐震補強工事と建て替えのための解体工事に対しても国や県の補助事業を活用しまして費用の一部を補助しております。これまでに耐震補強工事を17戸が実施しているところであります。

耐震補強工事につきましては工事費の5分の4以内で100万円を限度に補助しているところであります。

また、建て替えのための除去につきましては、昨年スタートしたところでありまして、工事費の2分の1以下で上限が83万8,000円ということになっているところであります。

また、住宅の耐震改修ができない場合は、住宅が倒壊しても安全な空間を確保して命を守ることができる耐震シェルター、あるいはベッドに枠を組むような耐震ベッド、そういったものを住宅の中に設置していただくよう、購入費や設置工事費の一部を補助しているところでございます。

こういった命を守る対策の住民の皆さんへの周知でございますけれども、広報紙、あるいは行政番組、隣組回覧等のチラシにおきましてお知らせをしております。

耐震補強工事と建て替えのための解体工事につきましては、耐震診断後、個別に案内をしているところであります。

住宅の耐震性を高めるためには多額の工事費が必要となり、耐震診断を実施しても耐震工事に進めないケースが9割となっております。これは、今年1月1日に発生した能登半島地震でも、珠洲市、あるいは輪島市でも、やはり診断はしてもなかなか耐震工事にまでこぎつけないという御家庭が多かったのもその一例かと思えます。

このような状況から、町では耐震化工事費よりも費用が安い耐震シェルターや耐震ベッドの導入をこれまで以上に呼びかけてまいりたいと考えております。

宮脇議員

ありがとうございます。私が確認しようとしたことは全て町長に回答していただきました。

住宅全体の支援という形では非常に大きなお金がかかるので、昭和56年以前の住宅にお住まいの方っていうのは、やはり資金的に非常に厳しいと思うわけですね。

そんな中で、今、耐震シェルターのお話が出ました。そんなようなものをぜひ行政としても強く支援してほしいなという思いと、もう一つ、筋交い、これは簡単にできるかなと思うんですね、部屋に筋交いを入れる、これはもっとまた費用が少ないのかなと、それでも大分違うのかなと思いますので、そんなものへの支援もぜひお願いするという事を申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

[宮脇議員復席]

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は11時ちょうどといたします。休憩。

休憩

午前10時42分

再開

午前11時00分

議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番 星野晃伸議員。

〔星野議員質問席へ移動〕

9番

星野議員

それでは通告に従いまして質問を始めたいと思います。

このところ議員として各自治会との懇談に回っておりますが、やはり雪の降るシーズンになってまいりました。そこで、必ず自治会の皆さんから除雪の関係が話題に出ます。そして、除雪に関わる業者の方と、また町民の方のお話を聞いてきましたので、その部分を質問していきたいと思います。

最初に、令和6年度より機械管理を計上していただきありがとうございましたと業者の皆さんは言っておりました。

ですが、現在、県とはどの程度の差があるのか、お聞きします。

〔唐澤町長登壇〕

町長

町道の除雪対策の関係ですけれども、今日は昨日と一変しましてすばらしい天気で、中央アルプス、南アルプスもうくっきりと見えて、ここに住んでよかったなという皆さんの声を聞くところであります。

昨日は初めて里にも雪が降りまして、下在はあまり降らなかったんですけど、上在は屋根が真っ白になるくらい降りました。そのような中で、これから雪の季節を迎える中で、除雪対策は本当に喫緊の課題かと思えます。

質問にお答えする前に、まずもって町道の除雪に御協力いただいております地域の皆様方に本当に感謝を申し上げたいと思います。

町道は地域の皆さんの日常生活に直結した道路であり、総延長で約350キロメートルあります。そのうち、除雪は幹線道路と地域間を結ぶ重要路線の約56キロについて除雪作業と融雪剤散布を実施しております。幹線につながる生活道路につきましては地域の皆様に体制を取っていただいております。

現在、各自治会へお邪魔させていただき懇談会を実施しておりますけれども、町によります除雪路線を増やしてほしいという意見を多くいただいております。

除雪するにも土木関係の事業者の皆さんの重機がなければ実施することができませんので、今後も現在と同じように除雪の体制を維持していただくために、業者、事業者からの要望が寄せられていました機械管理費、これを予算化させていただいたところであります。

管理費につきましては県の基準を用いて算出しておりますので、県が契約している単価との差はないということをお願いしたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

星野議員

それでは2の質問に行きます。

担当の業者ですが、除雪に当たっては、作業の前にまず見回りをしたり、社員の皆さんを自宅へ待機させるようなことがございます。そのような自宅で待機する社員の皆さんの費用とかもあるので、その点を補助していただけないかという意見もありましたが、

いかがでしょうか。

建設水道課長

待機補償費についての御質問でございます。

まず、御質問の待機補償費につきましては、県の基準では、夜8時から朝8時の夜間に大雪注意報、また警報が発令されるなど、降雪が予想され、作業機械がある場所にオペレーター等が待機した場合、また情報員が待機した場合ということで、これが条件となっているところでございます。

当町の除雪体制につきましては、従来から降雪の状況を見る中で積雪が予想される場合には事前に除雪業者と出動のタイミング等を協議しており、今まで待機等を発令したことがないため、今のところ予算計上していないのが現状でございます。

ただ、県基準にもありますとおり、上伊那管内では駒ヶ根市と南箕輪が待機補償費を除雪契約に含めているとのことですので、今後、運用等を確認し、また除雪業者へも聞き取りを行ってまいりたいと思います。

星野議員

ありがとうございます。本当に業者の皆さんもそういう待機をして日頃から除雪に備えていただいているので、一層考えていただきたいなと思います。

3に行きます。

融雪剤散布の機械は町のほうで購入して業者に貸し出しているそうですが、古くなると非常に効率も悪く、メンテナンスにも非常にお金がかかると、そのような点の補助みたいなものはどうなっているのか、また定期的に交換をするとか、そういう予定はあるのかどうか、お聞きします。

建設水道課長

現在使用しております散布機2台につきましては、平成16年と平成27年にそれぞれ購入したものでございます。古い機械となりますけども、毎年、散布時期の前に専門業者による点検を実施し、散布期間中にも散布業者に機械の状態を確認しているところでございます。古い機械ですので、途中でメンテ等が必要になった場合は町のほうでそれに対応しているところでございます。

機械的にはそろそろ更新の時期となってまいりますけども、高額な機械となりますので計画的に行ってまいりたいと考えております。

星野議員

分かりました。

それで、除雪は大型の機械が雪をかいていってくれるわけなんですけど、どうしても歩道等に雪を塗り上げていきます。その際、大分独り暮らしの高齢者の方も多くて玄関先の除雪をするのが大変だと思うんですが、自治会の中でも皆さんで協力してやっていると思うんですが、その点を町のほうで何とか補助できるような体制はつくれないのかをお聞きします。

建設水道課長

重機によります道路除雪を行った場合、住宅出入口に雪が残ってしまうという課題は、過去から町に寄せられているところです。

雪が残らないように除雪していくには相当の時間を要するため、一刻も早く幹線道路の除雪を行うべく、地域の皆様に御理解と御協力をお願いしているところでございます。

そのため、御質問の独居高齢者宅の道路出入口の除雪につきましても、今のところ町で行うことは、現実的には難しいところと考えております。

道路出入口や宅内の雪かきにつきましては、これまでも親族の方や近所の助け合い、また社協の有償ボランティアやシルバー人材センターへお願いするなど、それぞれ対応していただいているところでございます。

少子高齢化によりますコミュニティの縮小が進行していく中であっても、今後も自助、互助により対応いただきますようお願いしていかなくてはならない課題と認識をしているところでございます。

星野議員 助け合いの町飯島町という点もありますので、皆さんで協力してこのような高齢者の方を助けていきたいなと思います。

次に町内の危険箇所へのカーブミラーの設置についてお聞きします。

建設水道課長 カーブミラーの設置についてはどのような形で決められているのか、お願いします。

まずカーブミラーの設置場所の決定方法につきましてお答えさせていただきます。

設置につきましては自治会から御要望をいただくことを基本としています。御要望いただいた場所を町が確認し、必要であると判断した場合には予算の範囲内で現物支給を行い、地域の皆さんに設置をいただいているところでございます。

なお、道路改良事業等の事業に伴い見通しが悪くなった場合には町が設置をする場合もございます。

星野議員 それでですが、豊岡になるのかな、与田切公園の出入口は、最近イベントも増え、また越百の水等をくみに行く皆さんが大変増えております。あのところに看板があるので、どうしても左右の見通しが悪いので、あそこが見えるようにカーブミラーの設置をお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

地域創造課長 与田切公園の出入口の安全対策につきましては、昨年度、七久保方面の土手の桜を何本か伐採し、南側から来る車両を見えやすくしたところでございます。今年度も、もう少し見通しがよくなるよう、作業を計画しております。

しかしながら、今、議員が御指摘のとおり、駒ヶ根方面から来る車両の確認が、電柱と、あとは看板等がちょっと邪魔になりまして視界が悪いと、確認がうまく取れないという状況は十分承知しておるところでございます。

ただ、簡単に移設がちょっとできないような内容でございますので、そこら辺の課題は残るわけですけれども、与田切公園の再生整備計画の中では公園の出入口の拡幅も計画しておりますので、今後も安全対策が図られるよう整備をしまいたいというふうを考えているところでございます。

星野議員 大変あそこはスピードを出してくるところですので、いち早くカーブミラーの設置をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

国民スポーツ大会、いわゆる国スポが柏木運動場で行われます。その後の計画で——まだ本格的ではないと思いますが——スポーツ公園等の計画を聞いております。その際にはどのようなメンバーを募って製作に当たるのかを聞きします。

教育長 国民スポーツ大会の柏木運動場の整備についてお答えいたします。

現在、令和10年度に開催される国民スポーツ大会に向け柏木運動場整備を進めている

ところでございます。整備は、国スポ終了後を見据え、多目的利用が可能な競技場や防災機能強化を目的としたものとなっております。

なお、国スポ大会後の柏木運動場周辺の計画については、柏木運動場だけではなく、町の全ての体育施設の将来的な利用も含めて総合的に検討する必要があります。国民スポーツ大会後は本格的に計画を進められるよう、情報収集と研究を進めたいと思っております。

計画を進めるに当たり、体育施設を利用されるスポーツ団体の皆さんをはじめ地元の皆さんや多くの町民の皆さんからの御意見をお聞きできるような会議など、機会を設け、将来にわたる計画に反映できたらと考えているところであります。

なお、本事業推進に当たり、より丁寧に説明しながら御理解と御協力をいただくことが大切であると考えておりますので、昨年度は七久保区会の皆さん、柏木、荒田の自治会長さん方及び柏木運動場を利用している飯島F Cの皆さんへの説明を行い、さらに今年度は町内4つの区会にて説明を行い、御要望等を伺っていることを申し添えておきます。

星野議員 私たち議員もまちびと政策プランナー会議というのをやっております、今回は大変中学生の参加が多く、その際に中学生の皆さんの意見を聞くと、大変斬新、また新しい発見もありますので、ぜひそういったメンバーも加えていただいて、これからの計画に沿っていただければと思います。

何しろ人口も減ってまいります。各スポーツ施設もだんだんと縮小していかねばならないと思いますので、ぜひよりよい形のスポーツ公園ができることを望みますので、よろしくをお願いします。

議長 その点は聞かなくていいですか。

星野議員 はい。結構です。

それと、毎回言っておりますが、ぜひ夜間照明施設をお願いして、ここは質問といたしたいと思います。

それでは次に4の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症が5類になりましたが、ワクチン接種後、町内で例えば体調が悪くなったとか死亡事例があるとかというようなこと、町では副反応の調査をしたのか、また数字があるようでしたら教えていただきたいと思っております。

健康福祉課長 新型コロナウイルス感染症は昨年5月にその位置づけが5類に移行されましたが、それまでの間、町では5回のワクチン接種が実施されております。

ワクチン接種につきましては、町が文化館にて実施しました集団接種を受けられた方のほかに入所されている福祉施設にて受けられた方やかかりつけの医療機関にて受けられた方もいらっしゃいますが、町ではその際に生じた副反応に関する調査は行っておりません。

なお、副反応の相談等につきましては保健師を中心に対応しており、今後も同様に対応してまいります。

私の周りには、明らかにワクチン接種後、体調を崩した方が何人かおられるので、そ

の方が申し出てこないとすれば、そういうふうには認められないと思いますが、そういうこともあったということを非常に私の中では思うので、それについてです。

このたび、今度は新しいレプリコンワクチンというのが——前回、同僚議員の中からも質問がありました——メッセンジャータイプの——mRNAワクチンというのがレプリコンワクチンなんです——これは体内で増殖し新たにコロナウイルスを退治していくという形のものらしいんですが、このワクチンに対して国会議員が質問をしております。

その中で、主な質問としてなぜ日本だけがこのワクチンを承認したのかということ質問したところ、このワクチンは、要するに接種をした人の増殖によって、伝播といって接種をしていない人にうつる可能性もあるのではないかとということで、調査してほしいということ国会議員が求めたのですが、国としてはそういうような治験はまだ分からないので打たないという論議がありました。

このように、町民の皆さんが——私も不安には思うんですが——そういったことを思うことと、また今回のワクチンでは——今、課長の言われたように事例はなかったんですが——これから先、このワクチンを打って、例えば副反応やそういう事例があった際には、町ではどのような補償をするのかをお聞きします。

議 長
星野議員
健康福祉課長

星野議員、4—2でよろしいですか。

すみません、4—2です。申し訳ない。

新たに定期接種となりましたのは65歳以上の方などを対象とした新型コロナワクチン接種であり、定期接種で使用できるワクチンが全部で5種類認可されております。レプリコンワクチンにつきましても5種類のうちのひとつということでございます。

町のほうでは対象となる方に予診票と通知のほうをお送りしておりますけれども、その中に、厚生労働省作成のチラシとワクチンの接種の注意書き、それから厚生労働省ホームページに新型コロナワクチン接種に係るQ&Aというものがあるんですけれども、そこから幾つか抜き書きをした抜粋版ではございますが、そういったものを同封しております。抜粋版に「レプリコンワクチンとは」という項目を設けまして、御通知のほうはさせていただきます。

それから、今お話にございました。国会のほうでもそのような質問が出ているということで、こちらにつきましては第213回国会の常会のほうで出された質問ということで、その中で、今、議員がおっしゃられたとおり、厚生労働省のほうから答弁はされているかというふうに考えております。

それから、もしワクチンなどで健康上に何か問題が発生したような場合等につきましては、こちらは厚生労働省のほうに予防接種後の健康被害の救済制度というものがございます。

それで、それにつきましては、まず初めに、そのような症状がございましたらかかりました医療機関等から症状ですとか治療等の経過みたいなものを書類として出していただくんですけれども、そのようなものをお持ちいただきまして町のほうへ申し出ていただくと、このような形になります。

その中で、申出いただきますと、申出があった段階で、町のほうでは、町内のお医者さまですとか、あとは薬屋さんですかね、の皆さんのほうへお声がけをしまして、一応、町の中でそれがそういった予防接種によるものかどうかというものを判断するような委員会のほうを設置させていただきます。

委員会のほうでこれはそういったものに該当するのではないかということであれば、県のほうを通じて国のほうへそちらの書類を送らせていただきまして、最終的には国のほうで決定をして、そういったものの治療費ですとか、そういったものの補償がされると、そういった制度がございますので、また実際にそういったものがございましたら町の健康福祉課のほうへ御相談いただければ御案内のほうはできると思いますので、よろしく願いをいたします。

星野議員 町内の医師ともお話をさせてもらいましたが、やはりレプリコンは少し考えたほうがいいよというような意見もいただいております。

この間の兵庫県知事もそうだったんですが、要するに片方の報道ばかりでなかなか内容が見えないことがあります。なので、個人個人が、やはりインターネット等、やっぱり多くものを調べて、自分の健康のことですので、安全面を考えて接種してほしいなど私も思いますので、町民の皆さんもそうしていただきたいなと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時30分

議長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

1番

伊藤議員 それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

中学生が3人来て、私が中学の関係の質問をするので、多分来られたかと思いますが、ちょっと緊張します。

それでは、まず1番、今、町長が各自治会を回っていろいろと懇談会をやっております。その中で様々なテーマがあったと思いますが、その中で——これからもあるかも分かんないですけど、現地点で特にこういう問題が多かったとか、これはすぐ考えて実行しなければいけないというような議題がありましたら教えてください。

〔唐澤町長登壇〕

町長 今、議員さんからもありましたように、未来を担う中学生の皆さんが傍聴されているということで、本当に喜ばしいことかと思えます。

特に去年から今年にかけて、中学生の皆さんは本当に地域に出て、いろいろな町民の皆さんと一緒に活動されているということで、こういった取組、学業以外に地域の中でいろいろな活動していくというのは非常に重要だと思いますし、またこれらを地域の皆さんがしっかりと支えていくことが必要かなと思います。

伊藤議員の御質問でありますけれども、私の公約としまして、住民の皆さんと膝を交えていろいろな御意見を賜っていくということで進めてまいりました。

1月4日に町長懇談室を設けて始まりまして、6月からは、各自治会、あるいは区会等に出向きまして懇談をさせていただいているところであります。今までに31自治組織、区会も含めまして終了しまして、残り5地区ということになっています。今年度は全部で36の自治会、区会から御要望をいただいて行っているところであります。既にコロナ禍でも2回目の懇談をさせていただいているところもあります。

それで、今後は課題別の懇談というのも必要になってくるかなと思いますので、引き続き精力的に懇談を進めてまいりたいと思っております。

自治組織の規模や地域性などから多種多様な御意見、御要望をお出しいただきまして、私としても大変有意義な懇談会となっていると感じております。

予定している全ての懇談会が終了した後には、いただいた御意見、それから御要望を整理しまして、広報紙などで情報を提供してまいりたいと考えております。

今まで行ってきました懇談会の中では、やはり少子高齢化の問題、人口減にどのように対応していくかという御質問ですとか、あるいは、やはり町なかのにぎわいの創出、お店を呼んでくることもそうですし、町の中を——町の中、町全体もそうですけれども、そういったにぎわいの創出、そういった御意見、それから、やはり人口減の中で、今は定年も延長されまして65歳までになって、まださらにその後も会社等では雇用をしているという現実がありますので、そういった中で自治会の担い手不足ということを懸念する声ですとか、あるいは地域の草刈りですとか井ざらい、そういったものに人手不足を懸念する声が出ているところであります。

これからの地域コミュニティの維持、そういったことに不安を感じている方が多いなということで、そういった御意見をたくさんいただいているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員 飯島町の自治会及び区に対して36回の懇談会をやるということを大変評価いたします。しっかりと議題を受け止めて、町のよりよい発展のためをお願いしたいと思います。

2のほうに入りますが、懇談会を受けてすぐにでもこれはやらなければいけないというものがあつたらお願いします。

町長 今も申し上げましたけれども、やはり地域コミュニティの維持ということが一番課題となっているかと思えます。

自治会の実情によりまして様々な御意見や課題などが出されております。

それで、やはり自治組織の運営、これに関する課題につきましては、やはり早急に対応していく必要があるという、大きな課題だと感じているところでございます。

自治会だけではなくて、区や公民館、またそれらが関係する組織、安協ですとか、そ

ういった関係機関も含めまして、今後は、自治組織の在り方研究、あるいは検討する組織を立ち上げて、来年度以降、時間はかかるかと思いますが、将来のコミュニティの維持に向けた検討をしてみたいと考えております。

伊藤議員

それでは2のほうに移ってまいります。

今年はまだあと1か月で終わりますが、70年を、来年、再来年、もう実質的には、1か月は、今年ほとんど終わったようなものなので、来年一年が過ぎると町制合併70年という佳節を迎えます。

それで、今から何かやるという予定があって、70周年記念としてイベントとか——イベントですよ、そういうものを考えているのかどうか、これから考えるのか、そこをお尋ねします。

副町長

町制合併70周年の記念の事業についてのお問合せだというふうに思います。

あと2年——2年といっても1年と何か月かで70周年、町制合併70周年を迎えます。

そこで、令和8年に迎えるに当たりまして、現時点で考えているということに関しましては、記念式典はやる方向で考えております。

それから、自治功労表彰のほか、記念講演、それから、あとは町で行っている今もある事業、上に冠をつけた関係で関連があれば、ちょっと少し拡大をしてというようなことをごさいます、そういう格好で実施をしてみたいと考えております。

まだ具体的には、何をやる——大まかなのを今申し上げましたけど——内容的なことはまだこれからということになっておりますので、来年度に入りましたら実質的に検討をしてみたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

伊藤議員

記念式典においては、ぜひ町民が参加できる形、町側の運営じゃなくて、町民も一緒になって70周年を喜び合うという、何かそういう形に持っていけばいいのかなという感じがします。

2番に移ってまいります。

町章を、70周年の事業の一環として——これは2度目の質問になります。前町長にもお聞きしましたが、いや、これでいいんだと否定されてしまいました。

でも、これは私個人の考えですけど、これをつくった当時は、これは非常に立派なもので、よかったですね。

だけど、今ほかの市町村のマークを見ても、すっきりしたデザインで——これを悪いとは言いませんよ、悪いとは言いませんが、これは時代にちょっと合っているのかなという気がする、ちょうどいい機会、時間があるので一般公募して、飯島としても新しくマークを変えて出発するというような意気込みも込めて、そこら辺の考えはどんなふうになっているか、よろしく願いします。

副町長

たしか令和3年に同じ質問をいただいて、たしか前町長がまあこれでいいんだというお答えをしたというふうに覚えておりますけども、今御提案をいただきましたが、私どもとしては、新しくするということは今のところ考えておりません。

しかしながら、今、伊藤議員がおっしゃったように、町民参加型というような記念式典、それからいろいろな面で町民の皆さんの御意見を聞く、御要望を聞くということがご

ございますれば、それに対しては必要な検討をして、もしかしたら伊藤さんがおっしゃるようなこともまたその検討の中であるかもしれないというふうに考えておりますので、必要があれば、御要望等、皆さんに呼びかけをしていただければというふうに思います。

以上でございます。

伊藤議員

それこそ、こういう大きな町のマークですんで、町民アンケート、このまんまでいい、いや、変えるべきだ、そこら辺を一定の基準として、それこそ民意に諮って、いや、変えなくてもいいよ、このまんまでっていう人が多ければいいでしょうし、いや、これはぜひ新しいデザイン変えてほしいという希望があれば、町も取り入れて——ま、大変かと思えますけどね、これを全部変えるということは、ぜひ前向きな方向に行っていただければうれしかなと思います。

続きまして、70周年を記念してのことですが、中学校の制服を新しくする話を中学校の校長先生から聞きました。これは、いきさつは、私は、飯島中学校同窓会という組織があつて、その副会長という立場で、その会合が終わった後、校長先生に、実は、私は一般質問でも前から言っていますが、制服を変えたらどうでしょうかねって聞いたら、いや、実は、伊藤さん、3校校長会で70周年を記念して制服を考えているというお話がありました。

これらうそではないと思いますが、もしそういう方向にするんなら、今、現実的にそういう組織をつくったのか、進めているのか、そこら辺をちょっと聞きたいので、お願いします。

教育長

お答えいたします。

中学の開校70周年を節目にして中学の制服の見直しについて検討を始めているところであります。

現状では、中学2年生が「町に貢献できることの一つ」というテーマで考えている中の検討の一つとして進め始めているところであります。

今後、教育委員会としてもその検討に加わり、見直しに向けてのスケジュールを学校と作成し、現中学生や保護者、さらに小学校の子どもたちの意見もお聞きしながら見直しに向けて取り組んでいく予定であります。

伊藤議員

私の思いが伝わったのかと思って、評価します。

以前も言いましたが、非常に、もう30年40年同じ制服で、中学生の方も見えていますけど、修学旅行へ行くと恥ずかしいとか、今はちょっと似合わないとかダサいとか、何かそういう意見が聞こえてくるということを私も聞いておりますんで、ぜひ今流の誰でも男女関係なく着替えることもできたり、よりよい制服を進めていただきたいと思います。

それで、それに付随しますが、そのときに中学校の校長先生も——小学校のランドセルは、もう50年ぐらい前から町で贈呈をして、長い伝統であります。それと、今度は中学生にまたプレゼントですね、中学に入学するときには制服をプレゼントしようという考えもあるようであります。親御さんにとっては大変に負担が軽減されて非常に喜ばしいことだと思いますけれども、そこら辺を現在どのような考えでおるか、お聞きします。

教育長

お答えします。

私ども教育委員会のほうから制服を贈呈するというお話はさせていただいておりませんけれども、御指摘のように、小学校入学に際してはランドセル贈呈を行っていることを鑑みますと、中学入学、また高校入学、これは中学卒業ってということにもなるかと思えますけれども、それに当たって、町として、卒業、入学の際の保護者負担の軽減を念頭に置き、何らかの具体的な形でのお祝いができないかと現在検討しているところでございます。

伊藤議員

ぜひ、そういう形で、保護者の負担、子どもたちも喜ぶと思います。ああ飯島町はこういうことをしているんだということで、もしかしたらいいなって行って飯島に移住する人もいるかも分かりません。ぜひそういう環境をつくっていただきたいと思います。

5番に入っていきます。

中学生から新しいテニスコートにしてほしいという希望があります。これは、まちびとプランナーに中学生の方も今参加されて、実際にソフトテニス部に入っている方たちもメンバーにいて、あの草ぼうぼうのテニスコートでは非常にやりにくしいし、地面が凸凹している関係上、ボールがどこへ行っちゃうか、とんでもない方向に行っちゃう、そういうことがあって、非常に何とかしてほしいという強い強い希望がありました。

それで、これを機会に町の考えをお聞きしますが、そういう事業を——ソフトテニス是非常に、飯中は成績優秀なんで、ぜひぜひ、部活のためにも、子どものためにも、そこら辺の考え方をお聞きします。

教育長

それではお答えします。

今、伊藤議員の御指摘のとおり、中学校のテニスコートの課題については承知しているところでございます。

今回の70周年記念としては考えておりませんが、与田切公園の整備や柏木運動場の整備、さらに町全体のスポーツ施設の総合的な改修、整備の一環として今後検討していかなければならない課題であると考えているところであります。

伊藤議員

ぜひ現実になるように努力をお願いしたいと思います。

それでは3番目に移ってまいります。

学校と地域の在り方について質問します。

教育長が、学校の事業として、地域と交流する寄せ鍋学校、これは教育長の肝煎りの政策っていうか、考えですが、これを始めた動機というのは——今町民の方も聞いておりますが——これはどういうことで進めたのかっていう動機を教えてください、町民の皆様に説明をお願いします。

教育長

寄せ鍋学校について、なぜ始めたかということで、お答えさせていただきます。

隣組回覧にて寄せ鍋学校への思いはお伝えしてあるところでありますが、私は、子どもたちが地域のことを学ぶ、子どもたちが地域の方々に教えてもらう、学校が地域の方に支えてもらうという一方向の関係ではなく、学校が地域の方と共に学ぶというウィン・ウィンの関係をつくっていくことが大切だと思っております。そして、そのことが今の子どもたちに最も必要である自己肯定感、自尊感情を高めていくために大切な働き

を担っているのだと考えております。

私が教育現場にいたときの実践から、子どもたちには地域を笑顔にする力がある、地域を元気にする力がある、地域を幸せにする力があることを感じてまいりました。その中で、学校は地域に何かをしてもらうだけではなく、子どもたちのこのような力を地域に生かしていく役割を持っているのだと実感してまいりました。

そして、子どもたちの学びの場は、学校だけでなく、間違いなく地域の中にあり、その学びの中で地域の大人と関わることも大いなる学びだと思っています。

私は、地域の方々にとって、学校が子どもたちだけの学びの場ではなく、地域の方々にとっての学びの場、元気をもらえる場にもなってほしいと願っています。

様々な具材がそれぞれの味を出し一つのおいしい鍋を作っていくように、地域の皆さんも、子どもたちも、それぞれの持ち味を生かしながら一つの町をつくっていく、そんな姿があちこちで見える飯島町でありたいと私は願っています。それを実現するための形の一つが寄せ鍋学校の取組だと考えております。

伊藤議員 画期的な取組で、現在進行中ですが、先日、寄せ鍋学校のお試しをいたしました。それについての反応というか、結果というか、そこについての意見をお願いします。

教育長 先日、初めてお試しとして寄せ鍋学校をしたわけですがけれども、そんな中で、中学生と一緒に英語を学んでみませんかの取組には3名の方が参加してくださいました。

また、行きたかったけどその日はどうしても都合がつかなくてと連絡をいただいた方もおられました。

私の同じ自治会の方からは面白い取組だねとの言葉もいただいております。

新聞記事にもありましたが、参加者の方からは、みんなとても親切で、受け答えもすばらしい、若い皆さんとつながりを持ってうれしい、若い子と一緒に交流し話せることが楽しいなどの感想がありました。

生徒からは、一緒に授業で地域の方と関わりを持ってうれしい等の感想がありました。

また、担当した先生からは、お互いにとっていい刺激や新しい発見をする機会になると思うとの感想をもらっております。

今年度は七久保小学校においても、月1回程度に行われておりますクラブ活動に講師としてだけでなく子どもたちと一緒に活動しませんかと地域の皆さんに呼びかけをしているところでもあります。

また、ある先生からは私の授業でやってみたいとの声も現在聞こえてきているところでもあります。

今回はお試しの取組でしたので、どのような課題が出たかを明確にお答えすることはできませんけれども、今後は、学校の先生方に御理解をいただき、協力していただきながら、ほかの教科での実施の可能性を探っていくこと、そして、たった一人でも希望される方がおられるならば、その方のためにも細々とでいいのでずっと継続し続けていくことが何よりも大切だと考えているところでございます。

伊藤議員 1回だけやっただけで、まだ様子が分かんないと思いますけれども、非常に評価すべき取組だと私も考えております。

それで、今回は地域から学校へという流れでしたが、学校は、ちょっと住民からしても敷居が高いというか、いろいろな今は問題があるので、学校になかなか行けないんですが、私も中学校の管理人させていただいたけれども、一般の方が学校へ来るっていうことはほとんどできないっていうか、機会もないし、機会があってもなかなか学校には——用事があれば行きますけれども——ちょっと学校の様子を見たいとか、授業を見たい、授業参観もありますけれども、なかなかちょっと行きにくい、セキュリティーのこともあると思いますけど、もうちょっと学校へ行きやすくすることも必要ななと思っております。

それで、今は地域から学校っていう流れでしたが、今度は逆に学校のほうから地域へという流れですね。生徒もいろいろ総合学習とかの時間で地域に入って取り組んでおりますけれども、生徒が地域へ——私がおったときには、草取りをすとか、そういう課題もありました。

ある年寄りのところ行って草を取るか、そういう地域へ参加する、あとはお祭りもありますよね、田切やなんかは子どもが来て、それをもうちょっと活発にといいますか、拡大といいますか、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

教育長

まず、先ほど寄せ鍋学校についての私の思いはお伝えしました。寄せ鍋学校の取組は、基本的に学校から地域へとか地域から学校へというように分けて考えられるものではなくて、学校も地域も一くくりで考えていく取組として進めていきたいと思っております。

なお、今御指摘もありましたけれども、御質問の学校から地域への活動としては、それにお答えするならば、今年度は本当に中学生が地域に出て活動をしていただいております。中学生が修学旅行の際にわら細工やキーホルダーのようなものを飯島町のPRとしてインバウンドの方に会話しながらプレゼントした活動やいいちゃん文化祭でのステージ発表、販売ブースでのお手伝い、また産業祭りにおいて学習のまとめとして取り組んでくれた販売活動、先日の米俵マラソンの際の出店の手伝いや開会式イベントの参加など、積極的に地域の方とともに関わっていく姿が挙げられるかなと思われま。

教育委員会としましても、今後も子どもたちが単なる参加者から積極的に活動に関わっていく参画者として地域の皆さんとともに様々な活動に取り組んでいくことをサポートしていきたいと考えているところであります。

伊藤議員

中学生の各取組は、私も非常に評価するところであります。大事な中学生の時期に、地域の方とか、町をアピールすとか、非常によい経験になると思うので、これを、ぜひこういうことを継続して、地域と学校と住民の関係をいい関係に続けてほしいと思います。

4番のほうに移ってまいります。

「第三の居場所について」であります。第三の居場所は、これから、計画を進めているということで、評価することです。

ですが、3年間は補助があると、それは非常に喜ばしいことですが、問題になるのが3年以降ですね。もう補助がないと、ゼロといった場合、これは町で全部経営

をしていかなければならないことなのですが、その財源を今から何か——基金でも何でもいいですけど——考えているのか、それとも3年たってどうしようって考えるのか、そこら辺の今からの考えをお願いします。

教育次長

それではお答えいたします。

子ども第三の居場所は、学校、家庭以外の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所になります。教育相談や学習支援、放課後学童クラブ、保護者不在時の子ども支援など、複合的な機能を持った拠点施設で、令和8年4月開設に向け計画を進めております。

運営に当たっての財源についてはB&G財団の補助金を活用してまいります。議員の御指摘のとおり、開業後3年間のみとなっております。

その後、4年目以降の財源につきましては、国、それから県の補助金、現在では子ども・子育て支援交付金というものがあります。そういったものを、できるだけ有利な補助金を活用していけるよう検討してまいります。

伊藤議員

ある、利用できる補助金は、ぜひしっかり調査して、補助金で、できるだけ町のお金を使わないようにお願いしたいと思います。

5番に移ってまいります。

軟骨伝導イヤホンというものが——ここ最近です。昔はこんな言葉自体なかったですね。イヤホンといえば、耳の中へ入れて、穴から鼓膜を通じて聞くということですが、これは骨から伝導して聞くという画期的なイヤホンです。これは大学の教授が考えて考案したっていうか、骨からも聞くことができるという、五、六年前からですかね、これが発見っていうか、発明されて、骨伝導イヤホン。

これは非常にクリアな音で、小さい声でも聞き取れると、ここにアクリル板があっても、マスクをしていても、小さい声でも、ささやくような声でも、前でに集音器をつけるんですね、そうすると、もうそこに、集音器からイヤホンに電波が伝わって、非常にクリア。

私は買って聞いてみました。これは音楽を聴くために買って聴いたんですが、確かに非常にクリアでございます。音漏れもしないし、そんなに高いものではありません。

それで、窓口設置ということですが、耳の不自由な方にはどうしても大きな声になるし、また耳の不自由な方は大きな声になっちゃうんですね、声を聞き取るために。そのときに、福祉課に行ってカウンター越しにでかい声でしゃべっておっても、それが、特に福祉課関係は個人情報が入ってきますんで、それが漏れることも心配なくなるし、非常にいいことだと思っております。

つい最近も辰野町で窓口設置をいたしました。これからは、高齢化、耳の不自由——私もいつ耳が悪くなって聞こえなくなるかも分かりませんが——その伝達手段として、筆記で書いて情報を伝えるということもあるみたいですが、それだと大変だし、それよりも聞き取りやすいイヤホンをつければ、お互い、言うほうも楽だし、聞き取るほうもよく聞こえるんで、いいことかなと思っています。

これはそんなに高いものではありません。五、六万円で集音器とセットで、健康福祉

課の前へ置いとけば、使いたい人は、使い方は説明してもらって、もしそういう人がいればぜひ利用するように設置をお願いしたいんですけども、御意見をお聞きします。

健康福祉課長 役場には健康福祉課の窓口を中心に高齢の方が多く来庁されております。

窓口で職員が耳の聞こえづらい方であると、このように感じた場合は、ゆっくりとしたスピードで、はっきりと発音することを心がけまして会話をしているところがございます。

これまで窓口において集音器などの機器がないために会話が困難であったと、こういったお話は聞いてはおりませんが、議員御提案の軟骨伝導イヤホンを使った集音器は比較的価格も安価ということでございますので、設置については前向きに検討していきたいと考えております。

伊藤議員 このこの通告書にもありますが、全国の自治体とか金融機関でも1,300を超える窓口で活用されて非常に喜ばれているということで、これからはこういうものが高齢化社会に対して必需品になるのではないかなという気さえします。ぜひ前向きに検討いただくことを希望して、今回の一般質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩といたします。しばらくお待ちください。

休憩 午後2時08分
再開 午後2時09分

議長 会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
8番 堀内学議員。
〔堀内議員質問席へ移動〕

8番 堀内議員 それでは通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。
今回は消防団の将来的な計画についてというところと伊南バイパス周辺の活用について質問をさせていただきたいと思っております。
それでは、まず1つ目の消防団の将来的な計画というところでございます。
消防団の定数や報酬につきましては、令和4年3月に一般質問にて質問をさせていただきました。そこから2年が経過をいたしまして、その間に消防団の報酬が個別に支給されるようになったりとか、機能別消防団員の配備、各分団の班の統廃合など踏まえて、現在所属している団員に対してはかなり活動のしやすい環境になってきたということは大変評価すべきだというふうに考えております。
令和4年3月ということで、今回は町長が替わりましたので、改めて、今後の町の消防団がどうあるべきかというところを、質問を重ねるごとに見つけていきたい、考えていきたいというふうに考えております。
まずは消防団の定員についてお聞きをいたします。
従来、定員は300名として活動してきましたが、時代の流れ、少子化の流れ、若者の

都市部への転出など、様々な理由により人員が減ってきたというところも踏まえて定員は250名に変更、減員がされ、現在の定員となっております。

2年前の質問のときにも定員が5名ほど不足しているという状態だというふうに答弁をいただきましたが、現在の定員が不足しているかどうかというところも改めてお聞きするとともに、現在の250名という定員を将来的な目線も踏まえてどのように考えているか、改めてお聞かせください。

〔唐澤町長登壇〕

町長

消防団員の将来計画ということの中で、現状ということであります。

団員の皆さんにおかれましては、社会情勢が変わっていく中で、本当に町民の安全・安心に日夜御尽力いただいていることに、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

また、非常に少子高齢化の中で、団員の確保というのがどの団も大変になってきているということで、団の皆さんの御意見を伺う中でもそういったことが非常に出てきているところでもあります。

常備消防が充実したとはいえ、昨年も11件の中で2件の消防の出団がありましたし、今年も大きな火災が2件発生しておりまして、火災という面では非常に団の皆さんに御協力いただいているところもあります。

ただ、それだけではなくて、今は、非常に気候変動の中で、一たび雨が降りますと非常に災害が発生することが予想されます。そんな中で、団の皆さんの仕事も非常に増えていくのではないかなというふうに感じているところでもあります。

現在の消防団の人数でありますけれども、定数につきましては250名でございます。それで、今、団員の皆さんは、その定数に対しまして246人ということでもあります。そのうち8名が機能別消防団員ということになっております。

先ほども申しましたように、消防団員の定員数の割れが生じているという現状については大きな課題ということで捉えているところでもあります。

今後大きく定員割れが続くようでありましたら、現実的な数字に修正していくことも必要ではないかというふうに考えております。

〔唐澤町長降壇〕

堀内議員

ただいまは今の団員が246名ということで、少し欠けている状態であると、2年前から比べましても5名だったのが4名減ということで、維持をできているかなという反面、機能別団員という方が8名いて現状の定員を保っているというような状態かなというふうに考えております。

今回、大雨が一時的に降るという時期がありまして、私もずっと天竜川の水位を見ておりまして、もう少しで出動するんじゃないかという、機関で、詰所で待機しなきゃいけないんじゃないかというところでそわそわしていたときもありましたけれども、そのような形で、非常なときに私たちは消防団員としても活動しなきゃいけないんだというのは、備えをしっかりと持ってなきゃいけないというふうに考えを新たにさせていただきました。

また、定員については、今後 210 名とか 200 名とか、かなり多く離れて、今の定員から乖離してくるようであればというところで、また見直しがされていくんだろうというふうに改めて聞かせていただきました。

それでは 1—2 のほうに移ってまいります。

新入団員を確保するために、現在、各分団では新入団員の勧誘時期でありまして、今、皆さんは一生懸命団員確保のために回って、自分の時間を割きながら入団の勧誘をしておりますけれども、現在は、なかなか成果が、たくさん入ってもらえるというような現状でないというふうに考えられています。

消防団員は定員確保のために必死に勧誘に労力を費やしている中で、町として、チラシ、ポスターとかは見たりするんですけども、勧誘に対してどのようなアプローチをしているかっていうところを確認させていただきます。

2 年前の総務課長の答弁では、町としても、女性団員の確保に向けて、勧誘方法も含めた中で、団とも今後相談をしていながら活動環境の整備や理解の促進に努めるというふうに答弁をいただいたところでございます。

その答弁から 2 年経過をしました。その中で、町としてしている、できる対策、支援について、改めてお聞かせください。

町長 団員の確保につきましては、団員の皆さんもそれぞれの立場で地域での勧誘をさせていただいて確保していただいている、そのことにつきましては非常に感謝を申し上げるところであります。

町としましてもいろいろな対策を講じているところでもありますけれども、これといった決定的なものではなくて、やはり団員の皆さんの処遇改善であったり、やはり、今、いろいろな形の中で、スマート的なもの、DX を使ったり、あるいは IT を使ったりというようなことで省力化を図ったり、あるいはイメージアップを図ったりしているところがあります。

若い世代の皆さんが活動になじみやすいような、そんな、今申しあげましたような、例えばスマートフォンを活用して水位の状況が分かったりとか、あるいは火災の位置が分かったりとか、災害の現場の状況が分かったり、あるいはドローンを使った災害の状況把握、そういったことで、デジタル技術を活用した消防活動を行ったり、訓練を実施しながらスマート消防を実現していきたいというふうに考えているところでもあります。

また、団員の負担軽減、それからモチベーションの向上のための処遇改善、待遇改善、こちらのほうも検討していきたいと考えております。

堀内議員 答弁をいただいた中では、なかなか決定的な対策っていうのは難しいんだろうなというところも承知をしております。

話を聞いている処遇、団員の活動のしやすさとか、スマートフォンで分かるようになっていうところがありましたが、これも、今現在活動している方に対してはすごい恩恵があるのかなという感じはするんですけども、それが、片や新入団員の勧誘に行ったときに効くかって言われると、なかなか難しいというところもあります。

その中で、勧誘に行って断られることが結構、しばしばあるんですけども、そのイ

メージ的に入りたくないっていう、入らないっていうところは、多分、根本的に何か原因があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、もし何か町として認識があればお聞かせいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

副町長

昔の消防団は全部集団行動だったというふうに思っておりますし、手当も全部、班なり団なりにお支払いをしておりました。

それで、一番ネックだったと思われるのがポンプ操法の練習かなというふうに思っております、大変だったろうというふうに思っております。

現在は、うちのほうでは大会等は行っておりませんし、上伊那も何かそういう方向に行っておるようでございますので、そういう中で、消防の根本的なところの消火訓練でありますとか、それから災害の際にどう動けるかというところは、消防団員である以上はやらなくちゃならんかと思えますけども、日頃のできるところは軽減をして、必要なところへ集中をしていくということが前よりはできるようになったのではないかなというふうに理解をしております、昔は今申し上げたことがちょっと大変だったかなという認識は持っております。

堀内議員

確かに、行くと、操法が忙しいとか、いろいろ話は聞きますが、それでも今はやり方が大分緩和されてきて、いろんな活動ができるようになってきた中で、消防の訓練がそもそも嫌だとか、そういう団体に入るのが嫌だっていう方もいるにはいるので、さらに、やっぱり、消防団員っていうのは町で必要なものだということ、やっぱり全町民からの認識があってやっているから、おお、頑張ってくれよっていう自己肯定感じゃないですけど、そういうところも高めながら、消防をやっている意味っていうのが皆さんに浸透していくっていうのが本当に大切なんだろうなというふうに感じております。

中には、最近の方からすると消防団は要らないんじゃないかという考えの方もいらっしゃる中では、今回のような火災があったりとかするときの初期動作っていうのは、やっぱり消防団に欠かせないところだと思いますので、しっかりアピールをしていただきたいと思いますというふうに考えております。

また、関連するところではありますけれども、従来から実施されている飯島町消防団サポート事業っていうのがあると思います。これは、消防団員が飯島町消防団ですっていう券を持ってお店に行くと様々な特典が受けられるというような制度が町にございます。

最近あまり聞かなくなってきたところもあるかなと思うんですけど、ずっと、今続いている事業だと思うんですが、町として、加入の促進、それだけ消防団として活動することでメリットがあるとか、恩恵があるよっていうところがなかなか最近が増えてないんじゃないかなるところを感じておまして、その現状を、何だろう、入ってくれませんかとか、こういうサービスをいっぱいやっていますよっていうようなのが定期的にあるっていうのが、現状、町として何かしているのかどうかっていうのを改めてお聞かせください。

総務課長

サポート事業は継続してやっているところですけども、なかなか目に見えて促進ができていないっていうところが実情かもしれません。

また、継続している事業ですので、引き続き町としても働きかけはしていきたいと思
います。

堀内議員 せっかくやっている事業ですので、より活気があるサポート事業にしてい
たいというふうに感じております。

それでは1—3に移ってまいります。

機能別消防団についてのお話を伺います。

令和5年から始まって1年が経過をしました。

飯島町の機能別消防団員は、地域住民を火災や災害から守るため、知識や技術を生か
して消防団員と協力して防災に当たるということを目的に設置をされております。

先ほど答弁がありましたとおり、現在も8名の団員が機能別消防団員として各団員と
して所属している状態です。

現在の機能別消防団員の確保の仕方は、大体、分団長を終わって退団された方や長年
消防団員として活躍された方を1年ずつ、最大3年まで採用できるというような形の扱
いになっております。

機能別団員を採用する各分団の理由といたしましては、先ほど問題になっていた新入
団員の確保がなかなか進まず、定員を確保するために一つの要員として利用されてい
るのではないかとというふうに危惧をしております。

現在の機能別消防団員の在り方や現状の課題についていうものがあれば教えてください。

総務課長 機能別消防団員制度ですけれども、より多くの方に団員に参加をしていただくための
制度であります。

町では、消防団経験者や知識、また技能等を生かして消防に当たっていただくという
ことで、先ほどもありましたけど、8名の方に本年度は在籍をいただいているところで
ございます。

この団員の皆さんには実際の火災現場でも活躍をいただいております、機能別消防
団員制度としての在り方自体には今のところ課題はないというふうに考えておりますけ
れども、議員のおっしゃるように、本来の消防団員数の十分な確保についてところに課
題があるというふうに認識をしておりますので、この団員制度は続けていながら、
団員確保に向けた取組も進めてまいりたいというふうに考えております。

堀内議員 現状の機能別団員については、今までどおり、現状でいいのかなというふうに思いま
す。

どちらかというとも機能別消防団員自体は有事の際にしっかり活動してもらえる団員が
多く必要だということと採用すべきところかなと、総務省のほうにも書いてあります
し、訓練とかには行かないけれども、災害時には、有事の際には動いてもらえるとい
う大切な人員として動いていただく人がより多くいたほうが良いということだと思いま
す。

ですが、これが今課題になっている定員との関りになってくると数人になってしまう
ということもありますし、3年までって今は期限が区切られているんですよ、1人
の採用が3年までいけますよっていうところですけども、私の中では、もう少し、非

常のときだけ来てもらえるんだったらもっと長くてもいいんじゃないかなと思うんですよ、災害時、何かあったときには来てもらえるならありがたいってところもありますので。

あんまり長過ぎると、逆に今のものとは違くなってくるので難しいと思いますけれども、そのあたり、3年じゃなく、もう少し長くっていうところはどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

総務課長 機能別消防団員の制度につきましては幹部の皆さんともお話をしながら制度をつくってまいりましたので、そこら辺の年数の問題とか、実際に1年経過する中で、また幹部の皆さんとも話をしながら、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

堀内議員 ぜひ幹部会と話をさせていただいて、有意義な団員、機能別ということで動いていただければというふうに思います。

少し機能別団員とは言い方が異なるかもしれませんが、ラップ隊や救護隊は、ある意味、特殊な機能団員だというふうに考えております。

令和4年度の一般質問においても、ラップ隊や救護隊は——今は各分団の裁量で所属調整がされているわけですが——これを女性も消防団に関わるきっかけの一つにしてほしいということが従来の町長の答弁にもございました。

現在、女性団員を確保していきたいという中で、それがなかなかうまくいっていない現状っていうものを鑑みますと、分団に所属はするが、ラップ隊や救護隊に専属で入団してもらえるような勧誘をするのはどうかというふうに考えております。

ラップ隊については、飯島町では中学生が吹奏楽で毎年かなり好成績を残しているというところもあります。そのようなOB、OGの方がラップ隊に入っただけであれば、ラップのとてもいい音色が聞けて分団の士気も高まるんじゃないかというところがあります。

また、新入団員として入った人がラップを吹けるようにならなきゃいけないっていうと、かなり時間も、練習もしなきゃいけないというところで結構苦勞するところもございます。

また、有事の際にけがをするのは男性だけではありません。取り残されたのが女性という可能性もあります。その中で、女性を手当するときに——最近ちょっとニュースにもなりました。女性を団員が救護しに行くとセクハラに間違われる可能性がある、じゃどこまで関わっていいかっていうのが意外と話題に上がってきたりしておりました。

そういう時代背景もある中で、女性の救護隊がある程度いると、よりスムーズに活動ができるんじゃないかというところで、これは機能別というところに近いかもしれないんですが、そういう形であらかじめ配属先が決まっている勧誘っていうのも一つの手なんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、そのあたり、町長の所見をお聞かせいただければと思います。

町 長 確かに、救護隊ですとかラップ隊、それぞれ女性の皆さんの活躍できる場面もたくさんあるかと思いますが、やはり女性、男性に限ることなく、やはりいろいろなそれぞれの技能を持った方がいらっしゃいますので、技能に応じた団員を募集していく必要

があるのかなと思います。

ですので、男女分け隔てなく団員の募集については行っていくということで、ラッパ隊だから、救護隊だからってということではなくて、そういう募集をしていきたいと思えます。

堀内議員

答弁ありがとうございます。

女性、男性に関わらずっていうところは、まさしくそうかなというふうに思えます。

一部、勧誘するときには私はラッパ隊なら入りますという方も以前はいたというところもありますので、そういう形で選択できるような体制があれば、より団員確保にはいいのかなと、非常時には来ていただけたらと思いますので、そういう有効な活用をしていくことがいいのかなというふうに思ひまして質問させていただきました。

続きまして1—4に移ってまいります。

続いては活動に関するための資金問題になります。

各消防団員に対して町から各分団に支給される分団等の運営費が1人当たり3,300円というふうに定められております。ラッパ隊、救護隊は分団に所属しているため、特科としては1人1,700円という形で支給をされております。これらの運営費を使って各分団訓練や詰所の管理というところに使用をしているところでございます。

各分団の資金状況っていうのを踏まえていろいろお聞きしますと、やっぱりラッパ隊と救護隊の運営費はほとんど残高が残っていないという現状が明らかになりました。なかなか隊の運営に苦慮するところではございます。

その一つの要因になるか分かりませんが、各分団については、担当するところが町の区分けとして自治会や区の管轄っていうのがありまして、区分けをするところの所属団体や区、自治会からは協力金っていうのをもらうことがあったりします。協力金を使って各分団は運営をしているというところでございますけれども、特科——ラッパ隊、救護隊についてはその区分けがありません。強いて言うなら町全体ということになると思います。

なので、運営費は1,700円を十二、三人分だけで運営していくっていうところで、備品の更新がなかなかうまく進んでいかない現状があるという状態です。

改めて、町としてこの状態自体を認識しているのかどうかっていうところと、また認識しているのであればどのような対策が必要なのかっていうところもお聞かせいただければと思います。

総務課長

各分団の隊のところの運営状況は、ちょっと細かいところまでは承知をしていないところでございます。

堀内議員

町側では把握をされていないというところが分かりました。

またどこか機会があれば幹部会の等でも聞いていただければいいのかなという話でございますので、よろしく申し上げます。

なかなか1,700円で何かを買えっていうのは難しいところでもあるので、今現在は、予算をつけていただいて、いろいろ新しいものを買うときはしっかりやっていただけますよという話にはなっているので、ある程度そこは改善されてきたところではあるんで

すが、買うところの試しに買うっていうところまでは難しい状況がありますので、そんな中も踏まえながら、せっかくいろんなところでやっているの、自分たちが苦慮しないような形で町としてもサポートいただければというふうには感じているところでございますので、よろしく申し上げます。

それでは1—5に移ってまいります。

今回の秋季訓練後に初めて、分団ごとで慰労会やるのではなく、飯島町消防団全体にて慰労会を実施させていただきました。私も参加させていただいたところ、久しぶりに中学校のときの同級生とか同学年の人、8人9人ぐらいに会うことができました。今までなかなか関わるきっかけがない方についてもこういう消防団を通じて会うことができるというところはとてもいい機会だったなというふうに感じているところでございます。

こういう消防団のつながりっていうところも踏まえて、改めて今の自治会やPTAの役員等の話を聞くと、消防団のつながりがあることによって、歳の離れた人たち、今までは多分一、二年ぐらいの人にしか関わっていなかったんですけど、5年10年離れた人たち、住民同士が仲よく共に活動することができるというところがあります。

その状況、その状態に鑑みると、現在問題になっている自治会の役員の成り手不足や自治組織の在り方を際、非常に消防団っていうのは重要な核になってくるんじゃないかなというふうには私は捉えております。

消防団の活動自体は、現在20代から40代半ばまで、今まで、従来は30半ばで多分卒業されていたんですけど、今は40半ばまで大分活動されている方がいらっしゃいます。この二十何歳離れた世代——自分の親と子どもみたいぐらいの世代なんですけれども——っていう方たちが一緒に活動するっていうことは、地域の縦のつながりっていうのをしっかり醸成できる場所ではないかなというふうには考えます。

この大切な機会をつくるためにも、消防団員の確保はこの意味も兼ねて必要なものなのかなというところも考えております。

改めて、地域コミュニティーを維持していくためにも、消防団全体での交流っていうのを促していくことが必要かなというふうには考えるんですけども、そのあたり、町の考えをお聞かせください。

町 長 消防団の交流を深めていくという御質問でございますけれども、やはり、今、自治会も、いろいろな組織も、つながりというのが非常に希薄になってきております。特にコロナ禍を経過してそれが顕著になってきているかと思えます。

そういう意味では、消防団もそうですし、またいろいろ地域のいろんな組織も、やはりその経験をしたことによって人と人とのつながりが強くなり、また絆が強くなって、後々のいろいろな人生にとって非常に重要なつながりになってくるというのは認識しているところであります。

ファイアエキシビジョンの後に全体での交流会をされて、そういった意味で非常に団員同士のつながりが強くなったということは大変喜ばしいことかと思えます。

ただ、やっぱり消防団のイメージとして、副町長もおっしゃいましたように、以前か

ら少し飲み会が多かったりとか、あるいは各御家庭に負担が行くというようなこともあります。こういったことが頻繁になっていくと、なかなか、やっぱりそういった問題も出てきますので、やはり機会と計画性を持って、消防団の皆さんが全員で交流して、つながり、あるいは団結を強めていく、こういったことは非常に重要かと思っておりますので、また幹部の皆さんとお話し合いをしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお話し合いしたいと思います。

堀内議員

消防団の従来からのイメージっていうのがやっぱり根強く残っていて、それが昭和の時代から今の令和まで脈々と受け継がれている部分でもありますし、いいところ、悪いところ、様々ありますので、いろんな機会を踏まえて、よりどうしたらつながりができるかっていうところも踏まえながら考えて実施をしていただければというふうに求めるものでございます。

続きまして2番目のほうに移ってまいります。

伊南バイパス周辺の活用についてお尋ねをさせていただきます。

本郷から飯島を通り田切につながる伊南バイパス、その後、駒ヶ根に抜けていくところでございますけれども、現在、その周辺には、田切の道の駅と、ガソリンスタンドとコンビニが併設した場所以外、商業施設が建っていない現状があります。

本郷には新しくワイナリーができるということもありますので、期待をしているところではございます。

私の中で調べてみたところ、関わりがあると思われるのが景観形成土地利用住民協定かなというふうに考えております。この協定は、飯島町の自然豊かな田園風景と住みよい地域環境を後世の人に残すため、地区の皆さんが景観づくりのルールを決めて守っていくという協定となっているそうです。

飯島地区では平成16年、本郷では平成18年、田切では平成25年に協定が結ばれておりましたが、田切地区については令和5年2月、飯島、本郷については令和6年——今年3月に協定が廃止され、飯島町のほうに全部集約をされたというふうになっております。

改めて、この協定が結ばれた背景と廃止になった経緯についてお尋ねをいたします。

町長

伊南バイパスの景観形成、また土地利用の住民協定、これにつきましては、5年から6年にかけて廃止されました。

その中で、その成り立ってきた経過、それから今後ということでもありますけれども、この協定ですけれども、当事は、バイパス沿線の無秩序な開発、あるいは大型店の進出というのが非常に頻繁に——近隣の市町村もそうですけれども——事例が出てきましたので、それを抑制するという意味で協定を結んできたところでもあります。この美しい景観を守るために、建物の規制ですとか、あるいは進出に対する調整といったものをこの協定の中で結んできたところでもあります。

それで、町がこの30年——ちょうど伊南バイパスが全通したときですけれども、このときに景観法に定める景観行政団体への移行が図られました。そのために町独自の景観条例を策定しまして、土地利用や建物の建設等を審査できるようになりました。そのた

めに、今まで地元で景観形成や土地利用の協定をしていただいておりますけれども、それを一本化して町が行うというふうになったものであります。

その経過は、そういったことで、協定をつくってきた皆さんの3分の2以上の賛成があったものですから廃止したというところであります。

この3地区の協定につきましては、そういった経過の中で廃止の手続を進めてきたということです。ですので、これからは町が景観行政団体としてバイパス沿線のいろいろな対応については主体的に行っていくということになりますので、よろしくお願ひします。

堀内議員 できた当初の内容としましても、その沿線上にいろんなものが無秩序に建つと、やっぱり景色としてもよくないというところもありますので、そういうところを基につくられたものだというふうに承知をいたしました。

その中で、なかなか住民側の審議会では建物が建つことはなかったなというところもありますので、いろんな要因があったんじゃないかなというふうに私は考えるところでございます。

それが町に一本化されたということで、また新たな方法で、ワイナリーもそうですけど、新しく出てきているのかなというふうに感じているところでございます。

それでは2—2のほうに移ってまいります。

国土利用計画というものがございます。飯島町の公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図り、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る目的でつくられているものでございます。これは土地をどういうふうに使っていくかという計画が載っているものです。

その計画の中では伊南バイパス周辺は商業ゾーンというふうに区画がされております。商業ゾーンと言われる部分については、積極的な商業店舗の誘致や活用がされていない土地の有効活用を促進する区域というふうにされており、商業機能が充実することで活気のある町並みやイメージ形成と地域住民の利便性を向上させるという目的が町としてもうたわれております。

ということで、町としてバイパス周辺はどのような方向性を持って今後は活用をしていく想定があるかをお尋ねします。

町 長 今、議員の申されたように、国土利用計画の中では、町の土地を6つのゾーンに分けてあります。

それで、商業ゾーンということで主に駅前周辺と幹線道路沿線に設定しまして、積極的な商業店舗等の誘致や未利用地の有効利用、そういったものを促進する地域でございます。商業機能の充実を図ることで、活気のある町並みのイメージですとか、あるいは地域住民の皆さんの利便性を高める——高めるっていうか、図るといったものでございます。

そういったことで、バイパス沿線のほかの市町村見ますと、かなり商業施設が集積してきております。

飯島町は少し街部から離れていることもありまして、街部とはまた違った商業ゾーン

の在り方を検討していく必要があるかと思えます。

やはり土地の起伏もかなりあるということもありますし、土地利用にとっては有効に活用できる土地が少ないということもありまして、少し商業ゾーンとしての拡大が進んでいませんけれども、いろいろな調整をしながら、できるだけバイパス沿線ににぎわいのあるゾーンを形成していきたいというふうに考えております。

堀内議員

駅周辺や町なかとはまた違った形でっていう形は、よく理解させていただきます。

今はバイパスが通過点となってしまっているところもちょっと悲しいところかなというところも感じております。

その中で、2—3に移ってまいります。

昨年度の町長の政策の中に「地域特性を生かした魅力あふれる産業のまちづくり」というところがありました。その中で、町内の特徴ある魅力的な様々な個々の店舗を支援するとともに、新たに創業する店舗の支援を進めるとありました。

私の中のイメージなんですけれども、大型の商業施設やチェーン店というものが入ってくると、そこに全部集中されてしまって、周りの商業をやっているお店の方たちが衰退をしてしまう可能性があるんじゃないかっていうところと、そこで所得が生まれたとしても大会社とかに行ってしまうと所得が全部町外に流出してしまうというデメリットがあるかなというところが、私に中では、もうそれが悪循環になって危惧される場所であるんです。

町長の考える、個人、個店っていうところを積極的にバイパス周辺に配置をして、町の中の所得の好循環というものを生んでいくっていうところがどうかなというふうに考えるんですけれども、改めて所見をお伺いします。

町長

町は、やはり人口規模からしても、群境ということもありまして、なかなか人口が集積していかないところであります。

そのような中で、大型店舗につきましては、やはり商圏的に調査をしてもなかなか営業は厳しいという中で、飯島町に大きなお店や、あるいはほかのところに見られるような店が来ていないというのが現状であります。

その中で、どのようなまちづくりをしていくかということでもありますけれども、やはりこの町に合ったいろいろな取組をしていく必要があるかと思えます。

中でも、やはり今、空き家ですとか、あるいは、そういったものが非常に増えてきておりますので、そういった利活用を中心に進めながらにぎわいのあるまちづくりをしていきたいというふうに考えています。

特に、今、南には道の駅の花の里いいじまがありますけれども、北には道の駅田切の里があります。そういったところに来ていただけるお客様は非常に多くて、特に七久保地区は里の菓工房もありますので、非常ににぎわいを見せているところであります。

そこへ来ている皆さんが、やはりその地域で居心地よく、少し歩きながら町並みを散策していただけるような取組をしていければということで、この10月からチームをつくりながら、空き家を活用してそういったところをつくっていききたいというふうに考えています。

特に田切の道の駅を中心としましたエリアにつきましては、今も個店によるいろいろなお店ができてきておりますし、またこれから新たな取組も聞いておりますので、そういったお店の連携、それから月誉平の栗の栽培地もありますし、またソバや、もうちょっと西に行きますと i i ネイチャーもありますので、そういった線によるつながりをきちんとつくりながら、来ていただける方が居心地よくて、少し滞在というか、歩いて見ていただけるような、そんな場所にしていけたらというふうに考えています。

また、ほかの地域も、先ほどワイナリーの話もありましたけれども、ワイナリーを中心に、本郷につきましてはいろいろな文化財も残っていますので、そういった文化財を見ていただいたりして楽しんでいただく場所、また七久保については道の駅がありますので、道の駅周辺にそういった場所をつくっていくということで、町の中にそういったエリアを、ゾーンをつくりながら、できるだけ町外から人を呼び込んでにぎわいをつくり出していく、そういう取組を町としてはしていきたいと考えております。

堀内議員

町長のいろんな構想というものの話を聞かせていただきました。ぜひ、いろんな地区で、ここに行ったらこれが、ここに行ったらこれだっというのがよく分かるように、しっかり個店の積極的な活用っていうのを進めていっていただきたいというふうに私も求めるところでございます。

それでは2—4に移ってまいります。

バイパス周辺の住宅化についてお聞かせをいただきたいと思えます。

現在、東部保育園の周辺の道路については拡幅の工事をしておりまして、保育園児の送迎時に安全になるようにというところでやっているところかなというふうに感じております。

この工事が進んでいくと、鳥居原と石曾根の地域につきましてはかなり子育てをしやすい場所になるんじゃないかなというふうに感じているところで、かなり注目が集まってくるんじゃないかなというふうに期待をします。

この保育園の周辺、子育て世帯の住宅が増えてくるといいなというところも想定しているところではありますが、現在その周辺には新しく住宅を建てる土地が、宅地がありませんというところかなり課題かなあと思えます。

町民からもバイパス周辺の土地を住宅用の土地として利用することがうまくできないかというような相談をされたところもございます。

ある意味、人口増プロジェクトの一貫として、ここら辺の住宅化、子育てゾーンみたいな形でつくっていくのもいいのかなと考えます。

その中で、町としましても現在実施している光を注ぐマイホーム取得補助金の継続や宅地造成補助金っていうものを含めた定住への支援っていうものをしっかりやっていってはどうかと考えますが、町側の考えをお聞きします。

町長

今、東部保育園の周辺、こちらは国土利用計画上は町なかゾーンということで区分しております。

それで、既成の市街地周辺や幹線道路の沿線を含む町なかゾーンについては、住宅地を中心として、生活環境を保全して、ゆとりある緑豊かな住居空間としてつくっていく

区域になっております。

周辺につきましては、今、道路整備も進めておりますし、あの周辺に住宅建設を誘致していければというふうに考えております。ですので、バイパス沿線よりは少し奥に入ったところに静かで緑豊かな住宅区域をつくっていきたいというのが町の土地利用計画の目指す方向でございます。

それで、やはり開発に当たっては、今、優良な農地もありますので、そういった農業をする優良な農地の部分と、しっかり開発をしていく部分、これを区分けしながら、そういった区域の実現を図っていく必要があるかと思えます。

その中で、やはり3年間、光を注ぐマイホーム取得補助金、これを実施してきたわけですが、リフォームと一緒にセットで行ってきたところでもあります。取得補助金については約91件の利用がございまして、そのうちの約3分の1、34件の方が町外から移住されてきた皆さんでございまして、そういったことで、補助金については、ある程度そういった誘導の施策としては有効であったかなというふうに考えています。

ただ、リフォーム補助金については少し検討が必要かなということでございます。

いずれにしましても3年間の限定でございましたので、検証を含めながら今後の支援策を検討してまいりたいと思っております。

そんな制度を取り込みながら、先ほど申し上げましたように、土地利用につきましては、町なかゾーンということで住宅を建設していただくような誘導施策を取っていきたいと考えています。

堀内議員

町なかゾーンということでしっかり住宅地というものをつくって、場所としては住宅地がいっぱいできるようにというところでございます。

確かに農地をただ無尽蔵に宅地にすればいいというわけでもないと思えます。しっかり農地っていうのも維持しながら、景観も維持しながら、その中で、住宅地があり過ぎると逆に子育てしにくいという環境になってはいけないかなというふうに思いますので、しっかり、何ですかね、地域を考慮しながらつくっていく、自治会ともしっかり話し合いながらやっていっていただきたいというふうに私も願うところでございます。

その中で、しっかりマイホーム取得補助金についてもやっていけることによって、3分の1は町外から来ているということなので、しっかり人が増えるという対策には一役買っているかなと思えますので、しっかり続けていっていただけるように求めまして、私の一般質問を終わります。

〔堀内議員復席〕

議 長

ここで休憩を取ります。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

休 憩
再 開

午後3時00分
午後3時15分

議 長

会議を再開します。
一般質問を続けます。

10 番
片桐議員

10 番 片桐剛議員。
〔片桐議員質問席へ移動〕

それでは通告に従いまして一般質問を始めます。

今回は、大項目として2つ、都市計画マスタープランについて、また「〇人口減少への対策と役場機能の考え」ということでお伺いをさせていただきたいと思います。

1つ目の問い、都市計画マスタープランについてということで、これは9月にも質問を行いましたけれども、引き続いての質問となりますので、お願いいたします。

改めて、都市計画マスタープランとは、都市計画法に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、おおむね20年後の町の姿を見据えて、まちづくりの目標やその実現に向けた土地利用についての基本方針、これを示す計画であると示されております。

また、計画の構成は町全体の総合的なまちづくり方針を定める全体構想と地域別のきめ細やかなまちづくり方針を定める地域別構想からなるというところで定められております。

問い1のほうへ入っていきたいと思います。町長が描く町の姿ということで、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

今改定を進めております飯島町の都市計画マスタープラン、これにつきまして町の進む方向をということでございます。

飯島町都市計画マスタープラン、これにつきましては、自立のまちづくりを選択する以前の平成16年3月におおむね20年後の都市の将来像を描く都市計画の基本的な方針ということで定めてきたところであります。

これに基づきまして、平成30年に全線開通しました伊南バイパスの整備や町の美しい景観を守ることを目的としました町の景観計画など、各種事業を進めてきたところであります。

マスタープラン策定当時ですけれども、町の人口は既に減少傾向にあったわけですが、将来の目標人口でありますけれども、これはまだ増加することを希望しまして、公共施設やインフラ整備についても人口が増えることを前提とした内容で策定してきたところであります。

ですけれども、現実には人口減と少子高齢化が今後も進行することが見込まれている中で、こうした拡大路線を継続していくことは非常に困難な状況でございます。このために、今後は、やはり持続可能な社会の実現を目指しながら、その中で住んでみたい、住み続けたい、そういったまちづくりのための施策を展開していく必要があるかと思っております。

そうした中で、既存の社会基盤——インフラを有効に活用し、町の限られた財源を最大限に活用していく必要があると思っております。

その具体的な策の一つとして、効率的で持続可能な都市運営の実現を目指す立地適正

化計画、これが国の新たな取組としてスタートしておりますので、町では都市計画マスタープランを補完する計画として新たに立地適正化計画を策定してまちづくりを進めていきたいと考えております。

急速に進んでおります人口減少や高齢化といった現実にはしっかりと向き合いながら、町の魅力ある美しい農村景観、田園風景を生かした新たな発展を目指すものとしまして、これらの計画を策定していききたいと考えております。

[唐澤町長降壇]

片桐議員

今お話にもありました前回のマスタープランが策定された平成 16 年の翌年になりますけれども、飯島町の人口データということで、当時は1万人超え、1万570人であったと、令和6年時点では人口が8,605人ということで、1,965人、約2,000人減少というところが見えるかと思えます。20年間で約2,000人減という形であります。

町長の今の答弁にもありましたけれども、これは明らかに策定当時では予想もできなかった急速な人口推移、急激な人口減、または高齢化というところも伴っているということが分かるかと思えます。

それも踏まえまして、これまでのマスタープラン、また立地適正化計画をどのように検証し、検証を今後どう生かすのかという部分をお答えいただきたいと思えます。

町長

先ほども申し上げましたとおり、資料でお示しいただいたとおり、やはり急速に人口減少が進んでいるところであります。

当時は、人口目標——当時というか、平成30年になってからですけれども、人口目標はまだ1万5,000人ということで定めて、人口増、活性化のために取り組んできたところでもありますけれども、現実的には本当に少子高齢化が急速に進んでいるところであります。今年12月1日の段階では8,871人ということですので、若干減少率は減っておりますけれども、減少する傾向には歯止めがかかっていないところであります。

また、高齢化率も今は38.9％ってなっていますけれども、38％までには届いておりませんが、38に近い数字となってきたということで、少子高齢化が急速に進んでいる状況があります。

こういった中で、今回のマスタープランにつきましては、やはり地域が縮小していく中でどのようにまちづくりをしていくかというところでもありますけれども、やはりある程度、機能を集約していく必要があるかと思えます。そういった計画が必要であるというのは今までの20年間の反省から来るところであります。

国もコンパクトシティということで進めていますけれども、こういった中山間地では1か所に集中するというのは非常に難しいところがありますので、ある程度、地域別に機能を集約しながら、そういったところをきちんと結んでいく、そういった施策が必要じゃないかというふうに考えているところであります。

まちづくりにつきましても、そういった、地区ごとに機能を集約しながら、その辺を道路、あるいはいろいろな情報、機能ですとか、そういったものでつないでいく、そういうまちづくりを進めるということを今回のマスタープランでは計画していきたいと考えております。

片桐議員

今のお話にもありましたけれども、人口減という中で、今回、改定が行われ、さらにまた20年後という話になってこようかと思えます。

国勢調査のデータ、今後の推計を表した年齢区分別人口推計というものが出されておりますけれども、これを見ますと、約20年後はこれまでの減少率より1.4倍ほどで減少が進んでいくであろうという見込みが出されております。かなり人口減、少子高齢化ということが今よりも進んでいくのかなということを感じるわけであります。

今お話にもありましたけれども、地区ごとに集約し、それぞれを結んでいくというようなお話であったかというふうに思えます。

資料ですけれども、飯島町土地利用構想図、令和3年3月国土利用計画——第4次飯島町計画のものであります。

同僚議員からも話がありましたけれども、この図の中では各地区がゾーニングされておりまして、町なかゾーン、工業ゾーン等々が色分けになっているかと思えます。

この図から見ますと、商業ゾーン——赤色で示してあるところですが——これはバイパス沿線、駅周辺、農道でいきますと役場上付近、また七久保道の駅周辺と示してあります。

そして町なかゾーン——ピンクのエリアですが——これはかなり広範囲の指定という形になってきております。

マスタープラン・プラス・土地利用計画は非常に重要な根幹の計画となろうかと思えます。さらに、この計画の肝となるゾーニングについてになりますけれども、今後どのような変更、または町を目指していくのか、いま一度お願いいたします。1—2になります。

町長

ゾーニングはどのように行っていくかということでありまして、計画に位置づけるゾーニングでは、地域ですが、町の部分、そこを都市部ゾーン、それから田園集落ゾーン、森林環境ゾーン、これらに区分していくということで計画を策定していく予定でございます。

それで、先ほど申し上げましたように、生活や交流の主要な地点、これを拠点と位置づけまして中心拠点、これは都市機能の集約や充実を図っていくところでございます。これは庁舎を中心とした部分を中心拠点ということで位置づけを図っていきたいというふうに考えています。

また、地域生活拠点ということで、日常の生活サービスの維持を図って魅力を向上させる、そういった地域、生活拠点を先ほど申し上げましたように各地域につくりながら、それをつなぐ道路、これを軸として維持、改良を図っていきたい、また子どもや高齢者の足となる公共交通網の充実などを図りながらそういった生活拠点を結んでいきたいというふうに考えています。

片桐議員

それでは2番のほうへ移っていきます。

都市計画マスタープラン改定の現状と進捗はというところで、2—1であります。

現時点での進捗状況を教えていただきたいと思えます。20年計画という大きな計画であるため、計画の全体像と各分野の体系、内容等を明示いただき、進捗提示をお願いい

たします。

建設水道課長

進捗状況の御質問でございます。

まず、マスタープランの全体像につきましては、町全体の都市づくり方針を定めます全体構想、まずこれを定めてまいります。

次に、分野ごとの方針を定める分野別の基本方針、これを定め、続いて地域を対象とした方針を定めます地域別構想、これらの実現に向けた計画実現化の方策の4つの項目で構成していくことを考えております。

現時点での改定の進捗につきましては、このうちの全体構想を作成しているところでございます。

片桐議員

現在は全体構想という話がありました。

各分野でそれぞれ構想し、先ほども述べましたけれども、全体構想と地域別構想等々があります。今後はどのような進捗で進んでいくのでしょうか、改めて伺います。

建設水道課長

繰り返しになりますけど、まずは全体の構想を定めてまいります。この構想に沿いまして、分野別の基本方針、また地域別の構想をそれぞれ検討委員会の中で検討いただきまして、これらを実現するための実現可能方策を定めていくものでございます。

来年度も含めまして、これから策定委員の皆さんにお諮らいしながら進めてまいります。

片桐議員

繰り返しになりますけれども、何年何月頃、全体構想が整うのか、またそれを基に何月めどで進んでいくのか、現時点で分かる範囲で結構ですが、お願いします。

建設水道課長

現在、全体構想を練っているところでございますので、これができた後、策定委員会を開催してまいります。来年の前半ぐらいで策定し、その後、それぞれの——また外部の検討委員さんもいますので、そちらへお諮らいをしてまいります。

その後、素案といいますかができた段階でそれぞれの地域へ出向きまして説明会、またパブコメをいただいて最終形としていく予定でございます。

片桐議員

全体構想が来年前半という話をいただき、その後、各分野別、地域別の検討へという話でした。

この計画自体が長期に及ぶものであって、住民の皆さんをはじめ、まちづくりの根幹となる計画であろうかと思えます。これは非常に大切な計画なのかなというふうに私は認識をしております。それゆえに、多くの皆さんの意見を集約することが大事かと思えますし、それには時間がかかるかというふうに思いますので今のような質問をさせていただきました。

ぜひ前倒しを行いながら住民の皆さんの声を聞く時間をしっかり取っていただきたいというふうに要望をしたいと思います。

続いて2—2に参ります。

これは実施があったかと思えますけれども、住民の皆さんとの意見交換を住民アンケートやワークショップ等により行うとありますけれども、現在の実施状況をお願いします。

建設水道課長

町では、住民の皆様の現状と町に対する意向を把握するため、昨年10月に住民アン

ケートを実施してきております。

また、将来を担う若者の意向を把握するため、本年5月に中学校2年・3年生へのアンケートを実施しております。

また、アンケートだけではなく、対面型で意見を聞く場といたしまして、本年8月にワークショップを開催しております。町の魅力や課題、将来のまちづくりに関する意見をお聞きし、併せて計画の概要を説明できる機会として捉えております。

片桐議員

アンケート、またはワークショップを行って意見を抽出してきたというところでありました。

2-3のほうですけれども、実施された意見の内容、これは数が多くあるかと思えますけれども、その中でも複数意見があったようなもの、またそれを具体的にどのよう

建設水道課長

に計画に反映されていくのか、お聞かせをください。

どういった内容かということでございます。

アンケートで出されました意見の内容については、まず町のホームページや広報紙でお知らせをしているところでございます。

人口減少に伴う影響については、回答の約7割の皆様が、人口減少により、社会保障費や税負担の増加、商業施設の撤退など地域経済の衰退、若者減少による地域活力の低下など、広範囲に影響を及ぼすと考えているところが読み取れてきております。

また、今後の行政サービスの在り方については、人口減少に伴う税の減少や財政難に対して柔軟に対応することを求めています。それで、行政サービスの効率化や集約化を優先すべきと考えているということが読み取れてきております。

いただいた御意見は項目別に整理いたしまして町でつくります庁内検討委員会で検討を進めておりますが、今後は、学識経験者や関係などでつくる策定委員会でも検討いただいた後、計画に反映させてまいります。

片桐議員

人口減少からなる心配が7割というような話、また関連して行政サービスの在り方という回答でありました。

冒頭から出ています人口減ですとか少子化、高齢化という話の中での策定という時期かと思えます。

ぜひ建設的に、前向きにといいますか、要は、人口減、少子高齢化、縮小という一途の中で、計画も委縮をするものではなく、ぜひ前向きに明るいまちづくりというところを目指した計画にしていきたいと思いますし、ぜひその空気を出していただきながら進めていただくことが住民の皆さんの町に対しての期待感につながるのではないかというふうに思いますので、この計画案への反映という部分、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

続いて2-4のほうへ入っていきます。

当町では持続可能でコンパクトな都市計画の実現をするために新たな計画策定に取り組みますという形であります。

改めて、コンパクトシティというところで、いろんな解釈がありますけれども、生活利便性の維持、向上を目的とし、居住や生活サービス機能の集約をするものなどとい

うような位置づけであります。

先ほど町長の話にもありましたけれども、当町は、コンパクトシティー化という構想、これは継続でよいという話でしょうか、お願いします。

町長 先ほど申し上げましたように、コンパクトシティー、これは効率化していくということでもありますけれども、やはり機能の効率化をしていくべきだと思います。

ですので、郊外を切り捨てて主要な1か所に全てを一極集中させるっていうコンパクトシティーではなくて、先ほど申し上げましたように、ハブとなる中心拠点、これへはしっかりと機能を集中しながら、地域の生活拠点、これも整備して、それをネットワークでつないでいくと、飯島としてはコンパクト・プラス・ネットワークというような形でこれから計画を進めていければと思っています。

住民の皆さんも、やっぱり住み慣れた地域で、場所で、豊かに幸せに暮らしたいというのがありますので、全て一極集中していくというのは住民の皆さんの賛同も得られませんが、町の機能としても、じゃ周辺の土地をどうするのかということもありますので、やはり住み慣れた地域で地域を守りながら、町全体としての機能としてはコンパクトなまちづくりをしていくということが重要ではないかというふうに考えています。

片桐議員 ちょっと繰り返になってしまうかという部分もありますけれども、資料の図——今投影してある図ですけれども、立地適正化計画、これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティー化に向けた取組を進めるものという方針であります。今、町長がおっしゃった部分かなと思います。

当町では、持続可能でコンパクトな都市構造を実現するため新たな計画策定に取り組みますということで、この図の中を見ますと、都市計画区域内、それで居住誘導区域、また都市機能誘導区域を設けるといふ文言があります。

これは、それぞれの説明を見ますと、居住誘導区域というのは住宅など居住が集まるようにする区域、都市機能誘導区域というのは生活に必要な医療、商業などの施設が集まるようにする区域という文言があります。これはどちらも集まるようにする区域という示し方になっています。

いま一度確認になりますけれども、計画を遂行する中で都市計画区域に指定された場合、現在の住宅の移転、店舗、工場の移動等が発生するというような方向なのか、いま一度お伺いします。

建設水道課長 あくまでも目標というかでございますので、いわゆる強制的なっていうことは全くございません。

基本的に大切なのは、やはり人口密度を維持していくことが持続可能な町になっていくと考えられますので、こういった方向性を示していくというものでございます。

片桐議員 コンパクトシティーという表現だけ聞きますと、1か所に集中するようなイメージが先行するのかなというふうに思います。

先ほど来からの答弁でいきますと、各地区に集中し、それぞれをネットワークでつなぐというようなイメージ化だと思います。ひとつ安心をしたところでもありますけれども。

今の課長答弁にもありましたけれども、郊外からの強制的な移住ですとか移転ですとか、また切り捨てということではなく、各地区に今あるものをしっかり発展させ、それぞれを交通網等でつなぐという中でもコンパクトシティー化ということで私は捉えましたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

町 長 先ほど来、答弁していますように、やはり地区ごとにいろいろな機能がありますので、その機能を充実させながら、それを公共交通や、あるいは情報ネットワークでつなぎながら、町全体として機能をコンパクトにしていくということの方向で計画を策定していきたいと考えています。

片桐議員 そうすると、ネットワークになる部分、いわゆるつなぐ部分が非常に肝になってくるかと思しますので、交通網を含め、しっかりと、また住民の皆さんの意見を聞きながら取り入れていただきたいというふうに思います。

総務課長 それでは3の質問のほうへ入っていきます。

大きな項目でいくと2、2つ目「〇人口減少への対策と役場機能の考え」というところで、(3)「庁舎人員体制の現状と今後の計画」についてお尋ねしたいと思います。

3-1、現在の職員体制、各課の人数内訳をお願いします。

現在の職員数についてということでございますので、お答えをしたいと思います。

町では、10月1日現在、正規職員123名、非正規職員につきましては、地方公務員法の一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員が148名の職員数となっているところでございます。

それでは各課の人数につきまして申し上げますので、よろしくをお願いします。

総務課ですけれども、正規職員9名、会計年度任用職員が5名、企画政策課は正規職員6名、住民税務課は正規職員11名、会計年度任用職員が6名、健康福祉課については正規職員が16名、会計年度任用職員は11名、産業振興課は正規職員12名、会計年度任用職員が5名、建設水道課は正規職員12名、会計年度任用職員が6名、地域創造課につきましては正規職員10名、会計年度任用職員が2名、会計課は正規職員が2名、会計年度任用職員1名、議会事務局は正規職員が2名、最後に教育委員会ですけれども、正規職員が32名、会計年度任用職員が112名となっております。

なお、このほかに派遣、それから育休等による職員が11名となっております。

片桐議員 そして、今後、先ほどから出ている人口減少という町が抱える問題の中で、恐らく管理計画というものを策定されているかと思えます。ここ5年から15年先の職員体制の計画について、お願いします。

副町長 今後の人員体制の計画はということでございますが、現在は令和3年3月に策定しました飯島町定員管理計画に沿った定員管理に努めてきております。この計画は5年間の計画になっており、令和7年度までの職員数を計画したものとなっております。計画は令和7年度までとなっておりますので、令和8年度以降の計画につきましては令和7年度中に計画する予定でおります。

令和8年度からの計画につきましては、今後の飯島町の将来人口推計や今後の施策、また委託できる業務の精査、デジタル化を活用した業務の推進等を踏まえまして職員定

数の計画をしていく予定を考えております。

これからDXの関係でいろいろなものを省力化できるということになれば、そこら辺のところでは人数が減っていくということに最終的にはなるのかなというふうに思っております。

今ちょっと見てみますと、令和8年度までだったDXの計画も、多分もう5年ぐらい延びていくだろうと、国の計画もそんなような格好で推移をしておるようでございますので、そこら辺等を鑑みまして、我々としても、書かない窓口ですとか、それからオープンGISとか、それを考えておりますけれども、いろいろな国の動向を併せて考えなきゃならんというふうに思っております、いずれは減少していくだろうというふうに考えております。

片桐議員

今の画面でお示ししているものは「飯島町の給与・定員管理等について」ということで、今これは副町長のほうから言われたかと思えますけれども、令和5年7月1日現在ということで定員管理等について発表されているものとなっております。人件費、そして給与についてということで様々な数字が挙げられております。

給与水準についてはラスパイレス指数というものをを用いて算出されているようです。この指数は国家公務員と地方公務員に給与水準を比較する際に用いられる統計上の指数ということで、広く使われている指数だということでありました。

給与については的確に明示をされている部分なのかと思うんですけども、現在、人員の数、これはどのような基準で算出をしているのか、いわゆる足りているのか足りていないのかという部分が数字として計り知れない部分があるわけなんですけれども、これは3-3に行きますけれども、現在の体制で充足しているのか、充足しているのであればどのように検証しているのかという部分をお願いします。

副町長

足りているのか足りていないのかっていうのは大変難しいところでございます、123名の正規職員、148名の会年度任用職員ということで、職員一人一人は与えられた仕事、役割を責任持って遂行しているというふうに認識はしております。

ただ、正規職員も会計年度任用職員も、共に人員不足だというふうに感じているところもございます。

年によってそこのところを解消するように人事異動の中でやってきてはおるんですけども、毎年、予測し得ない、ちょっとそういう、退職ですとか、そういうこともございまして、人数を採れないという、採用の募集をかけましても採れないというようなこともございますので、これはうちだけではなくて、全国的にそうなのかなというふうに思っておりますけれども、人材確保が難しいというのが現状だというふうに認識をしております。

現状の体制の検証と把握については、町長は、自治会の懇談会もやりましたけれども、職員一人一人とも全部面談をいたしております。正規職員、会計年度職員、全てと面談をして、仕事のやりがい、問題点はあるかとか、そういうことも自ら検証してこちらのほうに伝えていただいておりますので、現場のニーズやなんか、そういうのに合わせて提案等をいろいろいただいた部分もございまして、組織で解決へ取り組めることには

迅速に対応して、できるところは解決しているというところで、どうしてもそこで人数が足りないという場合も出てきておるということが現状でございます。

このようなことから、職員の意見を積極的に取り入れて、体制の現状把握と迅速な改善に努めて、これからも行っていきたいというふうに考えておりますが、やはりちょっと採用のことを考えますと、今年はこれから機構改革でいろいろなところに変更をかけるにはならんということで、現状認識でございますので、よろしく願いいたします。

片桐議員 足りていないということであれば、住民福祉に関わる部分かと思しますので、議会としてもしっかりとバックアップをしていかないといけないしというような思いも含めて聞かせていただきました。

一方、一般企業であれば、例えば各業務に対して計画、進捗、実施報告などがあり、管理者はそれをチェックする、業務体制の判断、業務内容のチェックなどを行うところの方が通常なのかなと思います。日々話があれば、いわゆる日報的なものがあり、それを基に情報共有にもつながるというところで、企業では行っていることが常かと思えます。

副町長 現在、日報みたいなもの、または報告手段というものは機能的にあるんでしょうか。日々の日報というものはございません。

うちは、事業計画に基づいて事業をやった会議の関係ですとか打合せした内容につきましては、全部会議報告が上がってまいります。

それで、その中で、どういう方向づけをするか、全体の来年度の計画はどうかというのは、それに基づいて今までの進捗状況を確認しながら来年度はどうするかっていうのを実施計画の中で計画しているというのが現状でございます。日報的なものはないけれども、重要な案件、それから進めるべき案件につきましては全て上がってくると、そういうことになっております。

片桐議員 会議報告書はあるというところでしたけれども、そのほかに何か業務を遂行した内容を伝えるすべみたいなものはあるんでしょうか。

副町長 口頭でということになれば、問題が起こった場合につきましては、全て、係、係長、それから課長、私、町長も含めて、場合によっては町長も含めて検討するということは十分やっておるつもりでございます。

できるだけ住民の意向に沿った事業にしていくようにということで、そういうふうな格好で、問題が起こった場合にはそういうことをやって常に検討していくっていうことをやっておりますので、日報ではございませんけれども、問題点については必ず上がってくるといふふうに理解をしております。

片桐議員 これは一般企業とはまた違う部分もありますので、これを取り入れたらいいということでもないと思いますけれども、いわゆる一つの業務の見える化ということにもつながるでしょうし、一人の働きを評価する、そしてどこまで達したという報告をしっかりとすることで評価してもらえんというふうなところで、一般企業では採用しているところもあろうかと思えます。

今後は、見える化という中で、ぜひ日報機能的なものも検討いただけたらいいのかな

というふうに思います。

3-4のほうへ行きます。

働き手不足などが懸念されるところであります。

数年前から生成AIを活用した業務のスリム化を進めてきているところかと思えます。昨年の一般質問であったかと思えますけれども、一定の効果はあったとの見解が示されたかと思えますけれども、今後はAIや機械化などの技術を用いることで働き手不足の解消の一助となると考えますけれども、積極的な活用を求めますけれども、いかがでしょうか。

副町長

当町でも、DXの推進業務に基づきましては、国の標準化、それから長野県市町村自治振興組合、上伊那広域連合の共同利用によりまして縦横の連携を取りながら合理的に効率化を進めてきておるところでございます。

AIの使用ということでございますけれども、今回もこの答弁書を書くのに公務員AIマサルくんというのをちょっと使ったのがここにあります。ですけど、ちょっとやっぱり蓄積データがないと駄目かなというふうに思っております。

そういうものも秘書広報係——DX担当のところでは考えて、いろいろやってみるということはやってきておりますけれども、AIもやっぱり使い方かなというふうに思っております。データの蓄積を読ませた中でのそういうのもがあれば十分に機能するかなというふうにちょっと思っております。

答弁書の検討会のときに課長会にちょっと諮ってみたいんですけど、あまりいい返事は返ってきませんでした。これからの課題だというふうに思っております。こういうことをやっていながら、いろいろなものを蓄積しながらやっていくということが必要かなというふうに思っております。

具体的には、議員も御存じのとおり、住民への告知や申請、アンケートなどの電子化を進め、職員はAI文字起こしや内部システムによるスケジュールの管理の一本化、内部申請の電子決済により効率化を行ってきております。

先ほど言いましたが、倫理面で心配される生成AIにつきましては、これまでどおり運用に関する情報収集に努めつつ、個人情報を取り扱わない活用の検討を進めてまいります。

今後は、入札・契約管理の電子化に加えて、文書管理システムによる電子決済で紙の管理を減らし、効率化、セキュリティの向上に努めていきたいと思っております。

また、住民サービスにつきましても、書かない窓口の取組や、先ほど言いましたが、オープンGSIの活用を進めたいというふうに考えておまして、補助金さえつけば進められるかなというふうに思っております。

できるだけ早く進めたほうがいいのかというと、今後、国の方針が若干変わるようがございますので、補助期間が延びるかなってちょっと期待もしておりますけれども、職員にとっては一斉に変わるということが大分負担になるというふうに考えておりますので、そこらのところを踏まえまして、できるだけ事務効率のよい、負担のかからない方法で入っていくようにしたいというふうに考えております。

片桐議員	<p>マサルくんに関してはまだ勉強が必要だという話でしたが、トライ・アンド・エラーは非常に大切かと思えますし、やはり日々アンテナを高くしていることが大切かと思えます。</p> <p>生成AIの業界は日々進化をしていますし、新しいモデルも出てきておりますので、いち早く取り込んで、使えるようなものはしっかりと活用することで、先ほどからの働き手不足解消、または多様化する多忙化している職員の皆さんの軽減に少しでもつながるのではないかというふうに思えますので、今後も積極的な活用を求めまして、一般質問を終わります。</p> <p>〔片桐議員復席〕</p>
議長	<p>以上で本日の日程は終了いたしました。</p> <p>これをもって散会といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)</p>
散会	<p>午後4時05分</p>

令和6年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	1 1人暮らし・障がい者・車のない高齢者の方のゴミ出し支援や雪かき支援の対応は。 2 農産物の加工施設の早急な改築を求めるが。 3 子どもの居場所として、中間教室とは別に第3の居場所を作ると話があった。計画の進捗状況は。
三 浦 寿美子	1 環境問題について 2 高齢者補聴器購入費助成事業について
浜 田 稔	1 飯島町経済の中期的な見通しと、対応を問う。
折 山 誠	1 七久保診療所再開 2 県道千人塚公園線の改良 3 役場組織機構改革

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年12月10日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 なお、本日、報道より写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 4番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
4番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 今回は3点ということで、高齢者のごみ出しや雪かきへの対応、それから農産物の加工施設の老朽化、そして子どもの居場所として考える第三の居場所ということで、3つの問題について質問いたします。 最初は高齢者のごみ出しということだったんですが、ちょっと3点なので子どもの居場所をトップに持ってきますので、すみません、順番を変えますけれども、よろしくお願ひいたします。
議 長 坂本議員	3から行くってということでよろしいですね。
議 長 坂本議員	はい。
議 長 坂本議員	町長、じゃ3からになりますので、お願いします。 すみません、3から出お願ひいたします。 3番として通告しました。子どもの居場所として中間教室とは別に第三の居場所を造るということで、約9,800万円の施設費と運営費として120万円ほどの補助金の中での説明がありました。 現在の計画の進捗状況はどうなっているかをお尋ねいたします。 それで、3-1として、第三の居場所に対して子どもや関係者からの要望は出てきているのか、それから、それらは教育相談員とか学童クラブの先生の声とか学校の先生、また子どもたちですけれども、その内容について教えていただきたいと思ひます。 〔教育長登壇〕
教 育 長	子ども第三の居場所についての御質問であります。 子ども第三の居場所は、中間教室と学童クラブの両方の施設的な課題を解決するため

に複合施設として建設していく予定であります。

現在は、B & Gの認可を受け、基本設計から順次設計に入っているという状態です。

この施設建設に当たり、当然であります、今御指摘のとおり、利用する立場、現場の声を大切にしなければならないと考え、中間教室指導員、学童クラブ指導員の方の御意見、御要望をお聞きする場を設けるとともに、それぞれ利用している子どもたちや保護者の皆さんの声をお聞きしながら、できる限り要望を取り入れ、希望を実現できるよう建設に努めてまいるところであります。

〔教育長降壇〕

坂本議員 今は何となくということですが、もう声がかかっていると思うんですけど、具体的内容が分かるようでしたら教えていただきたいと思っております。

教育次長 現段階で幾つか御要望いただいております。例えば小スペースの部屋を設けていただけないか、また玄関を入ったところへ手洗いを設けていただけないか、南北の風を取り入れるような設計にいただけないかなど、御要望をいただいております。現在、そういった部分については、これから、まだ設計に入るところですので、検討している段階でございます。

坂本議員 今のお話は、建物の内部ってどうか、そういうことのお話でしたが、3—2に行きます。

当初の説明と現在の第三の居場所における建物——今いろいろ細かいことが言われましたけれども——建物の広さや間取りなどが変わってきているのかという感じで、今のお話からだとも今後ということでしたけれども、それを担う人材の数や方針は変わってきているのかということをお尋ねします。

関係者の方からは、昼間の学童クラブの利用、これは、今の教育長のお話だと学童クラブと中間教室の両方という在り方の中で考えているということだったんですけど、学童クラブのほうが現在の場所では手狭ということでここに移るということですけども、中間教室という役割の中では、最初の説明とどういふふうな形か、変わっていないのか、逆に言えば、体育館にある現在の中間教室はどう、あれもそのまま居場所として残していくのか、その点をお尋ねしたいと思います。

教育長 お答えします。

第三の居場所の建物及び体制の方針については大幅な変更はないというふうに考えております。

中間教室と、それから学童クラブについては、時間帯のずれが想定されますので、その辺の共存といいますか、一緒にやっていくということは可能かなというふうに思っております。

また、お尋ねの飯島体育館——町民体育館のほうの中間教室はどうなるかというお話ですけども、現状では新たなところに中間教室は移していく予定でありますけれども、若干、子どもたちの様子、要望等もお聞きしながら、そちらのほうも場合によっては使うということもあり得ますけれども、そうすると指導員がどうしても別に必要になって

きますので、その辺のところの兼ね合いがありまして、今後検討していくという方向であります。

坂本議員

基本的に体育館のほうはクローズする可能性があるというお話でしたが、新しく造るというイメージ図、間取り図からしますと、学童クラブは3時以降ということで、学校が始まってから3時までには中間教室として使えるという教育委員会の見解ですけれども、高学年になると3時以降もいると思いますし、逆に言うと、そのクロスする時間がやっぱり嫌な子どもたちもいらっしゃると思うわけです。

そういう点を思うと、1か所に全部入れるっていう、それは、効率的な部分ではそうかもしれませんが、人材の部分とか、そういうこともあるんでしょうけれども、実際に中間教室を使っている子どもたちの意見をやっぱり尊重していただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

教育長

先ほど次長からも声を聞いているっていうお話をさせていただいたところでありますけれども、私のところにも直接、保護者の方がお見えになりました。その中で、今、坂本議員のおっしゃる部分の不安さを御指摘になったところであります。

しかしながら、子どもたちの中には小さい子たちと一緒にいたいっていう子もいるという状況もありますので、その辺は個別の子どもたちの意見を聞きながら対応していきたいと思いますし、一応、今建設予定の建物の中に個々になる部屋は用意していきたいというところですので、実際に子どもたちの声を聞きながらですけれども、その辺は対応していきたいというふうに思っております。

坂本議員

今対応するというようなことをおっしゃいましたけれども、イメージ図からすると、集中学習室っていうのがこの図の中には2つあるわけですがけれども、関係者の方、相談者の方とかに聞いたんですけれども、集中学習室がちょっと狭いのではないかという話も出てきました。

それで、学童クラブっていうふうにかかれてる部屋はかなり広いんですけども、私も学童クラブに行きますと、体育館があったので、子どもたちはもう本当に体育館で思い切り遊んでいるっていうか、そういう感じでありまして、その部分を強調すると、やっぱりスペースはそちらが重視されるし、それで、遊ぶとかいうことではなく、学校に来て——学校というか、中間教室に来て学習とか、そういう形の中でやりたい子は、やっぱりそういう運動するっていうのはそんなにでもないと思うんですよ。

そういう点で、集中学習室のスペースを少し広げるということではできないんでしょうか。

教育長

建物の中身については現在検討しているところでありますので、今の坂本議員の御要望もありましたように子どもたちが学習できるような環境も十分整えていかなければならないかなと思いますが、子どもによっては、逆に広過ぎないほうがいいっていう子どもたちも、集中できるっていう子もいますので、その辺はあくまで個別の子どもたちの要望も聞きながら対応させていただくという形をお願いをしたいと思います。

坂本議員

それでは3—3に行きます。

ここでは、具体的に誰が利用しということですが、学童クラブと中間教室に来ている

子どもたちということでしょうけれども、子どもたちのサポートは誰がどのように行うことを計画しているのかということ、最初の計画の予定では、会計年度任用職員の方が4人と代替え要員が2人ということで、6人で運営するという、包括ケアという中身も入ってくるということだったんですけど、ここら辺のところを具体的に、現在のこのメンバー、要するにサポートするメンバーは大丈夫なのかということを知りたいんですけども、どうでしょうか。

教育長

お答えします。

第三の居場所につきましては、今お話しになっておるとおり、学童クラブと中間教室の複合的な施設となる教育支援センターとして建設していく予定であります。

具体的な利用者として、学童クラブ利用者、それから中間教室の利用者、それから保護者不在時の支援が必要な子どもたちの利用、それから家庭・教育相談希望者等の利用が考えられるところであります。

利用時間帯や子どもたちへのサポートをどのような立場の方がどのように担っていくか等については、今後の活動内容、また利用場所の設定、各活動のすみ分けについて、今後、実情を踏まえながら、先ほどもお話ししたように検討していく予定であります。

サポートする方については、現状の学童クラブ、中間教室の支援員だけでは十分ではないというふうに思っております。新たに対応する職員の配置は必要になってくるものと思っております。

子どもたちが安心して、学童クラブの子も中間教室の子も安心して過ごすことができる場所として、活動内容を踏まえながら、利用の仕方や職員の配置についても丁寧に関後検討していきたいと思っております。

坂本議員

今お答えいただきました。

それで、関係者の方とも話をしたんですけども、支援員の方たちがみんな大人という、学童クラブ、今の中間教室を担っている方たちは大人なわけでありまして、ここに中学生も小学生も来るとなれば、中学生が小学生の授業をサポートするとか、そういうこともあると思うんですけども、高校があるところ、ほかの市町村では高校生がここに関わって子どもをサポートするという事例もあるし、大学が近くにあれば大学生も関わるという形も大きな市とかでは現在されているというお話の中で、飯島も、大学はありませんけれども、高校生がいるわけですね、現在。

ただ、高校との接点が、高校がないだけに接点がないので、そういう点で、どういうふうな形で関われるか分からないんですけども、高校生もこういうところに来られるような、サポーターっていうか、そういう立ち位置で来られるような状況も面白いのではないかと思うわけですけど、その点はどうでしょうか。

教育長

今御指摘のように、高校生も、中間教室を利用していただいているお子さんたちが大きくなって高校生としてサポートして下さったり、あるいは、場合によっては、さらに町民の方の中からボランティア等で関わっていただいたりっていう居場所というか、第三の居場所ですっていう名前ですけども、もう少し広い意味で皆さんの居場所になったりして支え合うっていう部分も大事にしていけたらっていうふうには思っているところです。

坂本議員 3—4に行きます。

運営の主体は教育委員会ということでしたけれども、人材は学童クラブと中間教室の現在の支援員の方たちでは足りないというお話でしたけれども、確保はできるのかということをお尋ねします。

また、どうやって——今はちょうど各市町村の来年度の職員の募集なんかも放送で流れていますけれども、そういう場でPRしていくのか、あとは広報でやるのか、そこら辺の人材確保のやり方というか、方法は何を考えているのでしょうか。

教育長 確保の方法については、まだ具体的には、こういう形で確保していこうっていう方向性はまだ決まっておられませんけれども、当初の運営自体は教育委員会が務めていく予定であり、この施設に携わり運営してくださる適任者を丁寧に人選させていただきながら確保していかなければならないかなというふうに思っております。

ただ、この先のことを考えますと、この施設や事業に対して豊富な知識、経験を持っておられ、また深い理解と熱意を持って運営してくださる信頼できる団体等の方がいらっしゃれば、先の話になるのかもしれないけれども、今後は運営をお任せするというのも一つの選択肢として検討する場合もあるのではないかと思っております。

坂本議員 今のお話だと、現在の運営主体は教育委員会で今後やっていくけれども、何年か先には、そういった運営団体が現れれば、それも考えていくというお話でした。それはこれから先の話だと思いますので、立ち上げをしっかりと、やっぱりやっていただけるようにしていただきたいと思います。

3—5に行きます。

この施設の最終設計の完成をいつ頃と見込んでいるのか、皆さんの意見を聞いて、最終の詰めはいつ頃ぐらいをめどとして考えているのか、または、話を聞く機会をつくるということだったんですけれども、話を聞く皆さんの話を聞く機会は、これからまたきちっとした日付を保護者とか関係者と詰めると思うんですけれども、それはいつ頃なのかをお尋ねします。

教育次長 御質問にお答えします。

現状では、B&G財団の事業実施の認可を頂きましたので、今回の定例議会の中で実施設計の予算計上をさせていただきました。議決された折には実施設計の発注をさせていただきたいと思っておりますので、設計については今年度3月を完成めどに進めてまいりたいと思っております。

実施設計を進めていく中で、また御関係者の皆さんともお話をさせていただきたいと思っております。

坂本議員 3月をめどということでしたので、もうそんなに、3か月しかないということなので、ぜひ、短い間ですけれども、その中で、これを利用される子どもさんやその親御さん、それからまた学童クラブ、それから中間教室の支援員の方たちとよく話を詰めていただいて、新しい施設を造るということは、施設ありきでもないし、人材もすごく大事なことなので、せっかく造る施設なのでいい施設にさせていただき、またそこに集まる子どもたちも気持ちよく過ごせるような場所にさせていただきたいことをお願いしまして、次の

質問に移りたいと思います。

次の質問は1に行きますので、最初のときの質問の独り暮らし、障がい者、車のない高齢者の方のごみ出し支援や雪かき支援の対応はどうなっているのかを質問いたします。

1-1に行きます。

令和4年3月の一般質問での副町長の返答では、このことは包括支援センターで介護度3の方から訪問介護の中で対応してきていると、また今後は重層的支援の中で考えていくというお答えでしたが、要するにこれは介護度のない方たちも適用するわけでごさいます。その後、この具体的な政策は出来上がったのでしょうか、その点をお尋ねします。

町 長 ごみ出しや生活支援、介護度がない皆さんの支援をどうしていくかというところであり
ります。

少子高齢化が進む中で、支援を必要とする高齢者等の増加に伴いまして、支援や介護サービスの需要、これは増加しておりますし、また多様化しているところでございます。

介護保険制度の安定的な運営、また高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けるためには地域の支え合いが大切であり、そういった地域の助け合いで互助の活動を行っているところもございます。ただし、この活動はなかなか広がっていないのが現状であります。

私の公約の中にも御近所互助ということで公約を掲げております。これがまさにその目指す方向なんですけれども、全国的に見ますと、今は滋賀県ですとか岡山県でこういった取組が非常に盛んでございます。

滋賀県では、ちょっとサポートっていうことで、暮らしのお手伝いっていうような取組にいろんな市町村で取り組んでいるところであります。

特に、東近江市の中では、気軽に助けてと言えるまちづくりということで、ごみ出しですとか、あるいは草刈り、草取り、掃除、買物、そういったものへの支援をしています。1時間当たり100円ということで、それにサポーターの人数を掛けたものが費用になってきますけれども、1時間を超える部分については30分ごとに50円というような料金体系になっています。

これが何でできたかっていいますと、今から10年以上前に生活サポーター養成講座っていうのを社会福祉協議会が行いまして、これが全県的に広がっていったということで、今はいろいろな市町村で取組が始まっているところです。こういった生活サポートだけではなくて、居場所づくりですとか、そういった取組も非常に広がっております。

こういったところを参考にしながら、御近所互助等々を進めてまいりたいと考えています。

引き続き、人と人、人と社会のつながり、共に助け合いながら暮らせる地域共生社会に向けた研究、取組を進めてまいりたいと考えております。

副 町 長 令和4年3月には、たしかそういうふうにお答えをしたというふうに思っております。

重層的支援の中で社協とともに御近所助け合いの制度を広げていこうというふうに考えておりました。

ただし、それが新田自治会ではある程度のものができたかなというふうに思っておりますけども、ほかの自治組織では、はっきり言って、あまりできていないというのが現状でございます。

それで、重層的支援サービスの準備段階でそういう話をさせていただいて、その制度に乗かってやっていこうというふうに思っておりましたが、重層的支援サービスを使うよりも、今、町長が言ったような、そういうところで広げていくのがいいのかなというふうに考えておまして、重層的支援も、来年度からは対応しないで、ほかの制度で対応していこうかなというふうに考えております。

ただし、それをやっていただける方の養成ということを考えなきゃならんというふうに思っておまして、そこのところをどうやるかっていうのが一番の問題だなというふうに思っております。

今、社協をお願いして作っております支えあいマップというのがございます。それで、そこら辺のところを基本に考えていくっていうふうにやるんですが、あれも自治会ごとにちょっと温度差がございまして、そこのところをてこ入れしないとうまくいかないんだらうと思いますし、有償ボランティアというようなことを考えながらやらないと無理かなというふうに思っておまして、そこら辺のところをこれからもう一回再構築かなというふうに考えております。

その広がりをつくる場所を居場所とともにというふうに考えてやってきたわけですが、そこら辺のところをもう一回再検証しながらやっついていかなければならんというふうに思っております。

国の方針であります介護保険制度の中で、なかなか介護保険費を上げないというようなところで、そういうサービスを国もいろいろな補助事業を使いながらやってきております。それで、そこら辺のところの精神はそのまま引き継ぐ形にして再構築というふうに考えなければ、これから高齢者が増える中で困ってしまうということが大分出てくるんだらうというふうに思いますし、そこら辺のところをもう一回再検証しながらやっついていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

坂本議員

まだできていないということですね。これからということなんですが、私もちょっと近隣を——前回の質問のときには塩尻市、佐久市、それから諏訪市のごみの問題に関して、要するに介護度のある方が個別で収集するというのを、ちょっとその例を言いましたけれども、今回は、ちょっと調べて、国でも2017年に国立環境研究所が「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」というのを作成し、各自治体でどのようにシステムをつくらうのか、先進自治体のシステムの実例を紹介しています。

それからまた、2020年には環境省で地方公共団体向けに「高齢者ごみ出し支援制度導入のガイダンス(案)」というのを作成し、全国6自治体の実例を紹介しております。運営主体は、自治体直営から自治体委託、またはシルバー人材センターへの委託、これは地域コミュニティーボランティア方式というふうに様々あります。

それで、これはごみという観点でやっておりますけれども、近隣の伊那市ではとてもいい制度をやっておりました。これは高齢者福祉の一環なんですけれども、伊那市はおたすけ券っていうのがありまして、これは軽作業の助成券っていうのをやっているわけです。

それで、対象者は非課税世帯または均等割のみ課税世帯のひとり暮らし高齢者、そしてまた高齢者のみの世帯ということで、この方たちは人口の1割ぐらいということでした。

個人負担として、負担金ですね、やっていただく方は1作業1時間100円で、暖房機、要するに灯油を注入したりすることが大変だっている人もいますので、それは1回50円ということでした。

それで、具体的な対象作業っていうのは広範囲でありまして、家事、買物、電球交換、住宅などの小修理、それから障子の貼り換え、宅地内の除草、それから掃除、整理、除雪、そして災害対応、ごみ出し、先ほど言いました暖房機への給油などです。この中で特に使われているのは、やはりごみ出しと敷地内の除草とかと、あと除雪は公共の道路に自宅の玄関から出るまでの間の歩ける範囲の除雪ということでした。

交付枚数っていうのは、個人で100円の券を年24枚、または50円券を年48枚ということでした。

この事情主体は市でやっております、これをサポートする方——サポートするっていうか、やっていただく方は、申請書を出しますけれども、申請書の近くの方にお願いますけれども、それが自治会とか区会とか、そういうところの福祉の関係した仕事をやっていらっしゃる方とか、そういう伊那市には何か係があるみたいなんです、それで、そういう人がやるっていうことで、やってもらう方には1時間900円ほどの経費を払っているということでした。

なので、あまり遠いところの方を支援しに行くという交通費がかかるので、なるべく近くの方にやってもらうような制度になっているみたいです。それで、差額は市で事業の内容として払っているということです。

こういう制度を近くでは持っているわけなんですけれども、飯島町ではタクシー券をやっていますけれども、これはタクシー券の軽作業版っていう形で、非常にいい制度だなと思っておりました。

それで、これはもう続けて10年ほどたつということで、今ちょっと紹介したいんですけど、こういう制度の構築もいいのかと思うんですけど、どうでしょうか。

副町長

いいというふうに思っております。伊那市の制度につきましてはなかなかいい制度だと思っておりますけど、やっていただける方を発掘するっていうのが一番大変なところでございます。

うちの現状を申し上げますと、町も、それから社協も、ボランティアの育成っていうのがあんまり今んところうまくいっていないっていう現状がございまして、そのところをどうやってやるかっていうところからきちっと組立てないと互助制度は成り立たないかなということを思っております、そのところをもう一回再検証と申しましたけど、やりながらやらないとうまくいかないだろうというふうに考えております。

制度自体は、そういうことを考えてもいいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員

今、副町長が言われましたように、やっぱりコロナで人と関わるということをみんなやめてしまったので、ちょっと、請け負う方というか、やっていただける方が、やってほしい方は多いと思いますけれども、それをやってもらう方をつくっていくということがやっぱり大変かと思えますけれども、やっている伊那市が近くにありますので、ぜひ研究していただいて、最初から大きくやるのではなく、小さい形の中でやって、それがうまくいったら次に行くという形でやっていただきたいと思えます。

それでは、次に農産物のほうに行きます。1—2がありましたけれども、今実態をお聞きしましたので、それはなしとして、農産物の加工施設の老朽化に対して早急な改善を求めるがというほうの内容に行きます。

2—1であります。

花の里いいじま、役場西庁舎の加工施設は老朽化が進んでおります。築何年たっているのかということと、また現在の衛生基準に対応できているのかをお尋ねします。

町 長

農産加工施設の早急な改築ということで、現状でございます。

それぞれの加工施設が老朽化しているという認識は持っております。

後ほど御質問にあるかと思えますけど、特に一番古い建物は本郷の道の駅の施設でございます。平成7年ということでありまして、既に30年近くたっているということでもあります。

道の駅花の里いいじまに併設されました加工施設でございますけれども、平成14年にオープンしておりまして、築22年が経過しているところでございます。

また、役場西庁舎、これは農村環境改善センターですけれども、この加工施設につきましては平成9年に竣工しておりまして、築27年を経過しているところであります。

各施設は年数とともに老朽化が進んでいるところであります。

現在、それぞれの加工施設では、衛生基準を満たす中で保健所の許可を取得しまして、ジュースやジャム、みそ、漬物の加工を行っているところであります。

その一方で、近年は食品衛生法の厳格化ですとかHACCPなどの衛生管理の徹底が求められる中にありまして、今後は運営者による衛生の徹底だけでは対処できない課題も発生することが考えられるところであります。

坂本議員

では2—2に行きます。

役場西庁舎の加工場は幾つかの団体のみの利用で、誰もが使える施設では、現在はそういう感じになっていないみたいです。

それで、以前は中川のつくっちゃオが村民以外でも利用できたようでしたが、今では村民のみとなったようで、そこを使っていた飯島の方はもう使えなくなってしまったということで、ぜひ利用料を払ってでもそういう施設で加工したいという方がいらっしやいました。

そういうわけで、小口の農産物の生産者からの要望もあります。それで、グループ、個人が農産物を漬物やジャムやジュースなどに低い使用料で加工し販売できるような施

設となるように早急な改築を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

また、それに関わる基本的な調理器具——冷蔵庫、ガス台などは町が整備するべきと考えますが、いかがでしょうか。

産業振興課長

庁内の加工施設の状況は、9月議会における吉川議員の質問への解答や先ほどの坂本議員の質問に回答したとおりでございます。

それぞれの施設では老朽化が進んでおり、近い将来、施設や附帯設備の抜本的な改善が必要であると考えております。

今後の対応につきましては、農産加工グループや生産法人の状況、今後の取組の見通し、加工施設の実態等を総合的に勘案して慎重に対応していく必要があると考えております。現在は各グループや法人への聞き取りや施設、設備の状況調査に着手しております。こうした内容を精査し、具体的な計画を検討する状況となりましたら、施設の在り方や什器——食器や備品等の整備について町がどの部分を支援するかについても並行して検討してまいりたいと考えております。

坂本議員

まだ現在検討をしているということですが、検討の中で、何かいい対応するような補助金とか、そういうのはあるのでしょうか、例えばJA関係とか国、県なんかの補助金の中で、どうなんでしょうか。

産業振興課長

ただいまお話に出たような国や県、それ以外についても情報収集しながら検討を進めております。

坂本議員

検討を進めていますけれども、予定はどこまでと見込んで、いつぐらいを、現実的にやっていただけるのでしょうか。

副町長

はっきり言って、まだその検討段階っていうのが現状でございます。

老朽化しているっていう認識は持っておりますし、そこのところを何とかしなければならないということは思っておりますけれども、今はHACCPの関係もございまして、昔のようにはいかならないところもちょっとございます。

それで、衛生管理の面でかなりな設備を入れなきゃならなくなる可能性もございまして、そこら辺のところを慎重にやらないと、補助金を、ただこういうものをやりたいよっていう——中をまだ全部、今聞き取りをしておりますので、そのところを調べてからでない具体的な案は出てこないというふうに考えてございまして、必要性はあるというふうに考えておりますけれども、今はまだその段階でございまして、調査をし始めたという段階でございまして、ちょっと御承知願いたいというふうに思います。

これからそれに向かってやるつもりではおります。そんなところ、現時点ではそういう考え方でございます。

坂本議員

ということは、改築ということではなく新設するっていう可能性もあるっていうふうに見込んでいいんですか。

副町長

先ほど町長が申し上げましたとおり、本郷の道の駅の関係ですとか、それから農産加工の西庁舎の関係、それから、いろいろの、花の里ですか、あるところ、いろいろ、田切の道の駅の中にもいろいろやっているところございます。そういうのを全部きちっとした形にしないと、多分——これからやっていけるのかどうかっていうことを、きちん

とそれをやった中でやりますので、改築か、それから新設かは、ちょっとまだ何も決まっていないう状況でございます。

坂本議員 3番で道の駅本郷のことを聞いていますけれども、先ほど言われたように、道の駅本郷も老朽化しておるといことでしたね。ここも、五平餅屋さんも頑張つて、町の顔として長年頑張つてきているので、町は施設を委託して管理してもらいながら、その調理室を使って五平餅を作っているという状況でございます。

それで、ここもやはり古くなっているので改修してほしいという要望が出ておるんですけども、その点も今のお話の中でという内容なんでしょうか。

副町長 そうです。本郷の道の駅につきましても、あれも今一緒に検討するようになっておりますので、その中でどういう方向づけをするかということはいからっていうことでございます。おっしゃったとおりでございます。

坂本議員 今の総体的な話の中ではこれからということなので、ちゃんとした施設を新設して、大きくしてしまつて作り手にとっては使いにくいというふうなことが考えられる可能性もありますので、生産者の人たちが個別、例えばグループじゃなくても個人で使えるとか、そういうことまで考えていただいて、施設を造る場合は——改修だったらそんなに大きくはならないと思うんですけども——ツーパターンあると思うんですよ。

そこそこの量を集団で作つて売るといものと、個人をターゲットにして小口の農産加工ができるようにするっていうツーパターンあるので、それをぜひ踏まえた中で、施設の改修なのか新設なのか、そこら辺は今後の課題でしょうけれども、ぜひ早急に検討していただいて、やはり飯島町は農産物の生産地なので、それをうまく6次加工して販売のほうに回すことができれば増収にもなると思いますので、早急な検討をお願いいたしまして、質問を終わりにしたいと思ひます。

〔坂本議員復席〕

議長 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時55分

再開 午前9時56分

議長 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

7番

三浦議員 それでは通告に従ひまして一般質問を行います。

今回は大きなことを取り上げまして、環境問題と大きく出ましたけれども、マイクロプラスチックの問題や外来植物の問題、あとはネオニコチノイドの問題などを取り上げて質問をしたいと思っております。

まず初めにマイクロプラスチックについて入っていくわけですけど、それ前に、こん

なふうにしておりまして、マイクロプラスチックの環境汚染や発がん性が強いと言われている有機フッ素化合物——PFASと言われておりますけれども——が水道水から検出されたり、ネオニコチノイド系の農薬が蜜蜂の神経系に作用して巣に戻れない事例などが報告をされておったりしております。こういうことから人体や環境への影響が心配をされているところです。

プラスチックごみの問題は国際的な課題ともなっております。

12月3日の報道は、プラスチックごみによる環境汚染を防ぐための国際条約づくりを進める政府間交渉委員会は条約案への合意を先送りすることを決めたというものです。産油国との溝が埋まらなかったとのことでした。とても残念に思っております。

住民からは、PFASについて、町の水道水は大丈夫かと懸念する声も聞こえております。一方では関心のない方もおられます。住民への周知の方法や具体的にどのような取組が必要なのかなど、自然豊かな飯島町の安全・安心な環境を守る取組が重要な課題と考えております。

今回はPFASについて質問事項にありませんので、水質検査の結果を報告するなど、住民の不安に応える対応が求められているというふう感じておりますが、質問ではありません。

質問の前に、通告で訂正をお願いしたいと思います。マイクロプラスチックについての中で環境保全計画というふうに私は言うておりましたけれども、環境基本計画だというふうに思います。間違っていたと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

それではマイクロプラスチックについて質問を行っていききたいと思います。

私たちの周りにはプラスチックの製品があふれております。とても便利で、壊れにくく、しかし使い終わったらそのままごみ箱に行く使い捨ても多いところです。飲み物もペットボトルが重宝ですし、台所の用品、掃除用具、衣服も靴も寝具も車も家もプラスチックであふれております。現状ではプラスチックのない生活は考えられません。

ところが、リサイクルされるのはほんの一部で、大半が焼却処分をされていて、焼却灰が埋め立てられているというふうに言われております。資源プラとして収集されているプラスチックも新たな製品になるものは極めて少ないということです。

気軽に使ってきたプラスチックが環境汚染の原因になっていることが今問題になっております。

プロジェクターを御覧ください。

これは東京農工大学の高田氏が調査したもので、これは環境省のホームページから取ったものなんですけれども、御覧ください。

左上なんですけれども、これはプラスチックの製品を表していますけれども、これはレジ袋やラップや容器などです。それで、ポリプロピレンというのは耐熱容器やラップなど、ポリスチレンというのが発泡スチロールなど、それからポリ塩化ビニルは塩ビのパイプとか、それからソフビと言われる玩具とか、あんなものに使われているところです。それから先ほど言ったようなペットボトル、こうした合成樹脂のことが一般的にプラスチックと言われているということです。

それで、これが劣化して5ミリ以下のプラスチックになるとマイクロプラスチックというものになっていきます。

画面を見ていただきますと、こんなふうに、ちょっと大きめのものは鯨とか大きなものが食べていますけど、それに紫外線などが当たって小さくなってくると、小魚とか、そういうのが食べて、それをまた鳥が食べたり、もう少し大きな魚が食べたりしていつて、また海の中ではだんだん紫外線が当たってさらに小さいプラスチックになっていくという状況で、そうしたものを食べた魚を私たちは食べているということになってくるわけです。

この写真は、高田さんという東京農工大学の先生が御自分で釣ったイワシなんですね。このイワシの中からマイクロプラスチックが出てきたということで、約80%のイワシからマイクロプラスチックが検出されたということです。

右の図の上なんですけど、これがポリエチレンの破片だそうです。その下がポリプロピレンの破片ということで、ポリエチレンはレジ袋とかラップとか、そうした容器とかで、下のポリプロピレンというのは、耐熱容器とかラップとか、そういうものの破片だそうです。

それで、こうしたことで、とても私は心配しているところなんですけど、マイクロプラスチックの人体や自然環境への影響がこのように指摘をされていますが、それについての認識をお聞きいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 今回は環境問題ということで、最初にマイクロプラスチックの認識ということであり
ます。

町は、こういった環境問題に対しまして、環境共生という大きな目標の中で、1つには生物多様性の確保、それから地球温暖化対策、それからリサイクル、これはプラスチックを含めたいろいろなリサイクルですけれども、それを進めながら、この地域、町を環境とともに歩めるようなまちづくりをしていきたいということで進めているところであります。

特にマイクロプラスチックにつきましては、今資料で示していただいたような状況は十分に認識しているところであります。

それで、今、2011年から始まりました環境省を主体とした全国で展開しております疫学調査——エコチル調査というのがありますけれども、これは、長野県ではエコチル信州ということで、もう取り組んで14年目になるところでありますけれども、信州大学の医学部を中心に、上伊那8市町村、こちらで調査をしております、2011年から、生まれたお子さん、それから御両親等々、お母さんは2,703人、お父さんは1,975人、子どもさんは2,679人ということで調査をしてきたところであります。

この調査はこれから13歳以上にも広げて調査をしていくということでもありますので、今後も繰り返し調査がされていくと思っておりますけれども、環境が及ぼす子どもたちへの影響を調査、検証しているところであります。

こういった中で、信州大学の野見山先生、こちらの先生が14年間にわたるいろいろな

調査の中で得られたデータを論文として発表しています。先ほど申されましたPFAS——有機フッ素化合物ですけれども、それらについても論文を出されておりますし、マイクロプラスチックについても論文を出されておりました、やはり子どもさんたちへの影響は非常に大きくて心配だということが調査結果からも出ているところであります。

こういった調査結果からも分かりますように、こういったマイクロプラスチックですとか、後ほど出てきますネオニコチノイドですとか、あるいはPFAS、こういったものは非常にこれから早急に対策を取っていかなければならないと、そういう認識でおります。

[唐澤町長降壇]

三浦議員

ただいまは町長から、本当に心配をされるのが今も信大やなんかで調査されているということで、長い間、調査をされているということで、その調査結果が心配もされるところですけれども、その取組は続けていただきながら、私たちが今度は何ができるかというところが問題だというふうに思います。

それで、特に屋外に放置をしない対策っていうのが私はすごく大事ななというふうに思っています。

5つの提案をするわけですけれども、ここにありますように、プラスチックの削減が最優先だと、それから紙や木の利用も促進をしていったほうがいいんじゃないかということや、リサイクルできないプラスチックはもう極力減らしていく、それから食品の包装などに必要なプラスチックは生分解できるようなバイオの安心・安全なものにだんだん——技術的なことやそれを作り出す企業問題もあるとは思いますが、そういうものに変えていくことが大事だと思いますし、食品の残滓と一緒に、やっぱりそういうふうにしながら農地に還元できるような、自然に返していけるような、安心な、そうしたものを利用するような方向に変わっていかないと、この問題はなかなか解決していかないのかなというふうに思っております。

こんなふうな5つの提案を考えているところなんですけれども、こうしたことは、今も町長は心配しておられるということですので、先も考えて、ぜひ環境基本計画にこうしたことを盛り込んで、今後の対応をどんなふうにしていくかっていうことも計画を立てていってもらいたいなというふうに思うわけです。

せんだって町長は6次総合計画の中間見直しをする意向も示しておられますので、環境問題についても重要な課題でありますし、ぜひ充実した内容に見直しをされるように求めていきたいというふうに思います。

町長も言われましたけれども、環境問題は世界的な課題になっておりました、小さい自治体の飯島町がしっかり取り組んで発信していくことっていうのは本当に先進的な取組になっていくというふうに思っていますので、そうした点でも環境基本計画にマイクロプラスチックのこうした問題が今後は盛り込まれるかどうか、どんなふうにお考えかお聞きをしたいと思います。

住民税務課長

1—2の御質問ということでお答えをしたいと思います。

マイクロプラスチックの発生を抑制するためには、三浦議員が御提案いただいた内容

もあります。使い捨てのプラスチック製品の使用を可能な限り控えて、プラスチックごみの適切な分別収集を促進してリサイクル率を向上させる、これも基本だと思います。そのために、分別収集の方法やリサイクルの重要性についてきめ細かく情報提供をしていくことや、地域や学校など様々な場面での環境学習、これが重要だと思っております。

令和5年2月に策定をしました現行の飯島町環境基本計画の第6次では、こうした取組について記載をしておりますけれども、マイクロプラスチック問題については直接的に触れておりませんので、次期の計画に向けまして環境保全審議会においてお諮りをしながら対策を検討してまいりたいと、このように思っております。

三浦議員

マイクロプラスチックについても今後検討をしながら入れていくということをお聞きしましたので、ぜひ住民の皆さんに分かりやすい取組にして計画に盛り込んでもらいたいなというふうに思います。

では1―3の質問に移ります。

1―3ですけれども、廃棄物処理場や下水処理場の排水にマイクロプラスチックが含まれているんじゃないかというような私は心配をしております。

有害化学物質のビスフェノールが溶け込んでいるというような専門家の方の報告もあります。

八王子の水再生センターの下水処理放流水が多摩川上流部で放流をされているそうなんですけれども、その放流水から高濃度の環境ホルモンのビスフェノールAというのが検出をされたということです。流域のごみの処分場で埋め立てられていると、その中にはプラスチックがあって、そこからしみ出してきていることが疑われているというふうに報告がされております。

このように、知らない間にそういうものが私たちの身近な川に流れ込んでいるのかなというようなことも心配をしているところです。

環境ホルモンというのは内分泌攪乱化学物質っていうそうなんですけれども、生物に対してホルモンのような影響を与えるそうです。これは、環境省の資料にそのように書いてありました。

それで、何ですかね、雄雌が片方に、何ていうのかな、雄ばかりになってしまったりとか、雌雄同体の生物が生まれてしまったりとか、そういうことも実際には起きているという報告も、世界的にはそんな報告もあったりしています。

それで、町内には産業廃棄物が既に埋立てをされているところもあります。埋立てから雨水などの浸透水が排水されているわけですけれども、今の基準できちっと適正に処理が行われているというふうに思っているんですけど、このようにマイクロプラスチックがもとになってビスフェノールAというものが水に排出されて河川を汚して海までたどり着いているのかなというふうに思うと、今の海洋汚染のことなんかも考えると、ここは海からは遠いんですけど、私たちの暮らしの中のものがあるというふうに海を汚して、またそれを食べた魚を私たちが食べるというようなことが起きているのかなと思ってとても心配になっているところです。

それで、町内の産業廃棄物処理場や下水施設の排水の中にマイクロプラスチックに関

わかるこうしたビスフェノールAというものが入っているかということについて検査をしていただきたいなというふうに考えているところなんですけれども、その辺についての考えを聞かせていただきたいと思います。

住民税務課長

まず、町内にあります産業廃棄物の処分場、こちらは県の許可に基づいた処理施設でございます。水質汚濁防止法等の関係法令に基づいて水質検査を実施しておりまして、法令の基準を遵守していただいております。

それから、下水の処理施設のほうは公共下水道が2施設と農業集落排水の処理施設が3施設ございますけれども、公共下水道は下水道法、また農業集落排水は浄化槽法に定められております河川放流水の水質検査を実施しておりまして、それぞれ法令に定められた基準を遵守しているところであります。

御質問にありましたビスフェノールにつきましては、現状、これらの法令基準には規定が設けられておりません。

国ではビスフェノールの環境中での挙動や生態影響について継続的に調査が進められておりますけれども、まだ健康への影響について解明されていない部分も多くありまして、研究が進められているところであります。

今後は、また国の動向を見ながら適切に対応していきたいと、このように考えております。

三浦議員

国の基準に基づいてということになれば、やはり飯島町だけってということもなかなか、分析をする機関も身近にあるわけでもないの、やむを得ない、国の動向というところではそういうふうにするしかないかなとも思います。

しかし、そういうことで、私たちが出している、使っているプラスチックの後が、やっぱりそうした排水や、そこらに散らかしたやつが川に流れ込んで海に行ってしまうたりして生態系を狂わして、また自分たちに戻ってくるっていう事実があるということは、ぜひ知っていただいて、できるだけそういうリスクの少ない暮らしに変わっていったらいいなというふうに思います。

それで、次に1—4の外来生物の駆除ということで質問をしたいと思います。

プロジェクターを見ていただきます。

特定外来生物のアレチウリやオオキンケイギクなどは、発見したら即駆除をしなければいけないというふうになっております。

それで、特定外来生物による生態系に関わる被害の防止に関する法律施行規則っていうのがありまして、特定外来生物については見つけたら駆除をすとか通報をすとかっていうような対策を取って駆除をすというふうなところに持っていかなければならないというものだと理解しているんですけど、こうしたことが環境基本計画には、やっぱり基本的に盛り込まれるべきだというふうに私は考えているんですけど、その辺の考えについてお聞きをします。

町長

特定外来植物ということになります。外来生物ということになりますと動物も入りまして、アライグマとか——アライグマも十数年前に飯島町で捕獲されて、ちょっと問題になりましたけれども——そのほか、アメリカザリガニですとか、そういったものがあ

りますが、今回は植物ということで（三浦議員「はい。そうです」と呼ぶ）ありますので、本当に生物の多様性を確保していくためには外来植物の駆除というのは非常に重要になってくるかと思えます。

特定外来植物、アレチウリやオオキンケイギク、またセイタカアワダチソウなどがあるわけですが、そうではなくて、外来植物もかなり繁殖してきているところでもあります。

後ほど出てきますバラモンギク、これは5月に職員駐車場で大繁殖しまして駆除をしたところでもありますけれども、そういったものですか、ビロードモウズイカっていう、ちょっと背が高く、黄色くたくさん花が咲いて、葉っぱがビロードのような葉っぱなんですけれども、そういった外来植物が非常に町内でも増えてきているということで、早期発見と駆除が極めて重要だということを認識しているところでもあります。

先ほど申しあげましたように、こういった外来植物につきましては、生態系のバランスを崩す要因となることが多くありまして、地域の生物の多様性を脅かす存在と認識しているところでもあります。

この対策といたしましては、まずは住民の皆さんへ啓発活動をすることによりまして住民の皆さんが特定外来植物、あるいは外来植物の存在を認識することが極めて重要かと思えます。関係機関との連携を強化しながら効果的な防除策を講じることも重要と考えているところでもあります。

町の環境基本計画、この中には生物の多様性の確保や、あるいは外来種についての記載がありますけれども、具体的な対策には触れられていないところでもあります。

町では、今後、これらのさわやか環境保全条例もありますけれども、この下に町内の生物の多様性を保全するための条例制定、あるいは地域戦略、こういったものの策定に向けて研究を進めているところでもあります。

今、絶滅危惧種にはレッドデータブックというのがありますけれども、外来植物を集めたものにはブルーデータブックというのがあります。これは全国的にも今進められているところでもありますけれども、こういったブルーデータブック、外来植物はどんなものがあるかっていうのをそういったものに示して町民の皆さんに啓発をしていければいいかなということで、条例を制定した後はそういったものも作っていききたいということで考えているところでもあります。

そういった取組を進めながら地域の生態系の保全の方策をきちんと盛り込んでいきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

三浦議員

しっかり町長から答弁をいただきました。本当に計画的に住民の皆さんに周知をしてもらいながら駆除をしていくということが大事になっていくと思えます。

写真を御覧いただきますと、右側がフトエバラモンギクという外来植物で、これはまだ特定外来植物にはなっていません、外来植物なんですけれども。今年初夏に広がってきたんですけれど、大本がどこから来たか、諏訪のあたりで繁茂していたものがだんだん南下してきたということで、箕輪のバイパス線沿いの空き地には本当にもう繁茂してフトエバラモンギク通りくらいのすごいことになっていました。

それで、車の気流に乗りながら道路をとというのもあるんですけど、これは赤坂の線路沿いの写真です。線路のがらがらの砂利の中に、あっちにもこっちにもいっぱい生えていました。タンポポのように丸く綿毛ができるんですけど、1つの綿毛の種が、何ですか、落下傘みたいなんですけど、5センチくらいはあるんですね、丸くなるとこんなになりますから。それで、それが風に乗って飛んでくるわけですけど、電車が通る、その気流に乗りながら線路沿いに移ってきたかなっていうふうには私は見ながら思っています。

それで、気にしていたんですけど、まだ中川までは行っていなかったんです。田島の駅のほうは見えていないのでちょっと分かりませんが、七久保の駅の北には生えていました。

ということで、早いうちに、風で飛ばされない、花が咲く前に見つけたら駆除するっていうことで、まだ駆除できるかなというふうに思って、知り合いには見つけたら抜いてねと言ったり、自分で見つけたら抜き取ったりしたんですけど、とても間に合いませんし、そういうこともあって、ぜひ、こうしたものを目ざとく見つけて、住民の皆さんにも周知してもらって抜き取りをしていただきたいなというふうに思っております。

それで、中川村はホームページに——私は見て驚いたんですけど——アレチウリとかオオキンケイギクとかを写真入りで、見つけたら駆除してくださいっていうのが載っていました。

やっぱり知らせて住民の皆さんに協力を得るっていうこと、町長もそういうふうに先ほど、これから対策をどんなふうにしていったらいいかっていうことで、していくというふうに言われましたけれども、やっぱり——今までも、春頃ですかね、回覧板で回ったりしていますが、なかなか、見るだけで、実際に現場に行くと、これがそうだっていうふうに分かってくれる人が割と少ないんです。

以前にも、ごみ拾いとか、そういうときに、あるのを私が一生懸命抜いていても、例えばアレチウリのまだ芽が出てきたばかりのこんなに小さなのは、皆さんは分からない、でも、それを抜いたらもう広がらないじゃないですか。

それで、やっぱり、どんなふうに種がこぼれたり、どこから芽が出て、これがそうなんだっていうところまで、早くに駆除するには、そんなところから皆さんに知っていただくというような取組もぜひしていただきたいなというふうに思っております。

ということで、先ほども、私はこれから聞こうと思ったんですけど、町長の答弁の中に入っておりましたので、そういう対策をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それでは、そういうことなので1—7のネオニコチノイド系の農薬の自然環境や人体への影響についてということで質問をしたいと思います。

先ほど町長も言われましたけれども、認識はということで、もう少し踏み込んでお答えいただけるのかな。なければ、そのまま次の質問に移っても……。用意していただければ……。では、認識を次で……

議 長
三浦議員

次の1—7で……
いいですか。

議 長 1—7の質問ですね。

三浦議員 ええ。1—7……

議 長 認識はっていうところなんですが……

三浦議員 認識はですけど……

議 長 町長、何かございますか。

三浦議員 先ほどのでもう十分だといえはですけど、まだもっと詳しく言いたいことがあれば
 言っていただいたほうがいいと思いますので……。じゃお願いします。

町 長 ネオニコチノイド系の農薬の関係でございます。

これらにつきましては、北陸——今から10年ぐらい前ですかね、北陸地方で頻繁に使
 われておりました、それで北陸地方ではアキアカネがもう全滅して見られないという状
 況が出てきております。

そういった中で、自然界に対する影響、各地で調査が進められているところでありま
 すけれども、詳細についてはまだ明らかになっていないというのが状況であります。

ただ、昆虫に対して、特に昆虫に対して強い神経毒性を持ち、あるいは使用後の残留
 性が高いということで、自然環境ですとか、あるいは人体への影響について懸念が広がっ
 ているところであります。

特に、現在、いろんな殺虫剤については6割近くが有機リン系からこちらに移行して
 使用されているということです。

それで、効果が高いものですから、現在、今は温暖化で非常にカメムシ等が増えてき
 ておりますけれども、カメムシ等についても有効性は非常に高いということで、いろん
 な農薬に使われているところです。

そういったことで、どういった人体への影響や環境への影響があるかっていうところ
 を詳細に調査されていると思いますので、その結果に基づきましてこれから対策を講じ
 ていければというふうに考えております。

三浦議員 ただいま認識についてお聞きをいたしました。

1—8の質問に移っていくわけですけども、今、町長からもカメムシには有効だと、
 その一方で本当に生態系には大きな影響もあるんじゃないかなというふうに思っている
 んですけど、こんな話があります。

日本釣り振興会という釣りの皆さんですね、そういうところでは、昨年、200か所で
 水をくんで、分析センターで成分分析を行ったそうです。そのきっかけは、淡水魚が減っ
 ているという釣り人が増えているということが背景にあって調査をしたそうです。ネオ
 ニコチノイド系の農薬のせいで水生昆虫がいなくなって、それが原因で魚がいなくなっ
 ているというふうに分かったと——分かった、その記事では分かったというふうに書い
 てありました。

ですから、水に溶け込んだものを食べて——食べて、直接かかった生き物も死んでし
 まうかもしれませんけれど、水の中に入ったものでまたいろんな微生物やなんかもみん
 な死滅してしまい、それを食べる魚がいなくなったっていう話だと思うので、本当に大
 きな生態系への影響があるんだなというふうにその記事を見て思ったところです。

そのほかにも、松くい虫の駆除についても何かの新聞の投稿欄にあったんですけども、松くい虫以外の昆虫もいなくなったということで、これは問題だというような投稿を目にしました。

町長も言われましたけれども、やっぱり、生態系に影響の少ない農薬とか、そういうものを使う違う方法が求められている状況だと思うんですけども、一概にこうしなさいとも言えないところです。

やはり、そうした安全・安心な、生物にも安心な、そういう農薬を製造していただけるような、そういう取組というか、意見を上げていくとか、そういうことも大事ななところだと思います。

先ほど随分答えてはいただきましたけれども、今後の取組というところではどのような取組をしていってもらえるのか、農家の皆さんができるだけ違うものを使えるような、そういった農薬があるのかどうかも農家じゃないので私にはよく分かりませんが、その辺のところはどうなんでしょうか。

それでは1—8の質問にお答えさせていただきます。

農業分野におけるネオニコチノイド系の農薬使用につきましては、農薬登録の見直しの過程において生態系や環境への影響が少ないものに順次更新——入替えが行われ、JAなどの指導の下、防除基準に沿った適正な使用が行われていると認識しております。

特に交配用の蜜蜂の利用に当たっては交配時期にネオニコチノイド系の殺虫剤を使用しないよう徹底しており、これまでに大きな問題は発生しておりません。

そのほか、町内では、飯島町環境共生栽培普及会が、レス50、これは化学肥料、農薬を慣行栽培の半分以下に削減するものですが、レス50による特別栽培米越百黄金の栽培に取り組んでおり、今後も引き続き環境保全型農業の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に松くい虫防除の関係でございますけれども、与田切公園の松くい虫防除については、国や県の指導に基づき、これまで年2回の薬剤地上散布を行ってまいってきております。

しかしながら、公園管理者とも協議を重ねる中で、既存の松については保全から樹種転換へ方向性を変えていくことにより、次年度からは薬剤散布を行わない予定でございます。

今後もネオニコチノイド系農薬の使用については慎重に対応し、生態系への影響を最小限に抑えるための方策を講じてまいりたいと考えております。

とても気かけながら取り組んでいるということがよく分かりました。

ネオニコチノイドについては、ヨーロッパではもう既に禁止をされていますよね。国に働きかけということで、ぜひ先進国並みの規制を求めていっていただきたいなというふうに思っております。

それで、1—9なんですけれども、こうした、先ほどから言っているマイクロプラスチックとか、こうしたネオニコチノイドの問題だとか、そういうことも含めて、有害物質から住民や自然環境を守る条例、これは私が勝手に考えた仮称ですけども、先ほどの環境基本条例みたいなところとはまた別にそんなふうな条例を策定したらいかかなとい

産業振興課長

三浦議員

うふうに思いまして、所見をお聞きしたいと思いますが、どうでしょう。

町長 まず、先進国並みの規制ということもお話がありましたけれども、国は、PFASにしても、なかなか取組が進んでいないのが現状です。まだ水質基準にも——水1グラム当たりの50ナノグラム以下という目安になる基準は今つくってありますけれども、水質基準には至っていないところがあります。

町の水道水は、PFASは検出されませんでしたので、安心して飲んでいただきたいと思いますが、あとそのほかの規制についても、これからだんだんに国のほうで規制が進んでいくのではないかなと思っております。

町の条例ということでありまして、町には先ほど来お話をしております自然環境保全条例というのがありますけれども、これは自然環境をどのように保全していくかという基本理念をうたっているものです。

それで、もう一つ、さわやか環境保全条例というのがありまして、こちらは、その取組をしていくに当たっての住民の皆さんの責務ですとか、あるいは事業所の責務、そういったものをうたっているものがさわやか環境保全条例です。

それとは別に、今回、生物の多様性を確保していくための条例ということで、それらの条例とは少し違って、運動的な、住民の皆さん、あるいは事業所の皆さんがどのような形でこういった環境を守っていくかという、生物の多様性を守っていくかという、そういう条例にしていきたいというふうに考えています。

いずれにしましても、今いただいた御意見、有害物質から環境を守っていく、こういったものはこれらの条例の中に組み込んでいければというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、科学的根拠も必要になってきますので、そういった国の調査ですとか動向を見ながら、条例の中で研究をしてまいりたいと思います。

三浦議員 では大きな2番に移りたいと思います。

「高齢者補聴器購入費助成事業について」ということで質問をいたします。

2-1ですけれども、令和5年度は申請が4件あったということでしたけれども、認定されたのは1件だというふうに行政報告書の中にありました。それで、その理由についてお聞きをしたいと思います。4件が1件認定されたということについて。

健康福祉課長 町では、高齢者のコミュニケーションの確保と生活支援や社会参加の促進を図ることを目的に高齢者補聴器購入費助成事業を実施しております。

対象者の要件につきましては実施要綱の第2条において定めておりますが、令和4年度に交付できなかった方につきましては、いずれも、世帯員全てが市町村民税非課税であること、こちらに該当とならなかった方ということになります。

三浦議員 ただいま理由をお聞きしました。

そこで、私が言いたいのは、先ほど目的について言われましたけれども、もう一回、目的について言いますと、

聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用(以下「購入費」という。)の一部を助成することにより、高齢者のコミュニケーションの確保とともに生

活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

というふうに目的はなっております。

それで、今、課長からも理由について報告がありましたけれども、要綱の対象者、その要綱に合わなかったと、対象外だったためだというふうにお聞きをしたところです。

それで、要綱を見直していただきたいというのが——最初に高齢者の補聴器の補助をぜひとって提案したのは私ですけれども、やはり、補聴器は医師から使用を勧められて、ちゃんと処方箋がないとこの制度は受けられませんね。それも指定の、ちゃんと町で指定したところで購入しなければいけないというところもあります。

それで、高価なもの、高額なものですから、それで購入するにはぜひ助成をしてほしいということでこの制度ができたわけですけれども、世帯員全てが町民税非課税であることってということで対象者が決められてしまうと、今回のように、補聴器が必要だと、しかし自分の手持ちだけでは購入できない、とはいえ、どなたもみんな、うちじゅうの皆さんの支援を受けて補聴器が購入できるかという、皆さん、想像していただくと、想像に難くないんじゃないでしょうかね。なかなかそんなにうまいこと行かないんですよ。

それで、やっぱり、この要件っていうのを全てというのは、私は、本当にハードルが高くて、必要な人が購入できないという原因になっているんじゃないかなというふうに思います。認定をされなかった3件の方について補聴器が購入できたかどうか分かりませんが、このことで補聴器が購入できなかったとしたら目的とはかけ離れてしまうんじゃないかなというふうに思います。

中川村の要綱を見られましたか。そこには全くそんな所得要件は入っておりません。本当に懐が広いなと思いました。

やはり必要とされた方で——自分で購入できる方は、わざわざ補助金を欲しいからといって町に申請には来ないと思います。ですので、補聴器が必要で、本当に何とかしたいけれどもなかなか購入できないという方のためにも要綱を見直していただきたいというふうに私は今回求めたいということなんですけれども、所見をお聞きします。

健康福祉課長

事業の目的につきましては、今、議員がおっしゃられましたとおり、高齢者のコミュニケーションの確保であるということでもあります。

また、経済的負担の軽減も視野に入れているところでございます。

対象者の要件につきましては、今年度より年齢を65歳以上に引き下げまして対象者の拡大を図ったところではございますが、事業開始から3年が経過しようとしております。必要な方に利用していただける事業ということで、現在検討しております。新たな課題もいただきましたので、そちらも併せて検討させていただきたいというふうに考えております。

三浦議員

前向きに、ぜひ必要な人が使えるような制度に変えていただきたいなというふうに思いますので、期待をしておりますので、お願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔三浦議員復席〕

議 長 [町長「議長、発言の訂正を」と呼ぶ]
 発言の訂正を、はい。

町 長 町長、はい、どうぞ。

議 長 すみません。先ほど1—9の条例制定の答弁の中で、PFASの基準、水1グラム当たりと言ってしまいましたけれども、水1リットル当たり50ナノグラムですので、訂正をいたします。

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻を11時5分といたします。11時5分といたします。休憩。

休 憩 午前10時47分
 再 開 午前11時05分

議 長 会議を再開します。
 一般質問を続けます。
 6番 浜田稔議員。
 [浜田議員質問席へ移動]

6番 浜田議員 それでは通告順に一般質問を行います。通告順と言いましても今回は1件だけですので、非常にシンプルな内容になるかと思えます。
 本題は「飯島町経済の中期的な見通しと、対応を問う。」という中身であります。
 これは、実は初日の昨日の一般質問にかなり関係しておりまして、昨日の一般質問は、どちらかという、人口減少の中でコンパクトシティー化を進める、あるいは様々な設備の計画についても後年度どうするかというふうなことを考えなきゃいけないというふうな、どちらかといえば縮小均衡に向かうような流れだったというふうに思っています。本当にそれでいいのかというのが今回の質問の要旨です。
 もちろん、短期的には、人口減少はかなり歯止めがかかってないという現実がありますので、そうではなくて、そのまま流れに掉さすことなく減少が進むのか、あるいは飯島に残された道があるのかということ、ぜひ、町長、そのほかの皆さんの見解を伺いたいということになっています。
 スライドのほうを御覧にいただければ分かると思いますが、飯島町の地方税収や自主財源は上伊那8市町村中の第7位と低いというふうに、実はあるデータベースから見ましたらそういう結論になりました。これは2022年のデータです。
 それで、もしこういうことになると、町単独はもちろんのこと、上伊那の中でも飯島町は置いてきぼりになる町になってしまいかねないということになります。そうだとすると、昨日、議論がなされたように、町が様々な事業を進める上での足かせにもなりますし、それから町内産業も行政施策も縮小均衡しかあり得ないと、こういう結論になりかねないということになります。
 それで、まず初めにお伺いしますが、この状況をどういうふうに認識しておられ

るのか、また 10 年程度を想定した場合に打開のための構想はあるのか、このことについての、まず町長の見解をお伺いしたいと思います。

[唐澤町長登壇]

町 長

飯島町経済の中期的な見通しということでございます。

まず 10 年程度を想定した打開策ということでもありますけれども、税収をはじめとする自主財源の確保につきましては、地域の発展や住民サービスの向上及び施策の実施に影響を与える要因となるため、非常に重要な課題だということを認識しております。

特に自主財源の中核をなします町税の収入につきましては、人口減少や経済環境の変化に大きく影響されるところでありまして、5 年先までの町税収入の見通しとしては、住民税は人口減少に伴う減はあるものの、固定資産税は事業用資産に関する減免措置等の終了によりまして増の見込みとなっております。税収全体では 12 億円前後を今後も維持する見込みとなっております。

先ほど上伊那の市町村の税収の 2022 年のデータで第 7 位ということでありましたけれども、後段の質問の中で人口 1 人当たりには割り返すとミスリードになるんじゃないかということでもありますけれども、あえて 1 人当たりの税収を申し上げますと、一番多いのは駒ヶ根市でございます、1 人当たり 15 万円でございます。それから、南箕輪、宮田、箕輪、こちらが 14 万円台でございます。それから、伊那市、辰野、飯島、こちらが 13 万円台ということもございます、その差は多少ありますけれども、辰野と飯島は大体同じくらいの 1 人当たりの税収になっております。中川が最も少ないという状況であります。

こうした中、長期的には人口減少に伴う自主財源の減少は避けられない状況でございます。町内産業が縮小均衡に向かうと、雇用の減少や地域内の消費活動の低下、さらには地元企業の売上げが減少となりまして、最終的には税収の減という悪循環が生じることになってきます。

御質問の 10 年先を想定した打開策というのは、今のところ構想はございませんけれども、随時、社会情勢や経済状況を捉えつつ、地方交付税や国等の補助金制度の財源も活用して柔軟に各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

[唐澤町長降壇]

浜田議員

またスライドのほうを御覧いただきたいんですけども、ネットを見ていましたら図解財政という面白いサイトがありました。これは全国の市町村全体にわたって財政収支の一覧表が出ています。

それで、この上のほう、赤い左側のほうが自主財源、下のほうが依存財源、それで右側の青いほうは支出ということになっています。

飯島は、これ見ると自主財源が 33.9%。

これは、そもそもどういう団体だかよく分からないんです。去年立ち上がったサイトですかね。どうもいろんなコンサルティングをやることを目的としているようなサイトなんですけれども、ただ、基になっているデータが総務省の決算、何でしたっけ、そういう書類で、実際に飯島について検算してみたら正しかったので、一応信頼していいデー

タだろうというふうに思っています。

それで、これは飯島なんですけれども、8市町村を全部並べてみました。北のほうから順番に並んでいます。

ざっと目で追っていただくと、一番右下が中川村で、すごく細いです、上側の赤いところの上が自主財源ということになるわけなんですけれども。ただ、ここは過疎債があるんで、ちょっと状況違うかなと。

その左が飯島町で、上のほうにいくと比較的膨らんでいるということになります。先ほどの町長の見方と違うんですけれども、やっぱり飯島町は町トータルとして見た場合には——比率で言います。これは比率なんですけれども、比率として自主財源の比率が低い町だというふうに私は認識しました。

それで、ただ、これはちょっと若干ばらつきがあるんですね。実は2022年度っていうのはまだコロナの影響が出ていて、それで依存財源のところの町の交付金がかかなりたくさん入っていましたので、ですので自主財源は少なめに見るという一般的な傾向あります。ただ、それは、市町村はみんな同じだろうということで、一応参考ということで見ていただければいいと思います。

それで、これを表にしました。たくさんあるところから順番です。

そうしますと、自主財源の一番多いのが箕輪町、それから宮田村、南箕輪村、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、飯島町、中川村と、こういう順番になっていて、これをもって私は飯島町は7番目だということを申し上げたわけです。

それで、じゃ実際、これは何を反映しているのかということを考えてみたんです。

これは、3つほどグラフあります。

一番左側が長野県の棒グラフ——3本あるんですけれども、一番左から第1次産業、第2次産業、第3次産業の付加価値額です。縦の目印はもちろん全然違います。

それで、これを見ますと、長野県っていうのは、実は第3次産業にうんと依存しているところだと、製造業ではなくて観光や消費や、そういうところに依存している県だということが分かります。

それで、真ん中が南箕輪村です。圧倒的に第2次産業——製造業に依存しています。

それから、一番右が飯島町です。南箕輪村と非常に似たような構図を持っています。

それで、実は、これでちょっと興味を持ったんで長野県内をくまなく調べてみたんですよ。そうしましたら、第2次産業が第3次産業を上回っているところは意外に限られていて、安曇野市、それから塩尻市、それから松川町です、隣の下伊那の。この3つだけでした。

それ以外の市町村は、やはり第3次産業、要するに消費に、あるいは観光や、そのほか商業に依存している率が非常に大きいということが分かりました。

それから、もう一つ分かったのが、南箕輪村の製造業のランクなんですけれども、これを人口規模で割り返しますと全国で92位です。これは非常に高いです。市町村の数は全国で千数百ありますから、その中で92位というのは東京圏に比べても全然引けを取らないということになります。

一方、商業のほうはどうかというと、これは700番目ぐらいです、ごく当たり前の。付加価値は多そうに見えるんですけども、消費投資が多いもんですから、南箕輪村といえどもそんなに高くないということが分かります、特徴ではないと。ただし、製造業の強さは格別だということがこれで分かります。

それで、こういう構造の中で改めて分かったのが、実は長野県の中で上伊那は極めて特殊な地域だということですね、要するに製造業が第3次産業を上回る力を持っている地域だと。

それで、飯島町も、昨日のそういうちょっと寂しげな話とは裏腹に、上伊那の血を引いた可能性を持った町ではないかといふうに私はこのデータ見て感じたわけです。

次にもう一つのデータベース、これはベースコネクト・インクのMusubuというデータベースがあります。つなぐとちょっと違うですけども。

Musubuっていうのはどういう意味かっていうと、企業間取引を推進するために各企業のすごく詳細な情報を集積しているデータベースです。それで、これは有料だったんで、お試し会員だと30件までしか取れなかったのかな、ですので売上げ順位に上位30社を調べてみました。

これが、ちょっとごちゃごちゃしていますが、御覧になるような内容です。

売上げ1位~10位が機械業界、製造業界、それから化学業界、通信機器業界、運輸・物流業界というふうなことで、あとのほとんど、30位まではそれで占められているというのが、上伊那8市町村の企業の特に売上高順位で非常に高いところの順番がこうだったということです。

この中には残念ながら商業は入っていません。つまり、上伊那の売上高ベースで比べた産業の屋台骨を支えているのはこういう業種だということでもあります。

ここには具体的な会社の名前から経営者の名前から資本金から全て入っているデータベースでしたので、大変興味深いものでありました。もちろん私たちが知っている会社だらけです。

じゃそれが一体どこにあるのかというのが次の表です。

それで、企業数が一番多いのは伊那市です、年商で1,369億円。

それから、次が箕輪町5社、南箕輪村4社、辰野町4社、駒ヶ根市3社、宮田村3社、飯島町も1社入っています。飯島町は1社で年商48億円、もうこれほどほかお分かりだと思いますけど、七久保の優良企業です。

それで、一番右に会社の数で割り返した数を、要するに1社平均どのくらい稼いでいるのかということ売上高ベースで、利益じゃないんでちょっと分かんないんですけどもね。でも、ある参考になると思って割り返してみました。

そうしましたら、伊那市が1社平均137億円、箕輪町が180億円、それで南箕輪村が84億円、4番目が飯島町48億円ということで、先ほど下から2番目と言いましたけども、その基軸になっている工業の稼ぐ力は決して下のほうではないと、1社ではありますけども。こういうことが分かりました。

以上をまとめますと、こういうことが分かりました。

税収に関する調査を行いました。これはなぜ税収かといいますと、今検索したのは本店が今の8市町村にある企業だけです。つまり、系列企業で子会社があるところは入っていません。ですので、直接本店が納税しますから、ですから直接市町村に貢献しているところを調べたということです。

それで、上伊那に本店のある事業体の売上高上位30社を調査しました。その結果、この30社は全てB to B——ビジネス・トゥー・ビジネス、つまり、一般消費者に物を売るのではなくて、ある企業に機械を納めたり、いろんなことをやる会社だと、これで成り立っている、30社全てがそうだったということです。

それで、売上高は、一番低い会社で年間1.6億円、多いところで667億円です。利益率はよく分かりません。

30社のうち1社以外は全て非上場です。つまり、どういうことかっていうと、地域に本社があり、本店があります——本社とは言わないですよ。たしか税の対象になるのは本店ですので、私の誤解でなければ。それで、そこがほとんど非上場でやっている。要するに自力で立ち上がった企業が圧倒的だということです。

1社だけが東証プライムに上場している。東証プライムっていうのは昔でいう東証一部上場企業、一番位の高いところですよ。それで、これは名前を言ってもいいと思いますけど、KOAさんです。抵抗器で日本トップどころか、世界でトップのメーカーさんですよ。これも地元で本店を置いています。当然、あそこは箕輪かな、税収に対しては非常に大きく貢献をしているというふうに考えます。

一方で、社名から大企業の地方企業だろうと推定されたのが3社でした。具体的に名前はあんまり言わないほうがいいのかもしれませんが、例えばIHI何とかかかっていう石川市、昔の石川島播磨重工業の会社だけれども、ただし支店ではなくて、独立した事業体として、多分、辰野に貢献していると、こんな感じなんですよ。

それで、今まで調査したデータから、もう一度最初のテーマに戻します。

飯島は衰退しているのかもしれませんが、実は、一方で、やはり上伊那の鉱工業の血を引いた可能性を非常に持っている町ではないかと。

ですので、町としては——別に農業や商業がどうでもいいということをもちろん申し上げたいわけではありません。

ただし、農業は、私も一応1.5ヘクタールの農家ですから、それはそれで大事だというふうに思っていますけども、生き物は1年サイクルでしか育たないので、それを例えば合理化して急速に付加価値を増やすってことはやれないし、やってはいけない産業だと思います。

それから、商業は、やはりそれに消費者の力がつかないと発展できないという意味では、やっぱり製造業に依存している部分が多いわけですよ。

そういう意味では製造業が牽引力になっているんだろうという意味で、町の政策の中で、やはり製造業の育成に対してもう一つ注目して政策を強化すべきではないかというふうに私は思いますけれども、今のデータを御覧になった上で町長はどういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

町 長

詳細なデータをいただきました。

自分も、認識としては、町内の製造業、素晴らしい技術を持っておりまして、それぞれが活躍されているというのは認識しております。

伊那谷全体を考えてみましても、先ほど言いましたように、自社の製品を直接販売しているところは、もうほとんどないと思います。いろいろな大企業、あるいは県外に製品を出荷して成り立っている企業がほとんどだと思います。

やっぱり製造業をきちんと育てていくっていうのは非常に重要なことだと認識しておりますので、今後も、私の公約にもありますように、やはり地域の企業をしっかりとサポートしていく、そういった施策を取っていきたいと思っております。

浜田議員

そうなんですけれども、じゃ、いわゆる産業政策としてどこまで具体化されているのかということが心配になりまして、それで、第6次総合計画をもう一回レビューしてみました。

その策定には唐澤町長は関与されていた時期じゃないのかもしれませんが、ただ、私の見る目から言うと、特に、製造業だけではないんですけども、とりわけ製造業に対して更新が非常に薄いなというふうに印象を受けました。

それで、目標指標も非常に弱いなという印象を受けました。

それをちょっと、ざくざくっと御覧に入れたいと思いますけれども、主な項目は「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」というのが6次総合計画の項目の大きな項目になっています。

この中の目標指標は、地域経済循環率を68%から70%に20年かけて上げるんだと、こういう目標なんです。その根拠は、どうも定かじゃありません。地域経済循環率というのは、要するに町内で生産して、それが最終的に町内の消費として戻ってくるような、要するに外部に流出しない率というのをもっと上げようじゃないかと、こういう指標だっているのは理解できるんですけども、じゃこれに続く個別政策がこれにつながっているかっていうことなんです。

全部で12の項目がありました。「将来を見据えた農地の有効利用」、それから「地域の協力による農作業の効率化」「スマート農業の推進」「就農希望者への積極支援」「地域資源を生かした農業の展開」「農業生産基盤の整備」、ここまでが半分を占めています。ほとんど農業です。

それで、しかも私の目から見ると、これは、私のような中小農家の振興よりも、合理化して集積して効率を上げようじゃないかという内容がほとんどで、これにはそれぞれ目標があるんですけども、その目標を寄せ集めれば68%が70%になるのかということとは全然見えてこない個別政策なんです。よ。

それで、次に工業について書いてあるのが1項目だけです。「地域の特徴を生かした企業誘致」と、細かい項目は中にあるんですけども、たかだか企業誘致にとどまっている。企業誘致も、ともすれば、本社がここにはないところを誘致しても、期待できるのは固定資産税、それから法人住民税ぐらいで、本当の利益のおいしいところは飯島町に落ちてこない、この政策でいいのかということについては非常に疑問に感じています。

それから、次は「賑わう商店と買い物環境づくり」、これは住民の皆さんの希望だから入れたんだろうと思います。

それから、9番目が「新しいワークスタイルの推進と起業支援」、これは、私は非常にうなずけます。ただし、具体的な政策はどうなんだろうということは若干疑問です。

それで、あとの3項目は「スマート林業の推進」、それから「治山・治水による森林の機能向上」「有害鳥獣等対策の推進」、これは何匹取ったみたいな目標を掲げられていて、これで全てなんです。

ですので、6次総合計画は、先ほどの唐澤町長の答弁にもかかわらず、その個別政策を寄せ集めてみたところで、本当の飯島の産業振興、とりわけ製造業の振興に資するかどうかという明確な目標がないんじゃないかと、こんなふうに感じました。これについてももう一度見解をお伺いしたいと思います。

それで、私としては、これをもう一回見直して、それで、6次総合計画は道半ばですけども、この地点で、やはりもう一回、産業振興のちゃんとつながっている、要するに最終的な目標につながっている計画を急いで策定する必要があるんじゃないかと、そういうふうに思いますけれども、その点も含めて見解をお尋ねしたいと思います。

町長 今6次総合計画の事業の内容を10項目にわたって掲載していただきましたけども、確かに製造業に関する項目というのが企業誘致しかなくて、なかなか、産業の中心となる施策があまり掲げてないなというのは自分も実感しております。

それで、私の施策の中で、先ほども申し上げましたように、町内の製造業、あるいは企業の持っている、やっぱり底力というのはかなりのものがあります。そういったものをきちんと広げていくっていうのが自分の施策の中では基本にしております。

どのように広げていくかっていうところでもありますけれども、やはり、なかなか、企業の持っているそういった技術ですとか、あるいは人材、こういったものが明らかになってないところがあると思います。それをやっぱりつまびらかにしながら、そういった技術を情報発信して、新しい企業化、この地域は安全・安心な地域ですので、やはりほかの地域からそういったイノベーションが起きるような方たちと手を組みながら、この地域の製造業をより発展していくところが一番重要なことだと思っております、その施策をこれから展開していければと思います。

これから6次総合計画の中間見直しを進めていきますので、今後は製造業にももう少し力を入れながら施策展開をしていきたいと思っております。

ただ、今は町の商工業の関係の補助事業もかなり充実してきているところでもあります。ここ数年でかなり手厚く伴走支援をしていくようになっておりますし、また事業承継のネットワークも今年つくりましたので、そういった意味でも、やはりそれぞれの事業所が魅力と輝きを持ってこれから事業展開できるような施策を実施していきたいと思っております。

計画、大項目にあります産業の10年を見据えた計画ということがありますがけれども、やはり6次総合計画が町の基本計画ですので、この中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

ぜひ具体策の策定を強く求めるものであります。

ちょっと私ごとの経験にもなりますけど、実は私、この3月まで6年間、町の商工会の工業部会の役員をやっておりました。それで、それぞれの事業所の視察をさせていただいたこともありますけども、やはりかなりユニークな技術をお持ちですよ。フルートのケースを作っておられる、今、工業部会長さんかな、そういったところも含めて、ユニークな取組をなさっていると思います。

ただ、率直に言って、飯島に欠けているのは総合連携なんですよ、私の経験から言うと。

それで、私、実は箕輪で今新しい会社の立ち上げに参加してまして、それで、結局、その間に経験したことは、実は同じ箕輪町内に、ある部分を引き継いでくれる会社がありましてね、それで、町内のコミュニケーションはかなり上手くいっている、それぞれ全くだこかの系列の会社じゃございません。

それで、それにさらに加わってきたのが、かなり販売力のある、辰野で、南箕輪村にも工場を持っている会社、それと、あとは、私とそのビジネスの中で関係しているのが飯田の若い人たちの開発会社、それから大阪の特殊な技能を持った会社ということで、非常に、それぞれ小さな会社なんですけれども、何かのきっかけでつながった4つの会社はかなりいいコミュニケーションをつくりながら今発展中です。

ですので、それは、やり方はいろいろあると思いますけれども、さっきのMusubuってというのは、言ってみればそれを推進するためのどうもメカニズムだったみたいなんです、顧客の状態を詳しく知る、そこに訪問していくみたいなのための材料だったんですけれども。

もう一つ、そういったことを力強くやれば、飯島の産業力っていうのはまだまだ伸び代があるし、それから、意欲的な方はもちろんいらっしゃいますし、そういったところを側面援助するということが、やはり大きな可能性を実現に結びつける道じゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ、6次総合計画の見直しの中で具体策を強化していただきたいということを強く望むものであります。

これと関係するんですけれども、次の1-4になるのかな、決算に際して今までは健全化の4指標というのがうちの決算は大丈夫かと、町の財政は大丈夫かというときの柱になっていました。

ただ、よく考えてみると、これはどっちかという、総務省が、言ってみれば地方を管理するための指標みたいなのところありましてね、お前のところは危ないから何とかしろみたいなのに見えないこともないですよ。

それで、私も議会広報委員会をやっているときに、いかにこれをよく見せるかっていうレイアウトに力を入れていて、今になってちょっと反省しているんですけども、それだけ見ていて町の指標が分かるのかというふうに思いつつあるところです。

それで、そういう意味で、ちょっと私も特別なアイデアがあるわけではありませんけれども、この4指標に加えて、町内産業、これは別に製造業に限りません。けれども、とにかくお金に関する部分について、町内産業が町の打った施策の結果どういうふう

発展したのかということを知る指標を、ぜひ町としても研究していただく必要があるのではなからうか、そうしないと、ある事業しました、ある事業をしましたという事業をやったという事実は残るけれども、それが結果的に町の財政にどういうふうに反映してきたのかということについては見えないですね、姿として。

ですので、そういう指標を、今具体的にこういうものということはないんですけども、一つ設定してはどうかというふうに考えますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

企画政策課長

行政施策の効果を測定して評価するっていうことは重要というふうに認識しているところでございますけれども、今、議員からお話がありましたとおり、なかなかどんな指標をしたらいいかっていうのは難しいところかなというふうに考えているところでございまして、今はそういった研究もしていないのが現状でございます。

また、今、具体的にはないというふうにおっしゃっていらっしゃいましたけども、そういった案がありましたら、御提案いただきながら一緒に研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

浜田議員

提案している案がないんですから、突然言われた方はそうだろうと思います。

ただ、一応前向きに受け止めていただいたというふうに理解していますので、私はどうしても、やっぱり飯島町、発展する町、縮小、再生産の町ではなくて、発展していく町であってほしいなと思っていますし、それから、それを自分たちで尺度を持って、町の発展状況——それは1年2年で急に数が増えるわけではありませんけども、例えば、さっき私が例としてお話ししたような企業間の連携がどのくらいできたかとか、その結果、町に対する歳入がどのくらい貢献してきたとか、これは、やっぱりウオッチして5年10年っていうふうに見ていけば町の発展の足取りっていうのがつかめるんじゃないかと思うので、ぜひ研究、私も素人なんでよく分かりませんが、プロの方に研究をしていただきたいなっていうことをお願いしておきます。

最後は、あんまり今まで一般質問で言う機会がなかったんで、今回はテーマがこれだったんで持ち出したんですけども、4番目の質問になります。

いいじま未来飛行の毎年の4月号の予算説明に町民1人あたりに使われるお金の図面があります。だけど、これは一体何を意味しているのか、私にはよく分からなかったんですね。

それで、よその市町村の広報にもあるんですね。

ですけども、1人当たりっていいんですけども、これは、多分、歳出を人口で割り返しているんですけどね、だけど人口で割っていいのかっていう疑問を持っています。といいますのは、例えば高齢者福祉と直接縁のない幼児もいれば、それから企業に対するいろんな支出もあります。ですので、一体これは何のためなのかということで、むしろ、逆にこの数字をそのまま見ると誤解をするんじゃないかなというふうに思っています。

こんな図なんですね。右のほうに歳出の円グラフがありまして、これを人口で割り返して、人間の上のほうから順番に項目別で色がついていると、こういう図なんですよ。

それで、例えば我々に直接関係するのが議会費、約7,900円——約8,000円ですね。

これは、確かに議会費を9,000人で割れば8,000円になるでしょう。じゃこれを見て町民の方はどういうふうに考えると思いますか。私たちは一人一人8,000円を議会に払っているぞと、それは違いますよね。だって、もともと歳入は自主財源ってそんなにないんですから、町民が8,000円払っているわけでも何でもありません。

ということで、これは、実は全然分かりやすくも何ともないし、下手をすれば、我々は議員だからとりわけそう思うのかもしれませんが、とんでもない誤解を与えることになっているんじゃないかということで、これは、もう今後はやめたほうがいいんじゃないかというのが最後の質問です。お考えをお尋ねします。

企画政策課長

ままだんまりにくいというお話がございましたけども、町民の皆様からはこの図について分かりやすいといった意見もいただいていることはあるということはあるようでございます。

それで、今お話がありましたとおり、ほかの自治体でも同じような形のグラフを使っております。そういったところで、比較するといった意味での一つの指標としては、そういったこともやり方としてはあるのかなというふうに考えているところもございます。

それで、今、ミスリードする可能性もあるというようなことをおっしゃっていただきましたので、そういった御意見も受け止めまして、研究はまたしてまいりたいというふうに思っておりますけども、広報は財政の状況をお知らせする一つの方法としてやってまいっておりますけども、今後も、そういった御意見や、行政モニター制度みたいなこともございますので、そういった皆さんからの御意見や要望を取り入れながら、よりよい表現についてはまた研究してまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

私は頭が悪いんだか何だか、全然理解できなくて今に及んでいます。

逆に議員の皆さんも、これで町民に説明できるかどうか、ぜひ町側のほうに問うていただきたいというふうに思うわけです。この絵を見せてどう説明するんでしょうね。私にはちょっと説明できませんけどもね。ま、一応検討するというところで答弁いただきましたので、以上で一般質問を終わります。

議長

ここで昼食のため休憩を取ります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩

午前11時45分

再開

午後1時30分

議長

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 折山誠議員。

〔折山議員質問席へ移動〕

3番

折山議員

それでは通告順に質問をしてまいります。

質問項目1「七久保診療所再開」、これにつきましては町長就任以来3回目の一般質問

になります。

質問要旨1、医師確保の現状と取組を問う、このことについて伺います。

初めに、七久保診療所再開に向けた医師確保政策の状況を伺います。この質問は9月に引き続き行いますので、9月以降、何か動きがあったらお答えいただきたいと思いをします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

医師確保の現状ということであります。

9月以降、伊南行政組合で2つの病院に視察に行ったところです。こちらに見えられる議員の皆さんとも御一緒させていただきました。その中で感じたことを少しお話しして、その後、今後の取組についてお話をしたいと思いをします。

その中で、美濃市の美濃市立美濃病院なんですけれども、こちらの取組が非常に参考になるかなというふうに感じております。

岐阜県は結構医師の偏在指数も高いところでもあります。上伊那は医師の偏在指数が167.4ということで、下伊那の164に比べると若干高いんですけれども、全国的に見ると本当に下位のほうになります。

それで、厚労省でも医師の偏在指数の地区を特定して支援していくという仕組みをこれからつくりたいということでもありますので、その中でもぜひ手を挙げて偏在指数の改善に向けてやっていければと思いをします。

厚労省の考えている中では、医師の手当の支援ですとか、あるいは開業支援、それから事業承継の支援をしていただけないかということですので、これについては県の計画に基づく支援になりますので、そういったところにも力を入れていきたいと思いをします。

それから、もう一つは、域内で広域連携というか、域内連携をしているところがかなりあるんですけれども、下伊那もそうですけれども、地域の医療資源を、お医者さんですとか看護師ですとか、そういったところをきちんと地域の中で考えてやっていくという取組も必要だと思いをします。

これは、上伊那ではなかなかできていないんですね。それぞれがばらばらという状況ですので、そういった中では区域内の連携をしていくということが必要かなと思いをします。

ただし、区域内の連携をしてもお医者さんの取り合いになってしまうのは全く意味がありませんので、これは少し域外区域の外へ出て、域外連携ということでやっていく必要があるかなということです。

先ほど申しあげました美濃病院はそういった取組をしています。県内ですけれども、羽島市の近くにある松波総合病院というところなんですけれども、そちらと地域医療連携推進法人ということで、お互いに、松波総合病院と連携しながら、医療資源だけではなくて、いろんな医療資材の共同購入とか、そういったことも含めて連携をしているということで、そちらの松波総合病院のほうから医師を派遣していただいたりして、院長が中心にやっていますけれども、非常に連携がうまくできているということで、参考になるということ考えています。

そんなことから、私も、この地域の中だけではなくて、いろんなつながりの中で、名

古屋市のほうにも飯島出身のお医者さんもいますので、そちらに出向いてお願いしながら、こういった域外との連携、こういったことも取り組んでいけたらと思います。

長野県には、信大病院、附属の病院があるんですけども、なかなか信大との連携っていうのが今は取れないような状況ですので、そういった意味で、県を超えたつながりの中で医師確保ができればいいかなということで、そちらの先生については、1月の末にお行き合いしてお話をしていきたいと考えています。

そんなことで、なかなか、私の公約でもあります七久保診療所の再開なんですけれども、まだ進んでいない状況ですけども、できるだけいろいろな工夫をしながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[唐澤町長降壇]

折山議員

この項で私の求めたかったのは、何にもこの3か月動きがなければ提案をしたいと思っていたんですが、実は、今、大学の教授をされていて、多くの教え子もおって、また今は私立の大学病院の院長をされている方のことですよ。そこへ1月末に行っていたけるとい、懇談を持っていたけると、そういうお話ですんで、この項の私の目的は、やはりそうやって動きを四半期ごとに確認させていっていただければいいのかな、そうやって動かなければ、ただ情報を集めとるだけだったら今までの何年間と同様の経過がただ過ぎていくだけだと思うんですが、そういう動きを持っていただく、その姿勢だけでいいと思うんです。

ですが、その折りに——この間、その御兄弟と意見交換をしたの。そうすると、やっぱり先生も今は公の立場でトップっていう責任を持った立場にいらっしゃるんですが、やはり、廣瀬先生ね、七久保診療所の前の。振り返ってみれば、ある有名な病院の院長をされていて、晩年をあそこへ来られて地域医療に尽力していただいた。本当に周りの信頼、尊敬を集めながら充実した人生を送られたのかなというふうに思うんですよ。

もしかすると、歳を重ねると思いがそういうようなところへ移っていく方もいらっしゃるんで、大学の教授をされていた方がその立場を退官されて、また、一つの大きい病院の院長っていうと、その役がついている内はやっぱり責任も重くて、なかなか判断できかねると思うんですが、お元気で、まだこの先、長い人生があれば、意外とふるさとに対する思いって抱いてくれるんじゃないかなっていうのを、ちょっと御兄弟と話をしながら感じたんです。

ですから、ぜひ、今おっしゃったとおり、1月にアポを取って、行って、先生の教え子か、先生御自身の残った人生を考えられた上での望郷か、そういうところへ心から訴えかけていただいて、早期のいい成果を出していただけるように求めて、次の項目へ移ります。

これも前回に引き続きです。「県道千人塚公園線の改良」。

質問要旨1、交差点拡幅改良用地先行取得の見通しとなりました。町の観光戦略全体を進める上でも、本格的な県施工を待たずに、町単独での応急的な改良を急ぐ必要があるんじゃないか、このことについて伺います。

過日、用地の先行取得を前向きに進めていただく方針を決定したということの御報告

を受けました。大変うれしく、地元民、町民の皆様にも改良に対して町が本腰を入れた姿勢を好意的に受け止めていただいているというふうに感じます。

その後、建設水道課長から構造物による交差点の応急的な拡幅改良であれば数百万円、そのときの金額は、私のうろ覚えでいくと、300万円とか500万円とか、そんなに大した金額じゃないと思いました。

ならば、町が先行して単独でやってもいいんじゃないかというようなことを申しあげましたら、もし町が先行して改良を行うと、本格的な路線改良は不要、あるいはもっと先でいいんじゃないか、こういった県の結論が出るかもしれない、その点の不安があるんで慎重に考えなければならぬ、こういったような課長のお話だったように思います。

前町政では、随分、千人塚を観光地に対する大型の投資を行ってまいりました。しかしながら、明確な目的が定かでないのか、道半ばで、年間を通じての誘客にはまだいま一歩っていったような感じがいたします。

千人塚は観光の拠点っていうことで、人が多く訪れていただくことで町の活性化の起爆剤の一つになればいいなということを期待しながら、改良は急ぐべきではないか、人を運べる道をスムーズに円滑に安全にっていう視点で急ぐべきではないかと思うものなんですが、課長の心配されるとおり、県道でございますので、一方的に町だけの考えで工事を進めるわけにはいかぬと思います。

そこら辺も踏まえて、取りあえず、大型が回れないっていうのは、言い方を変えれば危険な交差点であるというようなことも言えるかと思えます、歩行者にとっても。ですから、安全的なために応急的な措置を町で先行して工事させていただき、その先に、ぜひ本格的な路線改良、こういったような協議をしていただきたいなということを求めるんですが、その点のお考えをお伺いいたします。

建設水道課長

千人塚公園線の改良についての御質問でございます。

千人塚公園線の改良につきましては、先行取得部分の地権者の意向をお聞きし、道路改良に協力いただけると確認が取れたため、今回、交差点付近の土地につきまして先行取得をすべく、今回、補正について計上をさせていただきました。

御質問の町単独の応急的な改良につきましては、特に、議員からも今ありましたけど、隅切りの部分、現在でもポールがすってしまっていて、狭い交差点になっておりますけども、そういった隅切りの部分の改良につきまして、現在、道路管理者である長野県との協議を進めているところでございます。

なお、将来的な道路改良、本設的な改良につきましては、都市計画決定どおりの線形で進めるか、2車線にするんですが現道拡幅をベースとした改良で進めるか、この点につきまして、町では引き続き地域の御意見を伺いながら県施工による道路改良を要望してまいりたいと考えております。

折山議員

かなり前向きに進めとっていただくことが分かりましたんで、ぜひ、県との協議の中で、ちょっと部分的な隅切りっていうのがどの程度なのか分かりませんが、求めているのは大型車が安全に右折、交差点を通過できる、そのことを求めておりますんで、前向きに取り組んでいただくことは確認できました。引き続きの取組を求めて、質問事

項3、役場組織機構改革について伺ってまいります。

質問要旨1、国のコロナ対策や地方創生など、支援事業の変遷、また温暖化対策などにより、このところ新事業導入が著しい気がします。

さらに、財務会計システムなど、システム導入や更新が新年度スタートで計画されているようにお伺いしております。

そこで、1-1、職員負担の増加に伴い本来業務に支障が出ないか憂慮される、このことについて伺います。

昨日は片桐議員から業務量と職員数について全国平均、類似団体との比較に基づく質問がございました。あの表を見ていて、ちょっと私は目が悪いんで、飯島町は、類似団体——飯島と同じような環境の自治体と比べて職員数が少ないのではないかというふうに見て取りましたが、これは視力の悪さだったのかどうか、そんなように感じて見ました。

職員の抱える業務量そのものをいろんな機会に見ていても増えている、こういうふうに関心、その点について不安を感じておりますが、どのような状況なんでしょうかね、お伺いします。

町長 業務量が増えているのではないかとという中で、職員の本来の業務に支障が出ていないかということでもありますけれども、やはり、事業の多様化、また重層化、高度化もありますけれども、そういったことで事業量は増大していると思います。

特に今は行政でもPCDAサイクルをきちんと取っていくということでもありますので、やはり検証作業が非常に重要になってきます。事務事業が膨大になってきておりますので、検証作業も一つ一つの事務事業を検証しながら次のプラン・ドゥー・シーにしていってというのは、かなりの職員の皆さんは負担を抱えているかなというふうに関心しているところでもあります。

このような課題に対しまして、業務を効率できるところは、やっぱりデジタル化ですとかAIの導入を進めて、定期的な業務負担を軽減していくということが大事かと思えます。より際に立って、専門的な業務に集中して住民サービスの向上ができるように、見直しと業務の効率化を図っていきたいと考えております。

折山議員 質問要旨1-2、年度末退職者が今年あるのでしょうかね、そういうものに伴う人事異動っていうのは、これはやむを得ないと思うんですが、住民の転入出が集中する4月の人事異動は職員負担を増し、組織機構改革に伴う異動、こういったものは10月などを検討すべきではということについて伺います。

機構改革に伴う係の再編成の新年度スタート、これはやむを得ないと思うんですね。伴う職員の職種を変えるような異動は、負担の大きな年度頭、こういったタイミングを外して、住民の転入出が少ない10月頃、これがいいのではないのかなというふうに関心しているところがございます。

例えば、1人の転入出がありますと、住民基本台帳の関係でありますとか、環境、医療、福祉、上下水道、学校、保育園、税、ものによっては農地のほうって、1人の移動しているような職場へ負荷をかけていく可能性があるもんです。

人事異動対象者っていうのは3月末にそれぞれ新旧担当者の引き継ぎを行いまして——全く同じ職場に同じ職務給で再び異動していくっていうのは、よほどのアクシデントでもない限りまれであるというふうに思うんですね。そうすると、異動を受けた人間っていうのは全く未経験の職務に従事するわけでありまして。

そうすると、皆さんも、みんな元職場のことですので、御自身を振り返ってみれば分かるんですが、異動していった先では、日々、まず学ばなければなりません。まず、前はどうやって処理しとったのかな、それで今何を求められているのかな、それに対してどうやって対応したらいいのかなってやると、慣れてきた人の2倍か3倍の手間がかかってくるのが通常だと思います。

そしてまた、行政っていうのは、どこの職場へ行っても、日々、関係法令、条例、これを遵守しながら行っていくということで、結構、異動時の精神的な負担は大きいわけなんですね。

そこに加えて、場所によっては新入職員が配属されます。そうすると、その職員をいわゆる育てていかなければなりません、教えなければなりませんね、そういった手間も増えるわけなんですね。負担の連鎖っていうのは、この年度頭っていうのはいろいろ続いていくわけです。

それで、ちょっとこれは私が感じておることですので、一部語弊があったらお叱りをいただければと思うんですが、最近では議会だとか監査からいろんな職員に対して折々の調書を求めるわけなんです。昔に比べて誤記だとかミスが結構多いようにここんところ感じるんですね。

それで、それに伴って、その皆さんの——これは一部の職場っていうことじゃないですね、多くの職場からですよ。業務量を見ていると、これは無理ななど、この調書を熟慮しながら時間をかけて本当に作れる余裕があるのかと、先ほど言ったPDCA、その調書を作るだけでも結構な負担なんじゃないのかな、そんなようにいつも感じておるところでございます。

たまにこちらの求める意図に基づいた完璧なものを出してくる職員がおりますと、おい、この人は大丈夫か、おい、無理をしておりやせんのかと、逆にいいものを出されたときにその人間が無理をしとるんじゃないかという心配をするほど、どうも職責がかなり負担になってきているんじゃないのかなというふうに感じる機会が多いわけでありまして。

加えて、財務会計システムが今度全く違うものになるんですか。そうすると異動していった初めての仕事覚えながら新しいシステムを習熟してミスのない仕事を行っていかなくちゃならないって、さらに負担が増えて悲惨な状況になるんじゃないでしょうかね。

それで、心配するのは、今言ったみたいに議会に出す調書ならいいです。だけど、そうでない重大な処理にミスが生じたり、いわゆる過労や精神的に追い詰められて命に関わるような事故が起きたり、水道で言えば、水なんかは生命に関わる、絶対に安全な水を供給しなくちゃならないのに、余裕がなくてどこかで見落としてしまったり、ちょっと致命的なミスにつながっていくんじゃないのかなということ案じるわけでありまして。

効率的な運営の中でというお話もございましたが、ちょっと今の業務量と、昨日、類似団体と比較していただいたうちの職員体制、これから見て、ちょっと危ないのではないかと思うんですが、人事を所管する副町長にそこら辺の見解をお伺いします。

副町長

お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃるとおり、心配はあるというふうに思っております。

来年4月1日で機構改革を行うということになりますと、当然、大幅に動くというのが予想されてまいります。

それで、一つは、今年10月1日に何人か動かししました。予想をかけて、ちょっと長期的な見通しの中で何人か動かししたつもりでおります。それで、これは4月1日には動かなくてもいいかなというところはあると思っております。そこは安定的な業務ということになるのではないかなというふうに思っております。

ただし、今回、機構改革でございますので、少し長めに引き継ぎ期間を取ったほうがいいかなと実は思っております。早めの内示を出そうかなというふうに考えております。でないと、今、議員さんのおっしゃるとおり、3月4月の転入転出の時期に当然重なるわけでございまして、その部分を考えてやりますと、一番大本の届出の係は誰か残るといふふうに思っておりますけれども、そこら辺のところもちょっとございまして少し長めの期間を取るような格好でいかなければいけないだろうというふうに思っております。

例年、退職、新規採用もあるわけでございまして、そのところで人事異動するのが慣例というか、やらなければならないようになってきておりますけれども、10月1日という日も念頭に置きながらやっているつもりでございます。半年前にやる、半年後にやるというようなことで、全部が全部4月1日でなければならないというふうには思っておりませんが、今回は4月1日付で機構改革というのが決定をしておりますので、その期間のところをそれをやるができないかもしれないということで、少し長めの引き継ぎ期間ということをちょっと考えてございまして、そのところでカバーしていこうかなというふうに思います。

それに加えて、財務会計システムとか文書管理システムが全部変わってまいります。それで、業務の効率化というふうに言えばいいんですが、慣れるまでがちょっと大変かなというふうに思っております。そこら辺のところをまた相談しながら早めの内示というふうにさせていただきたいと、今回はそう思っております。

監査のほうではいろいろ御指摘をいただいて、出す書類の誤記が多かったりということがあれば、そこら辺のところを念頭においていろいろなことやらなければいけないというふうに思っておりますので、今回の人事異動につきましてはそういう考え方でやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

折山議員

今言ったみたいにシステムは変わる、職務が変わる、異動は多い、ちょっと先ほど言ったみたいに、職替えを伴うようなものは、一式その仕事を引きずって課名、係名が変わったところ行くっていうのなら、これは大きい影響ないと思うんですよね。

それと、係の中に1人は残るんだっていう話がありましたけど、今の係を見ていて、

お隣の人と同じ仕事をしている職員はほとんどおらずに、一つの仕事を自分が責任分担の担当で処理をしていて、お隣の仕事をサポートできるほどの余裕を持った職員なんてもういないような気がするんですね。もう1人が駄目になったときにはそこに穴が開くくらいの、穴を埋めていくには大変なことになるっていうくらいの追い詰められた状況にあるのではないかなというふうに見えます、私には。

質問要旨1-3、1人の職員の人事異動は何年を目安にしているんでしょうかね。

適材適所の異動と多くの職場経験を積むことで幅広い知見を有する職員を養成していく、こういうことを両立させること自体は大変難しいと思うんですね。職員によってはこの部署はなかなか合わないよと、性格的にとか、いろいろあると思うんです。

例えば対人関係は本当に円滑に上手に相手に合わせてこなせる人も、今度は計算の部署へ行くと、なかなか——私みたいな者が計算の部署へ行くと、苦手なんです、いろんなそれぞれの得意分野とそれに応じた職場ってあると思うんで、一概には言えないと思うんですね。なかなか難しいとは思っています。

やはり人事の所管をする者は、それを両立させていくっていうことを念頭に置きながらの人事異動って配慮していかなくちゃいけないのかなと思うんですが、その点について伺っていきます。

しかしながら、人事異動は町長の専権事項ですので、あまり踏み込むことは好ましくないということは承知しておりますので、支障のない範囲でお答えいただければいいと思います。

新規事業の導入など、様々な事情で短期での異動があることは理解できるんですが、技師や医療や福祉、保育士、こういったような、給食もそうですよね。専門職、これを除いて、同一職場に長期に継続して従事している一般職で今最も長い人っていうのは何年くらいそこにおるんでしょうかね、まずその点をお伺いします。

いや、分からんきやざっくりでいいよ。

副町長 事務職でございまして、ちょっと技術的なことをやっている職員ですとか、そういうことになると、5年～6年くらいいる人もおります。

水道は特に、管理者の資格を取るためには、やっぱり四、五年かかるということがございますので、そういうことを踏まえまして、その四、五年という間はそこにいなきゃならんということになるのではないかなというふうに思います。

大体長くて5年6年くらいかなというふうに思っております。

折山議員 何か私の印象だと5年6年7年くらいかなと思うんですが、議会の年間の審査、調査、監査も含めてですが、係長以上の皆さんとの会議を通じていつも感じているんですが、一生懸命やればやるほど住民から嫌われるような職場って本当にあるんですね。そこに、多分、対人関係が上手にやれる職員だと思うんですね。あまり住民からの苦情もなく、しかもいい成績を上げていると、つい便利に使いたくなる人も、それはおるかと思うんですね。

でも、逆に、だからこそ、そういう人もある程度多くの職場を経験させてあげたいな、そんなようなことを思いながら懇談をすることが結構あるんですが、都合よく使い過ぎ

ておるんじゃないか、副町長に伺います。

副町長

大体見当がついて話を聞いておりましたが、都合よくというふうには思っておりません。その方については、それなりのあれで実績もあるというふうに理解をしております、そういうふうと考えております。

嫌われる職場って、私もおった経験がございますので、私も4年おりましたが、確かにそういうところございました。私も最初は10年、その次が8年というようなことございましたんで、なかなか、ちょっと専門的になってきちゃうということがありますので、動かないと、もうちょっと嫌気が差してくるっていうこともあるかなというには思っております。そこは考えていかなければいかんというふうに思っております。

人事異動の中身、先ほど言われたような、スキルアップできるような、そういうものを兼ねてやらなければいけないというふうには考えておりますので、御指摘のところについては大体見当がつかますので、また我々としてもそこは考えていきたいと思っております。

そういうことでよろしいでしょうか。

折山議員

そういうことで結構です。考えていただいておりますものでね、今度は考えているとおりの実践を求めます。

今、副町長が言われたとおり、職員って町民の貴い財産なんですよ。

先ほどから出ている資格を伴う専門職、水道管理者もそうですよね。これは別なんですけど、一般職については、適切な異動を通じて多くの職場を経験することで汎用性のある対応ができる、町民に求められる職員に育っていくと思うんで、今おっしゃられたことを、ぜひ、10月になるんでしょうかね、異動の中で実践をしていただければと思います。

ただ、今言われた水道管理者以外にも、税務署だとか法務局、これは、そこに関わる職場の職員はできるだけ長く置いてくださいっていう要請が多分町へも来ておるはずなんですよ。これは、かなりの法令の熟知、それから運用が必要だということなんですよ。そういうことで、そういった要請も来るとことは承知しているんですが、職員の将来を考えると、そこら辺のバランス、一人ずつ職員の顔を思い出しながらバランスよく異動っていうものをどうも副町長も心がけていただいとるようなんで、求めて……。

あと、地球環境だとか、そういった時代時代の社会的な要請、それで、先ほど来、議論になっている急速な少子高齢化、これに伴う住民要望、地元懇談へ行くと、もう要望ばかりですよ。いろんな政策について、もう地元ではできなくなったから町でとかいうことで、もう行政需要ってこれからどのくらい果てしなく進んでいくのか、拡大の一途であることは間違いがないことだと思います。

財政的な理由があるかと思うんですが、先ほど町長が言われたDXやAIの活用を進めていくことでカバーできるのかなっていうと、なかなかそういうことでは解決しないのが行政の職務かなというような、効率よくできる部分もあるんでしょうが、対相手っていうこと、町民ということを見ると、なかなかそれだけで解決できるものではないのかなっていうふうに思います。

今度の機構改革っていうのは、住民サービスっていうものに即しながらも効率のよい行政運営だとか無理のない業務量っていうものの体制の整備が求められるものであります。

それで、ちょっと振り返ってみると、この前、一般質問だったのか全協だったのか、私が聞いたんですが、前町政時代に幾つもの構想だとか計画を立ち上げましたね。その中の一つで、印象深くて、これは私も期待しとったんですが、アウトドアの計画だ構想だっていうのは、あれも何百万円か使ってつくり上げたと思うんですが、この間の話を聞いていると、もうアウトドアについての事業の進行っていうのは一旦ストップをかけているんだというようなお話を聞いたような気がしました。

ほかにも、例えば、私もうんと期待していたんですが、ワーケーションに絡んで順天堂大学の先生が、例えばこのワーケーションに来た方の初めの唾液、それからいろんな体験をしてもらった後の唾液を比べてみると、その方がどのくらい心身的にリラックスできたのかなとかいったようなことが分かるんだっていうことで、これは、そうやって科学的に分かるんなら、これをPRしながら事業進んでいくんだらうなと思ったら、いつの間にかその話も出てこなくなりました。

今までいろんな計画、構想が湧き上がってきて、それに何百万円単位のお金を投じて幾つもの出来上がっていると思います。今どのくらいそれが皆さんの手元に置かれて、それに即した事業展開をされているのかなっていうのがちょっと気になるようになってきました。

もしかしたら、目新しいそういうものを持ち込むことで一定の職員に負荷がまたかかっているんじゃないか、それでまた、やると、先ほどのプランがどうだ、何を行って結果がどうだったということをまた求められてっていうことの悪循環をしているんじゃないかなと思います。

そろそろ一度、ああやって高額で業者に委託していく計画だとか、そういったものについては、今まで何をやって、そこへ幾ら投資をして、今その結果がどういうふうに行行政運営に反映しているんだっていう検証も一度してみないと、何となく、いいことを言われて、こういう計画を今後やりますっていうと、いいなと思ってしまうんですね。

それで、ちょっと2つほど例を挙げてみたんですが、その何百万円っていうお金が、その後、本当に生きているのかどうかというのを、計画そのものの委託立案に対してもちょっと検証してみる、そのことでも、もしかしたら職員の負荷が少し減るんじゃないか、こんなようなことも感じるものであります。

大体、本日は大変いい御回答をいただいたんで、私の言いたいのは以上なんですが、質問項目3については、今機構改革に関して、今、累々述べてまいりました。今度の機構改革、その基本的な部分、今私が申し上げたことを総括的に、町長は基本的な機構改革をどのようにお考えかお伺いをして、終わりにしたいと思います。

町長 機構改革に当たっての考え方ですけれども、事務事業ですけれども、合併議論をされていたときにどのくらいの事務事業あるかっていうことで、その当時の担当の係長が、今1,600くらいあると、1,600項目くらいあるということでした。それは、大きな柱の

下に幾つもの施策がぶら下がっていますので、それらを累積していくと1,600くらい。

それで、今、それからもう20年たちました。今はどのくらいになっているのかなって、このをちょっと担当部署にも聞いたんですけども、分からないということです。分からないほど増えてきているということだと思います。

そのような中で、6次総合計画も256項目の柱を持って、それを検証しながらやっているんですけども、そういったところから改革していかなきゃいけないかなと思っています。

ある程度大きな骨、骨子を持ちながら、それについての事務事業評価をしていく、あんまり細かいところまで全部の事務事業評価をしていたら、これは行政が回っていかないですね。ですので、ある程度大きな目標を持ちながら大きな柱の中で事務事業評価しながら進めていく、そういったことを今度の機構改革の中でも取り入れていきたいと思っています。

一つの課が減るわけですけども、今までやってきたことをしっかりと精査しながら、本当に必要なところを重点的に行っていくということがこれからは必要ではないかと思っています。

人的な資源は限られておりますので、そういった皆さんがきちんとそういった物事に対応できるような仕組みをつくっていきたいと思っています。そのためには見直していく事業も入ってくると思います。全てを全部やっていくということではなくて、見直しながら進めていくということになりますので、その辺もまた議会の皆さんにもお話ししながら、これから6次総合計画の後半に向けてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

折山議員

ありがとうございました。

今、私が質問事項3で職員に負担をあまりかけるなっていうこと申し上げながら、質問事項1と2では負荷をかけるような質問している、自己矛盾っていうものをつくづく感じながら答弁をお聞きしておりました。

終わります。

議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。お疲れさまでした。(一同礼「お疲れさまでした」)

散会

午後2時12分

令和6年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 第 6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第 4 第 7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 第 8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 第 9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 8 第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 9 第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定について

日程第10 請願・陳情等の処理について

日程第11 議員派遣について

日程第12 議会閉会中の委員会継続調査について

令和6年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和6年12月19日

追加日程第1 発議第14号 資格確認書の継続と住民の不安解消のに向けた取り組みを求める意見書

追加日程第2 発議第15号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書

追加日程第3 発議第16号 消費税率5%への引き下げを求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年12月19日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまでございます。 本日をもって今定例会は最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議はじめ各 委員会における付託案件等につきまして大変御熱心に審査、調査に当たられ、感謝を申 上げます。 去る12月6日の本会議において条例案件1件、一般案件1件、補正予算案件6件につ きまして、本日——最終日に採決することにいたしております。 また、各常任委員会へ付託いたしました一般案件1件、請願・陳情案件3件につつま しては、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっております。議事運営の諸ルール にのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する 条例 を議題といたします。 これから討論、採決に移ります。 事務局長より今後の議事の進め方について説明を申し上げます。
事務局長	審議方法説明
議 長	ただいま事務局長から説明がございました。 お諮りいたします。 今後の議事運営につきましては事務局長の説明のとおりといたしたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。 それでは討論を始めます。 討論は1人1回の原則でございますので、御承知おきいただきます。 初めに原案に賛成の方の討論はありませんか。

1 番

伊藤議員

それでは原案に賛成の立場で討論をいたします。

私が町民の皆様に議員報酬についての声を聞くと、報酬に差をつけるのは常識的に考えておかしいとか変だとかいう意見を聞きました。

私の知り合いの法律の専門家に聞いても、これはグレーだという答えでした。

私が疑問に感じている議員報酬に差をつけることは、審議委員会の意見の中にあるように、議員報酬や手当には法による縛りがあるとあります。これは地方自治法 204 条の 2 のことをいっております。ここの 204 条の 2 が、これは一番大事になっている法案——法案っていうか、条例であります。ここは大事なところなので、ちょっと説明をいたします。

議員には、議員報酬のほか、旅費や交通費などの職務を行うに要する経費の実費費用弁償の意味を持つ費用及び期末手当を支給することができる、報酬と手当は支給することができるかとあります。

しかし——ここからが大事なんですが——これら以外の給付は、法律またはこれに基づく条例に基づかずには、勤勉手当、研究費等、いかなる名目であれ支給することはできない、これが 204 条の 2 であります。

それで、これが 204 条の 2 で、このことから、加算については慎重な判断が必要と審議委員会の議事録にもあります。

私も全く同感であります。

また、若い人が議会に参加しやすくなる仕組みは、町として、国全体の問題となるため、国に要請するとあり、若者のことも考えております。

このことは、議員の仕事としてこれから検討すればよいことと考えます。

審議委員会には 3 案についての審議をすることになっております。審議委員会の議事録には、あくまでも諮問された議員の報酬の審議をお願いすることになるとあります。若者が議会に参加しやすくなることは審議には含まれていません。後から答申を受けて町民の民意が反映されていないと言っても、そもそも議題にないことは審議委員会でも審議のしようがありません。

審議項目にそのことを入れなかったことは議会の落ちでもあり、私も含め、反省すべきことかと思えます。

議会運営委員の辞典にも諮問委員会の答申は尊重すべきものと言えようかとあります。原案は審議委員会の答申を尊重した議案であり、法令、条例を遵守しています。

これらのことから町提案の原案に賛成です。

以上です。

議長

よろしいですか。

次に原案及びいずれの修正案にも反対の方の討論はありますか。

反対の討論はありませんね。

次に原案に賛成の方の討論はありますか。

次に片桐議員及び坂井議員から出されました修正案に賛成の方の討論はありますか。

10 番

片桐議員

修正案 1 に賛成の立場から討論いたします。

そもそもこの議論が始まったのは、2020 年に議会の活性化、定数の見直し、25 歳～55 歳の報酬の増額を検討するよう 4 区連絡協議会から陳情を受けたものであります。

この間、議員定数報酬等検討小委員会で実施した住民アンケートでは、定数については「現状維持」が過半数、報酬についての問いでは「減らすべき」4%、「同額でよい」23%、「増やすべき」36%、「生活実態に応じた額にすべき」33%との回答があり、「増やすべき」と拮抗して「生活実態に応じた額にすべき」との回答でありました。

生活実態に応じた額というのは、世代に応じ生活に合わせてという意味合いが強く、これは自由筆記欄からのものです。子育て世帯では、現状の報酬では議員の成り手という選択には到底なり得ないというものであります。

これは、近隣市町村へのヒアリング等、委員会調査の中で出された結果と一致をしています。

今回の修正案は、予算が限られている中での増額というところで、小委員会の結論、また住民アンケートの内容を十分満たすものではありませんが、年齢に偏りなく、子育て世代をはじめ幅広い年代で議員構成をとという住民アンケートにも沿った内容であると考えます。

定数、報酬の課題は、今後、今回の部分で解決できるものじゃなく、引き続き調査、検討する必要があるかと思いますが、まずその第一歩としての内容に値するものと考え、賛成といたします。

以上です。

議 長

それでは次に浜田議員及び三浦議員から出されました修正案に賛成の方の討論を求めます。

7 番

三浦議員

それでは賛成の討論をしたいと思います。

本来であれば議員報酬は同額であるべきであると考えておりますが、しかし、現状では議員報酬が少ないために立候補しにくい状況があるというふうに考えております。

その背景には、県会議員は月額報酬が知事の 68%、市会議員は市長の 47%であるの対し、町会議員は町長の 30%という状況があると考えております。

また、年代別の世帯所得から見ますと、若い世帯——25 歳～34 歳は所得が 300 万円～400 万円という世帯が多いのが現実ですが、かといって 500 万円以上の所得の世帯も 1 割以上あるというのが現実です。若くて所得が少ない議員が出にくいというばかりではなく、そういう判断では間違いがあるのかなというふうに思います。

前年度所得の実態に即した報酬の配分をすることで若い人の立候補を望みますし、またあらゆる年齢層から候補者が出るということが望ましいというふうに考えます。年齢で差をつけるべきではないというふうに考えています。

過渡期でもあり、市会議員並みの議員報酬が望ましいと考えておりますが、同額の議員報酬となるように今後は努力も求められるというふうに思います。

以上のことから、当面の間、生活実態に応じた議員報酬とすることが望ましいというふうに考えますので、この修正案に賛成するものです。

議長
9番

続きまして原案に賛成の方の討論はありませんか。

星野議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

まず、議員というものは個人の気持ちであります。

その中で、まずこの議会で3案を町の審議委員会にお願いしたところ、このようなものを出していただきました。このことを議会の活性化に当てはめて考えると、やはりある程度の任期を経たら、やはり自分で後継者をつくり、そういうようなことも活性化につながると思います。

同一の金額を上げることによって新たな人材を発掘できると思いますので、私は賛成とします。

議長

ほかによろしいですか。

次に原案及びいずれの修正案にも反対の方の討論を求めます。

ありませんか。

なしと認めます。

次に、再度、原案に賛成の方の討論はありませんか。

11番

吉川議員

私は原案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員報酬審議会が行われまして、その中で内容が出てきております。

特に、何年来も議員報酬が上がっていないという形の中で、今回、この審議会ですべて審議され、アップをするという形が来ております。やはり審議会の立場を重んじて——やはり最初から議員の活性化とはっていうことで始まった内容であります。

特に、ただいま、今我々も議員をやっておりますけれども、なかなか議会の活性化っていうのが見えてこないと住民からも言われております。そんな中で、やはり、これからは若い人も、60歳以上の方も含めて、議員の活性化、議会をどうしたらいいか、住民に対してどうやって議会のことを分かってもらうか、これが一番大事だというふうに考えておるわけでありまして、したがって、若い人も60歳以上の方も含めて、みんなで一緒に平等の立場の中で報酬につきましてはやっていただきたい。

ただ、将来的には、やはり若い人にも出ていただきたいっていうのは分かりますけれども、それは時期尚早という形で、随時、また考えていただきたいということで、取りあえず審議会の立場に賛成ということでお願いしたいと思います。

議長
2番

次に片桐議員及び坂井議員から出された修正案に賛成の方の討論はありませんか。

坂井議員

片桐議員、坂井議員の案に賛成の立場で討論をいたします。

この案を、以降、修正案1と呼ばさせていただきます。

修正案1に賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、飯島中学校の1学年の生徒数ですけれども、私の母の時代は約200人、

私の時代は120人、現在は60人、そして昨年——令和5年度の出生数は35人です。私は、この状態を招いたのは子育て世代の当事者の声を政治に反映させてこなかったからであると認識しております。

今回は、4区連絡協議会の陳情の趣旨に基づいて小委員会が立ち上がり、協議が進められました。陳情の趣旨は、議会活性化のため若手議員の増加を求める、そのための手段として若手議員の報酬を増額するというものでした。

小委員会では、文献の調査や年齢給を採用している中川村も含めて他の自治体への視察などを行い、調査結果をまとめた上で町民アンケートを実施しました。アンケート結果は、議員定数は「現状維持」が過半数、議員報酬は「増やすべき」が36%、「生活実態に応じた額にするべき」が33%、「減らすべき」が4%でした。さらに、議員の年齢構成について、今の議会は高齢化している、幅広い年代が議員になるべきだとの声が約8割でした。

この結果を受けて、小委員会では、町民意思は生活実態に応じて増額、もしくは現状維持であると捉え、子育て世代の最低生活費や陳情の趣旨を反映させた結果、59歳以下に限って報酬を増額するという結論に達しました。

以上がこれまでの経緯であって、ここまでの経緯で、議員報酬を一律アップ、これを正当化する事情は皆無です。

議員報酬一律アップと答申した審議会の議事録を私は何度も読み返しましたが、町民アンケートは根拠になるとの記載がある一方で、それに基づいた議論がなされた形跡は見つかりませんでした。その上で、降ってわいたような物価が上昇しているから議員報酬は物価上昇分だけ一律アップ、私は1%も納得できません。

私が最も許し難いのは、議事録の最後の部分に書かれていた、審議会の委員から発言者が特定されることは困るとの意見があり、その上で議事録の発言者の部分は全て黒塗りにされています。あまりに無責任、あまりにひきょうだと私は考えます。

そして、本会議当日、審議会の答申に基づいて一律アップを提案した町に対して、私から審議会では慎重審議がなされたと考えていますかと質問したところ、町からの回答は審議会が出した答申なので詳細は回答できないというものでした。じゃ、一体誰が責任を持ってこの一律アップの提案をしてきたのか、全く理解できません。あまりに無責任だと思います。

修正案を出している議員4名は、自分たちの名前と顔をさらして、責任を持って修正案を上程しています。

話は最初に戻ります。

子どもの数が減ったのは子育て世代の当事者の声を政治に反映させてこなかったからであると考えています。それは問題を先送りにしていたからだと考えます。

審議会は、子育て世代が議員になれるようにすることは重要で、今後の課題としています。こうやって課題を先送りし続けてきた結果が今の状態を招いたと考えています。

私は、修正案1が可決されることにより、子育て世代の当事者の声を政治に反映させてこなかったというこれまでの課題が全て解決されるとは思っておりません。しかし、

陳情の趣旨、小委員会の調査結果、町民アンケートの結果を踏まえ、大事な一步であると確信しております。

したがって、他の議員の皆様も修正案1に賛成していただけることを願いつつ、修正案1に私は賛成します。

以上です。

議長
6番
浜田議員

次に浜田議員、三浦議員から出されました修正案に賛成の方の討論を求めます。

浜田、三浦議員の修正案に対する賛成の立場からの討論を行います。

今回3案が出されているわけでありましてけれども、今の坂井議員からの討論に私は多くの点で賛成するものであります。

既に討論の中では行われましたように、県議会議員、それから市議会議員については、普通の労働者階級の所得を上回る所得が得られております。その結果、無風選挙というのはほとんど行われていません。

それに対して、町議会議員が、飯島町では2期ごとに無風選挙になっていますけれども、それは町議会議員の報酬では生活ができないという現実に即しているもんだというふうに考えるからであります。それで、その結果、若い皆さんの声も反映されないという現実に至っているというふうに考えます。

ただ、しかしながら、私どもが、修正案——第2修正案というふうに申し上げますけれども——第1修正案には率直に言いまして見逃し難い点があります。

生活実態に合わせてということなんでありますけれども、実際には、町議会議員はそれだけでは暮らしていけないので、副業が現実には認められています。それで、その中で多くの報酬を受けている若い町議会議員がいることも現実には事実であります。

その一方で、例えば、議会というのは、個人の集まりでもありますけれども、一方で共同体としての合議体としての議員の集まりという側面も持っておりますけれども、非常に、率直に申し上げますけれども、そういった副業の収入が多い方が、例えば共同事業である広報委員会などに対する出席率、あるいは研修などが非常に少ないという現実もあります。したがって、この点は正す必要があるだろうというふうに考えております。

そういう意味で、原案はもつてのほか、それから、第1案の趣旨、それからこれまでの取組は十分に認めるものではありますけれども、やはり生活実態に即して、つまり前年度までの所得に応じて議員報酬を決めるべきだというのが第2案の趣旨でありますので、この意図を十分にお酌み取りいただきたいということを求めて、賛成討論といたします。

議長
3番
折山議員

ほかに討論はありませんか。

討論1回の原則ですので、3案に対する考え方を述べながら、私は片桐・坂井議員に賛成する立場の討論に参加したいと思います。

先ほど来、経過について坂井議員のほうから討論がありました。振り返ってみれば、小委員会の中で住民アンケートに基づきながら若い世代に対して厚くしようねという提

案がなされて、1人を除く全員はその方向性に賛同したものであります。

それで、今回、こういう修正案ができた背景には、町が特別職報酬等審議会の答申に基づいてきちんと条例の改正を議案として出していただいた、そのことのおかげで修正という議会の――いわゆる、これも一つの活性化だと思います。町提案をそのまま受け入れるのではなくて、住民の声に即した修正案が出せる、こういう環境をつくっていただいた町の取組に対してもきちっと評価をすべきだと思います。

それで、住民は何を望んでいるかは、先ほど来、浜田さん、片桐さん、坂井さんから説明があったとおりであります。それで、多くの議員がこれに賛同したわけでありまして。私は、町の議案提出を評価しながらも、最後までそのときの意志を貫いていきたいということで、何点か挙げながら賛成をしてみたいと思います。

今日報道されている国民の生活実態、これはすなわち町民の生活実態であります。物価高は、町民にもろにそのしわ寄せが押しつけられております。日々の生活に苦慮されている、議会の中で話を聞いていると、1円でも安いものを買うために店を選びながら歩いている、こういったような町民生活の実態を考えたときに、今回、その物価高に見合う引上げを、全議員がその恩恵を受ける、そういったことが今の町民の皆さんから支持されるのかどうかという点については、私の周りの住民の声からは極めて難しいのかな、困難なのかなというふうに思います。

言うまでもなく、議員って一律の報酬が好ましいわけでありまして。しかしながら、これは学者先生の言われることでありまして、その地域に暮らすそれぞれの弱小自治体は報酬を市議会議員並みに引き上げることが財政力上できないために低い報酬に甘んじておるわけでありまして。その中であって、やむを得ず若い人たちに立候補してほしいという切実な思いで年代別の格差をつけている自治体が何件かあって、その効果を発揮してきた実績もあるわけでありまして。

まず、町民に理解される、今のタイミングなのかなというのに私は苦慮するものであります。

また、当町の議会議員報酬が、さて、近隣に比べた場合、低いのかどうかという点を考えなければならないかと思っております。特別職等報酬審議会は、当然、近隣自治体の似たような財政力の町村の議員報酬を参考にしながら、また何年引き上げてこなかったのか、物価高がどうだったのかっていうことを総合的に考慮して答申なされたと思うんです。

市は別格なんです、長野市60万6,000円、議員報酬。ちょっとこういう市と比べても詮ないことでもありますので、近隣の町村と比較してみますと、うちよりも財政力の強い宮田村19万7,000円で、うちよりも1,000円低いわけですね。中川村17万5,000円なんです。

下伊那の隣接した松川町19万円です。うちよりの財政力も人口規模もはるかに大きい松川町がそうなんです。高森町18万5,000円なんです。特に下伊那の2町は厳しいものがあるということで見直しも進んでいると思うんですが、当町が20年間、議員の報酬に触らなってきた、低額に甘んじてきたというふうな見方がある一方で、この20年間は近隣の議会の皆さんよりいい報酬を頂いてきた、こういった実態もまたあるのかな、理解

議 長 てきている中で、年齢も性別も含めて同一に活動するという中では一律の報酬がいいの
 ではないかと思います。
 それで、今回は原案に賛成とするものであります。
 ほかにも討論ありませんか。
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条
 例について採決いたします。
 本案は修正案が提出されておりますので、議事の整理上、初めにそれぞれの議員から
 出されました修正案について採決を行います。
 この採決は修正案の提出順に議案ごと起立によって行います。
 初めに第3号議案に対し片桐議員及び坂井議員から提出されました修正案に対する採
 決を行います。
 片桐議員及び坂井議員から提出されました修正案のとおり可決することに賛成の方の
 起立を求めます。
 [賛成者起立]
 議 長 お座りください。(起立者着席)
 起立少数です。したがって、第3号議案に対しまして片桐議員及び坂井議員から
 提出されました修正案は否決されました。
 次に第3号議案に対し浜田議員及び三浦議員から提出されました修正案に対する採決
 を行います。
 浜田議員及び三浦議員から提出されました修正案のとおり決定することに賛成の方は
 御起立ください。
 [賛成者起立]
 議 長 2人です。お座りください。(起立者着席)
 起立少数です。したがって、第3号議案に対し浜田議員及び三浦議員から提出されま
 した修正案は否決されました。
 次に第3号議案原案に対する採決を行います。
 第3号議案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 [賛成者起立]
 議 長 6人。お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
 議 長 日程第3 第6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第5号)
 日程第4 第7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 日程第5 第8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第6 第9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第7 第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第8 第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、第6号議案から第11号議案まで、令和6年度補正予算議案を一括議題といたします。

それでは、本6議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番

片桐議員

一般会計補正予算（第5号）について質問をいたします。

委員会内でも出されたという経緯は報告を受けていますけれども、36ページ、5321中学校教育振興費の中であります。備品購入費が大幅な減額というところの数字が出されております。委員会調査の中では当初見込んだものがハイスペックだったため見直しがかかったものであるという話がありました。

これは、まず差額が出てしまったというところで、ハイスペックなものを見積もってしまったというところがあるかと思えますけれども、教育機器を含めた部分は調達に当たって各スペックを認識して適正か調査をする方がいるのかどうか、お願いします。

教育次長

お答えいたします。

顕微鏡につきましては、学校で使用するものでございますので、これについては学校の現場の専門の先生に相談しながら選定しているというところがございます。

議長

適正かどうか審査するっていうところはないっていうことですか。

教育次長

基本的には、現場の先生のお話、それからカタログ等を見る中で、こちらのほうの担当で妥当かどうかを判断しております。それ以外にチェックするところはございません。

10番

片桐議員

やはり先生の御意見を聞いてというところが強くなるかと思えますけれども、先生の見解も重要なところなんですけれども、やはり客観的に判断する部分が必要なのかな、今回は教育費という部分でありましたけれども、特に何か特殊なものを調達のときは第三者的な見解が必要になるかと思えますので、教育関係も含め、今後はそういう人材も併せ持つようお願いをしながらと思います。

以上です。

議長

要望でよろしいですか。

6番

浜田議員

関連で、同じ項目です。

実は、以前、学校の先生から天体望遠鏡の使い方を教えてほしいという相談を受けたことがありました。私自身——私ごとで恐縮ですけど——一時、天文学科を目指していたこともありまして、単体望遠鏡の取扱いについては十分習熟しているというふうに考えております。ところが、相談を受けた天体望遠鏡は、とても素人には使い物にはならない、使えない装置だったんですよ。

普通、天体望遠鏡っていうのは、経緯台っていう水平方向と上下方向に合わせるやり方と、それから赤道儀っていう北極星に向けて回転軸の周りで星を探すっていうやり方があるんですけども、学校に入っていたのは後者の方だったんですね。それで、こ

それは、申し訳ないんですけども、素人にはとても扱えませんでした。ですので、私は、それはやめたほうがいいということをお知らせしたんです。

それで、そんなことがあって、近年になって、実は天体望遠鏡のスタイルっていうのは全く激変してしまいました。当時は、レンズが非常に大きくて明るい天体望遠鏡がいいということだったんですけども、ここ数年間で出てきている望遠鏡は、実は、それを全部デジタルで補正してしまって、口径は小さいくてもいい、それから、逆に言うと、特定の星を導入してしまえば全ての星座やなにかが見られるという形になっています。

ですので、取扱いも極めて簡便になっていますし、感度の足りない部分は長時間露光で補うということになっています。顕微鏡も同じです。デジタル技術の進歩によって、やはり昔のような顕微鏡ではなくなってきています。

それで、これを見間違えると——学校の教育費を使うということは非常に大事なことなんですけれども——時々、進歩に適切に対応できないととんでもない出費を招いてしまう。これは削れと言っているわけじゃないんですけども、適正なものを買えということ私はお願いしているわけです。

ですので、町内にもそれぞれの分野で御専門の方がいらっしゃると思いますので、そういう方にきちんと相談する仕組みを持っているのかということをお尋ねしたいと思います。

副町長 今の顕微鏡の話でございますけども、我々としては、先生の御要望にできるだけお答えするような格好は取っておりますけども、専門的知識はございませんので、業者のカタログの関係を見せていただいたりですとか、複数業者からお聞きするようなことはやっております。

ただ、町内の方をお願いしてやっておりませんので、もう、そういうふうな向きのもので我々の知る範囲でいらっしゃれば、そういうときにはアドバイスをいただくとか、そういうことも必要だろうというふうに思いますので、機械は日進月歩でございますので、ちょっとそここのところは、我々もついていけないところは多分あるというふうに思っております。

それで、こういう場合が——ハイスペックなものをちょっと要望される方も先生によってはあるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺は、またちょっと検討させていただいて、取り入れてまいりたいというふうに思っております。

議長 ほかに……。

教育長 ありがとうございます。

やはり同じ理科の教員でも自分の得意分野とか不得意分野っていうのは当然あることなので、今、浜田議員がおっしゃられるように、若干、購入等に当たって不安というか、自信のないものであれば、何らかの形で、町民の専門にやっておられる方がおられれば相談したりっていうことは今後やっていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

議長 ほかに……。

4番

坂本議員

民生費の中の 2611 の児童福祉総務費の中で実施設計業務として第三の居場所の金額が記されておりますけれども、その点で、私は社会文教委員でしたので学童クラブを視察に行きました。

それで、教育長にお尋ねしますが、学童クラブを平日の3時～6時の間の子どもたちがいる時間帯に見に行って、現状をお知りになっていらっしゃいますか。

教育長

長期休みのときは私も行ったりして指導に当たったことがありますので、知っています。

4番

坂本議員

いいえ。長期休みではなくて、平日の3時～6時です。

教育長

はい。行っております。

4番

坂本議員

今、教育長のほうから行っているというお答えをいただきましたが、指導人は何人もいらっしゃるの、教育長が来ている時間帯に会っていない方もいらっしゃるのかもしれない、何か、来ていらっしゃるというふうな指導員の方のお話を伺いましたので今尋ねたわけです。

現状を見た段階で、あれだけの人数の子どもたちが一部屋にいて、第三の居場所ということで造ったとしても、中間教室に行っている子どもたちとの違い、要するに学校に行けない子どもたちがあの大人数の場所のすぐ隣の部屋で勉強ができるっていう状況だと考えていらっしゃいますか。

教育長

この前の一般質問でもお話をしたかと思うんですけれども、使用の時間帯のずれがあります。同時に使うっていうこと、時間帯は、若干のかぶりというか、重複する部分はありますけれども、基本的に時間はずれているっていうところで、中間教室利用のお子さんが学習をするっていう部分と学童の子たちが来てっていう部分では、若干時間のかぶる部分はありますけれども、それ以外はほとんどかぶることがないかなっていうふうに思っております。

議長

4回目です。

いいですか。やってください。もう一回だけ。

4番

坂本議員

これは質問というか、意見というか、要望なんですけれども、中間教室を使っている親御さんや子どもさんたちからは、今度新しく造る場所に適応しない子どももいるということで、現在使っている体育館の横の中間教室の場所を廃止するという——一般質問では廃止するという方向でというふうに教育長はおっしゃいましたけれども——ぜひそれを残すような形で考えていただきたいということを意見として申し添えて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

要望でよろしいんですか。

4番

坂本議員

要望でいいです。

2番

坂井議員

14 ページ、1151 財産管理費についてお尋ねします。

財産管理費についてですけれども、自治会の駐車場用地でトラブルがあり、この件も含めて集会所用地の購入に至ったと、自治会名義では土地所有ができないため町で所有したと、そして、その後、管理は自治会と、名義は町になっていると、そういった説明を委員会で受けたんですけれども、その上でお聞きします。

現状、個人の所有になっている自治会の集会所と自治会が法人化して自治会が持っている土地の割合は何対何ぐらいになるのか、分かれば教えていただきたいというのが1点。

続いて、今後、同じ問題がほかの自治会でも起きるということが懸念されています。町としての一定の方針を持ってほしいというふうに考えているんですけれども、町としては、今後、自治会の土地についてどういった方針を持っているのか、この2点をお答えください。

副町長

まず初めの問題ですけれども、10年以上前に、一度、自治会の土地は、個人所有のものを自治会が必要に応じてお金を出して買って、それを町の名義にすることをたしか一斉にやった時期がございます。

それで、町といたしましては、今後もそういうことができるところはやって、実際に今回のケースのように地元の自治会の名義として使っていただいて自主的な管理をやっていただくという方針であります。それは以前と変わっておりません。

ただし、以前の土地所有者で、相続のできない土地の上に建っている自治会の集会所もございます。何か所かあったというふうに記憶しております。今の42自治会、実際には三十幾つが活動しているかなというふうに思いますけど、その中で1割くらいは、まだ名義が個人名義というのが多分あるというふうに理解をしております。

私が以前にやっていた圃場整備という仕事の名義の中で取り扱った中では、私の記憶の中では少なくとも2か所は相続もできないものがあったというふうに記憶しております。その中で自治会が動いて、そこから離れて別の場所に自治会の集会所を建てたという例もございます。全部を把握しているわけではございませんので、そういうところが1割くらいはあるかもしれません。というふうに考えております。

ただ、方針は、自治会が望めば町の名義にして実質管理は自治会というふうにしてやっていく方針は変わっておりませんので、今後もその方針でいきたいというふうに考えております。

議長

よろしいですか。

2番

坂井議員

関連ですけれども、自治会の法人化というのについては何か意見はありますか、これから進めていきたいとか、そういったことはありますか。

副町長

法人化になった自治会が1つございます。

ただし、法人化になりますと——地縁団体になった法人組織が飯島区と、たしか岩間自治会はなっているというふうに理解をしておりますが——自治会はあまり大きい団体

ではないというふうに考えておりました、その中で、地縁団体の法的な権限を持ったところで登記もできるというふうに考えておりますが、それを実行するに当たりますと、予算、決算から総会まで、全てそれを提出していくという事務が伴ってまいりまして、実質的には厳しいものがあるというふうに考えておりました、我々としては、一度こういうふうに御希望でやったところもございますけども、実質的に、結局的には勧めておりません。

以上です。

2番

坂井議員

関連ですけれども、これは、ちょっと今分からなければ、また検討課題としてほしいんですけれども、自治会とごみ捨場の問題についてお聞きします。

自治会の未加入者で、かつ協力金というものを払わない人っていうのは、自治会のごみ集積所を使わせていないという運用を取っている自治会は多いと思うんですけれども、これは、自治会の土地を個人や自治会が持っている、すなわち民間人が持っているので民間人の意思に基づいて誰に利用させるかということを選別することができるという理屈が成り立つと思うんです。

これは、今後、町所有が進んでいくと、町は当然公的な団体なんで、町が利用者を選別するっていうことは許されないと考えるんですけれども、この点について何か見解があればお願いします。

副町長

自治会は住民の自治組織でございますので、そのこのところのルールについて、土地の所有云々でそのこのところを決めるというふうには思っておりません。

今までのケースでまいりますと、トラブルがあって出ていって、別に集積所を作ったということはあったというふうに理解をしておりますけども、そのこのところで、環境衛生自治会というのがございますので、その中で、できるだけごみの集積は1か所で集めるのが本来の姿だろうというふうに思います。

ですから、自治会に加入していない人、加入している人、関係なく、環境衛生自治会に加入すればそのこのところを使えるというようなふうに私どもは理解しておりますので、そういうふうにして、トラブルのあったところは別に作ったというケースもございますので、いろいろな問題はあるかなと思いますけど、できるだけそういうふうに進めたいというふうに思っております。

議長

8番

堀内議員

ほかに……。

25 ページの 2921 の塵芥処理費のごみの分別用ガイドブックですけれども、これは自治会未加入者に対して送るものではございますが、今後、ごみ分別が4月からルールが変わると思うんですけれども、なかなか現状でもこれはどっちのごみか、どっちのごみかっていう把握がうまくできていないところもあるので、積極的に広報、周知っていうのをしていただきたいたいのを求めますが、そのあたりの御意見をお聞かせください。

住民税務課長

御質問いただいた内容につきましては委員会の折にも少し御説明をさせていただいて

おりますけれども、できるだけ分かりやすいように住民の方に周知を徹底してまいりたいと考えております。

議 長

ほかにありませんか。

6 番

浜田議員

33 ページ、消防費の事業コード 4931 であります。消火栓の新設という内容でありましてけれども、多分、消火栓は自治会長がかなり申請するような形になっているのではないかとこのように思います。

ただ、現実にも自治会長をやりましたけれども、着任して最初は、実際には町内のことをよく分かっていないんですね。それで、そのときに道路の補修ですとか、消火栓ですとか、いろいろな、カーブミラーですとか、そういう要望を集めるのが十分にできていないということで——実は最近、柏木で全焼火災が起きました。それで、そのときには消火栓がなかったんですね。それで、結局、本郷堤から長いホースを引っ張って消化したんですけども、もう既に手後れで全焼したといういきさつがありました。

つまり、どういうことかということ、自治会単位に任せているだけでは実際にはカバーできない範囲があって、やはり、それはもっと広い範囲を掌握している方が目配せしないと分からないというふうに思うんですけども、このあたりについて考えておられるのかというのが1つと、同じような問題がカーブミラーにもあります。

カーブミラーも同じように自治会申請制度になっています。ところが、せんだって死亡事故が起こった地域は、実は七久保と本郷の境目なんですね。それで、本郷側から見るとカーブミラーがないんですよ。普通、運転者というのはカーブミラーがあると当然注意するんですけども、そこにカーブミラーがないもんですから停止しないで突っ込んでいって運転者が亡くなったという事故があったんですね。

それで、七久保から見ると、一番境界ですから、そこは一番関心と呼ばない場所なわけです。なので、七久保側が申請しないと、いまだにそこにはカーブミラーがないんですね。

つまり、消火栓の問題——項目から言えば消火栓の問題なんですけれども、それと、それからカーブミラーなどについては、自治会申請だけでいいのかということについては非常に思っていて、そのあたりはもっと大きな網をかける仕組みが要るのではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

町 長

今、消火栓の問題が出ましたけれども、消火栓、カーブミラー、それから防犯灯、これらは、自治会境、あるいは区の境、こういったところは、非常に、電気料の負担の問題であったり、申請を誰がするのかという問題がありますので、そういったところにつきましては、今の自治会懇談会の中でもたくさんの御意見をいただきましたので、調整するような機能をつくっていきたいと思います。

議 長

ほかに。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 9番 星野議員 次に原案に賛成討論はありますか。

賛成の立場で討論いたします。

今回の委員会の調査に当たり、教育委員会の36ページ、5623公民館費ですが、やはり職員の知恵と工夫で、発注の仕方でもここまで、要するに予算が削減できたということがありましたので、ぜひこれからも縦横の連携をしていただいて、こういうふうがいい会計ができるように努めていただきたいと思います、賛成といたします。

議長 長 ほかにも討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第6号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 長 次に原案に賛成討論はありますか。

ほかにも討論はありませんか。
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第7号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。

次に原案に賛成討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ほかにありますか。
 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第8号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 について採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討
 論を行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に原案に賛成討論はありますか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ほかにはありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第9号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）につい
 て採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を
 行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に原案に賛成討論はありますか。

6番 浜田議員 この議案に賛成の立場で討論いたします。
 非常に厳しい経営環境の中で、中川村への給水、あるいは現場の汚濁に関する管理等、
 かなり厳しい環境の中で努力してきたことを高く評価したいと思います。
 その一方、私どもも現場を拝見しましたがけれども、本当に2人でやらないと危険な現
 場があるということを実感いたしました。万が一、事故が起こった場合、何が起ころの

かということ非常に懸念しております。したがって、この議案に賛成すると同時に、今後、より手厚い水道事業に対する——これは町民のライフラインですので——を充実することを求めて、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第10号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
次に第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかにありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第11号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩を入れたいと思います。再開時刻を10時30分といたします。休憩。

休 憩 午前10時15分
再 開 午前10時30分

議 長 会議を再開いたします。

議 長 日程第9 第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定について
を議題といたします。
本案については総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長から議案に対

する審査報告を求めます。

〔宮脇総務産業委員長登壇〕

それでは、12月定例会、総務産業委員会に付託されました件につきまして委員会審査報告をいたします。

12月11日に委員会を開きまして、第12号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてについて出された主な質疑を報告いたします。

初めに担当課より、別紙資料、これは議員の皆さんは事前にお手元にあると思いますけれども、その資料の追加説明を受けまして、その後、質疑に入りました。

問い1として「コールセンター等経費とは」という確認でありますけれども、答えとして「予約関係を伊那リゾート本社で受けている」ということで、「ウェブ予約サイトの「なっぷ」の金額である」ということであります。

問い2ですけれども、「与田切公園地域活性化マネジメント共同企業体とは」ということでありますけれども、これはお手元の資料でございますので、答えとしては資料のとおりという答えであります。

それから、「アイネットの代表者が替わったわけですがけれども、それによって何か変化があったか」ということでございました。答えとしては「社長自らの説明で、提案内容も整然としていて、大変よかった」ということでございました。

それから、問い6としてモニタリングの結果でございます。「キャンプが伸びているという数字だけでも、キャンプブームは下火というふうに聞いている」と、「その中で、今後の事業について町からの提案は」ということでございましたけれども、答えとしては「伊那リゾートもキャンプブームは沈下傾向にあると、下降傾向にあるということは承知している」と、「人を呼び込む対策を検討する」という答えでございまして、「特に、遊具が少ないという声も聞く中で、今後、公園再開発に盛り込んでいきたい」という答えでございました。

それから、来場者の町内外の比率の確認がありましたが、答えとしては「今は把握していない」ということです。ただ、「重要なことなので今後は検討をしていきたい」という回答でございました。

それから、やはり資料の中の支払手数料の内訳の確認がありまして、答えとしては「令和5年度につきましては、かまどの撤去だとか公園内の整備が含まれていて、自前での工事という形で、令和5年度特有の費用だ」ということであります。

それから、問いとして「千人塚と与田切公園の評価表は同じと聞く、」ということで、「公園の位置づけが違うと思うが、この辺はどうか」ということでしたけれども、答えとして「各公園に沿った提案はもらっている」ということでありまして、「細かく区分はしていない」ということであります。

それで、討論に入りまして、反対討論ということで、「町民のための公園との部分が弱い、再考すべき。管理期間は2年とすべきと考えて反対」ということで討論がありました。

賛成討論ですけれども、「実績も上がっている」と、「実績も踏まえ、利用者のサービ

ス向上に向け、今後は弱点を理解して取り組んでほしいということを付記して賛成」ということ、それから、やはり賛成討論ですけれども、「加点項目を除いてもトップである」と、「総評6番、町民が参加できるイベントを計画することに期待して賛成」ということでした。

やはり賛成討論で、「収支も健全である」と、「他の運用の経験も盛り込んで考えていただきたい」ということと、「開かれた公園運営を行っているように感ずる。これらのことから賛成」ということであります。

続いて採決でございますけれども、賛成4、そういうことで本案は可決すべきものと決しました。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番 三浦議員 それでは質問をしたいと思います。

今回の指定によって5年間の長期にわたって指定管理を任せるということになるわけですけれども、先ほど委員長報告にもありましたけれども、町民を主体として利活用するってということがすごくできなくなってきたというのが実情でありまして、そういう中で、そういうことも踏まえて今後は指定管理者が事業を運営していくかどうかということも明らかになっていませぬので、5年間では、その間は今までの問題が改善されるということが確認できないというようなことは大変に問題だと思うんですけど、その辺についての討論というか、そういう議論はありましたか。

総務産業委員長 契約期間の件は、先ほどちょっと触れたとおりで、反対討論の中で、やっぱり長いんで2年間とすべきではないかという意見がありましたけれども、行政側も、それから賛成討論の中にもあるとおりで、今後これらの課題を改善していくということを付記して賛成ということで、2年と5年に対する議論は、その中では、その後、発しませんでした。

議長 ほかに。

4番 坂本議員 資料の中に来園者数という表があるわけですが、来園者数の表は、伊那リゾートさんが契約する以前、もっと前、つまりアイネットが運営していた頃、そこまで遡った全体評価の中で伊那リゾートの入園者数が上がったかどうかという、その点は分かりますでしょうか。

総務産業委員長 この表のとおり、令和1年以前のことは確認をしておりませぬ。それ以前の来場者数について、行政側に確認を委員会としてはしておりませぬ。

議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

宮脇委員長、自席へお戻りください。
〔宮脇総務産業委員長復席〕

議長 以上で第 12 号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてに関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

7 番
三浦議員

それでは原案に反対の立場で討論をしたいと思います。

与田切公園の管理期間について、5 年間には問題があると私は考えます。

伊那リゾートが管理者となってから町民主体の事業が行われなくなったというふうに感じております。まず町民が主体の利活用を推進すべきです。町民不在の事業運営になることはあってはならないわけで、5 年間の長期にわたることで町民に不利益が生じるということが懸念されます。

指定管理者の変更などの対応ができる期間として今までと同様に 2 年間が私は望ましいというふうに考えますので、反対いたします。

議長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありませんか。

4 番
坂本議員

私も反対の立場で討論いたします。

5 年の指定は少し長いと思います、2 年だとしたら認められると思いますが。

この 2 年間の伊那リゾートさんの状況を見ておまして、町内の町民じゃなくて、イベントをやると与田切公園に町以外の人たちが結構入っているわけですね。逆に言えば、与田切公園のよさをほかに PR するっていう点においては、伊那リゾートさんは頑張っただけでしようけれども。

1 つ、イベントの中で、例えば駐車場の管理なんですけれども、基本的なところ、要するに、農道から入って、出るときは橋の下をくぐって片側から出るというイベントの在り方を過去においては全部していたので、何かあそこで与田切公園を使ったイベントが開催されたとしても、基本的な車の出入りに関しては、渋滞を起こすとか、そういうことはほとんど、あまり過去においてはなかったんですね。

それで、実際に伊那リゾートさんになったときのイベントに私が行ったときには渋滞を起こしておまして、警備の方にその実態を——一方通行にして、出るのは別のところから出すようにというふうに言いましたら、え、知らなかったというふうな形で言っておりました。

というわけで、やはりイベントの持ち方とか、どういう方たちに——一応、与田切公園はずっと町が管理して資本を投入して今の状況にしてきたという中では、伊那リゾートさんの情報の発信の仕方、そういうことにおいてはすごく私もいいとは思うんですけども、でも、もう少し住民——飯島町の人たちにとっての一つの公園の在り方の中で、

議長
6番
浜田議員

もう少し審議していただいて、イベントの在り方も考えていただいたほうが良いと思うので、5年というのはちょっと長いので、2年という中で、この議案に対しては反対といたします。

ほかに討論ありませんか。

原案に反対の立場で討論いたします。

まず、委員会の審議内容の報告は先ほど委員長からあったとおりでありますけれども、賛成意見の多くは運営の手腕に対する賛成だったわけです。それは私から見れば当たり前だと思うんですね。伊那リゾートさんはそれ以外のもっと上部団体も持っておりますし、それからインターネットなどの発信力も持っているということで、集客能力は当然あると思うんですよ。

ただし、採点表を見ていますと、町民のためであったかということに関して言えば、むしろアイネットのほうが得点は高かったという結果になっています。

それで、実は、私自身も議員になってから与田切フェスティバルに積極的に参加してきました、多分、久保島現議長も含めて。軽トラック市研究会っていうのをつくりまして、飯島町には軽トラ市っていう経験が全然なかったものですから、それで、議員で静岡県あたりの運営現場を視察に行つて、それで初めて与田切フェスティバルでもつて、軽トラックを多分10台ぐらい並べましたかね、それをずっと行っていました。

つまり、本当の手作り、天竜川上流河川事務所ですとか、それから商工会、建設業協会、いろんな方々が集まって、かなり手慣れた運営でもつて与田切フェスティバルをやっていたという経験があります。つまり、手作りの町民主体の公園運営っていうのが現実には行われていました。

それで、夏休みの終わり頃でしたので、帰省した子どもたちも含めて非常に和気あいあいと、魚つかみ、手づかみの魚捕りですとか、あるいは高所作業車に乗ってのイベントですとか、そういったことを一生懸命やっていて、当時の写真もいっぱい残っております。

ところが、今回の審査表を委員会で調査したところ、千人塚と与田切公園は同じ審査表でチェックしたから公平だと、こういう説明だったんですけども、これがそもそも間違いだと私は思っているんですよ。

千人塚のほうは、今はバスの経路も拡幅するということを見込んで、要するに外からの観光客を呼び込むという位置づけも含めての公園であります。一方で、与田切公園は町民のための親水公園ですね、水に親しむ。それで、それを同じ採点表でやっているのかという問題も、実は全然区分されていないと、その上でビジネスの上手な人たちが与田切公園を活用するというやり方で、本来の町民の親水公園という役割を損なっている。現実には、これまでそうだったというふうに思っております。

ですので、ここは一旦、この議案は否決して、それで、改めて町独自で再度契約を結び直すというのが本来の姿ではないかというふうに思いまして、この議案に対しては反対するものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。

議長 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 12 号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る 12 月 6 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託いたしました案件 3 件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情の審査については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに総務産業委員長の報告を求めます。

宮脇総務産業委員長。

[宮脇総務産業委員長登壇]

総務産業委員長 それでは総務産業委員会に付託されました委員会審査について報告いたします。

陳情第 14 号 消費税率の 5 %への引き下げを求める陳情書について報告いたします。

参考人としてお招きいたしました滝沢孝夫氏と下平和幸氏のお二人に陳情の趣旨をお伺いした後、質疑を行いました。

出された主な質疑でございますけれども、問いとして「5 %への引下げの陳情であるが、提案の趣旨からすれば消費税の廃止ではないか」という問いがありまして、答えとして「消費税導入後の地域経済は衰退している。社会保障の問題、税制の問題もあるため 5 %とした」と、そういう回答でありました。

そのほか、特に質疑はありませんでした。

それで、討論に入ります。

討論として、反対討論「世界的に見ても日本の税率は低い」と、「消費税が全てではない。国の財政策もあり反対」ということでありました。

次に賛成の討論「現在は半数以上が消費税、社会保障も少なく、税制を見直すべきだ」と、「欧米諸国は社会保障が手厚い。国内は国への信頼度が低い。GDP に占める内需の割合も 6 割程度。それから、税制全体のゆがみを正す必要があるため賛成」という討論がありました。

次に、趣旨採択の提案がありまして、「提案の趣旨は理解できる。本陳情ではハードル

が高い」という形での提案でございました。

したがいまして、趣旨採択を加えて審査を行うことへの採決を行いました。挙手多数でありまして、趣旨採択についての説明を求めました。説明は「趣旨は理解できる」というのにとどまっております。

趣旨採択に対する討論でございますが、賛成討論として「意向は分かる」ということがありました。反対討論は特にありませんでした。

次に採決でございます。採決の結果、趣旨採択に賛成1名、原案に賛成1名ということで、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書のとおりでありますけれども、不採択とすべきものと決しました。

委員会からの報告は以上です。

議長 委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番

三浦議員

もう一回、趣旨採択という提案があったということなんですけれども、その理由がちょっとよく分からなかったんですけれども、討論の結果、趣旨採択に賛成の理由と、反対、否決された、反対された理由についてもう少し分かるように説明していただいていいですか。

総務産業委員長

趣旨採択が出ましたので、趣旨採択を加えて採決することに賛成の人の確認をしました。それで、趣旨採択を加えて採決するということが賛成が過半数でしたので、趣旨採択を含めて審査をするという形にいたしました。

それで、趣旨採択の提案理由の説明を求めましたんですが、陳情の趣旨は理解できるという中身だけでありまして、そこから先の説明がございませんでした。

議長

7番

三浦議員

はい。

議長

ほかに。

委員長に対する質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

宮脇委員長、自席へお戻りください。

〔宮脇総務産業委員長復席〕

議長

次に社会文教委員長の報告を求めます。

星野社会文教委員長。

〔星野社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長

それでは、本委員会に付託されました陳情についての審査について御報告をいたします。

陳情については11日に審査を行いました。

陳情第12号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして委員会で審査した中で、趣旨採択に4名ということで、委員会としては趣旨採

採すべきものになっております。

続いて、陳情第……。

あ、すみません。その前に、健康保険証についてですが、やはり、まず高齢者の方は確かに紙の保険証を使うのが望ましいという御意見もありましたけれど、その中で、大分もうマイナンバーカードとひもづけてありまして、九十何%ですかね、もうあるので、両方を加味した中で趣旨採択がいいというような話になりました。

続いて、陳情第13号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書を国に提出することを求める陳情ということで、採すべきものが4ということで、採すべきものに委員会としてはなりました。

まず、日本だけが夫婦別姓制度を持ち込んでいないということと、日本では、やはり不自由になっている、仕事の面でも不自由になっている方がいるということで、選択的夫婦別姓ならいいんではないかということで意見がまとまりました。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

星野委員長、自席へお戻りください。

〔星野社会文教委員長復席〕

議長 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに、順次、討論、採決を行います。

初めに6陳情第12号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。

つきましては、今後の議事の進め方について事務局長に説明をいたさせます。

事務局長 審議方法説明

議長 局長から説明がございました。

お諮りいたします。

今後の議事運営につきましては事務局長の説明のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。

それでは討論を行います。

ここでも討論は1人1回の原則になりますので、よろしく願いいたします。

初めに原案を採択することに賛成の方の討論はありませんか。

次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の意見はありませんか。反対です。

次に原案を採択することに賛成の意見はありませんか。
次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

4番
坂本議員 原案を趣旨採択に賛成の立場で討論いたします。
現在、委員長の説明がありましたけれども、マイナンバーカードの取得率は全国みんな12月頭の時点で80%となっております。そして、マイナ保険証の取得率は、その80%のうちの80%の取得率という形になっておりまして、マイナンバーカードの普及が、政府、その発行を了解するのが進んでおる中で健康保険証を残せという提案でございましたけれども、健康保険証は国では12月2日の段階で新規は発行しないということになっておりますので、それに代わる資格確認書というのが出るようになっております。

議 長 そういった中で、それを継続して求めるということになりましたので、中身は分かりますけれども、趣旨採択ということに賛成といたします。

議 長 次に原案に賛成、原案を採択すべきの討論はありませんか。
原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の意見はありませんか。
次に、もう一度、原案を採択することに賛成の方はいらっしゃいませんか。
もう一度、次に原案を趣旨採択することに賛成の方はいらっしゃいませんか。意見はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
ほかに意見はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから6陳情第12号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情について採決いたします。
この採決は起立によって行います。
初めの本陳情を趣旨採択することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)
起立全員です。したがって、6陳情第12号は趣旨採択することに決定いたしました。
次に6陳情第13号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書を国に提出することを求める陳情について討論を行います。
本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
次に賛成討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ほかに討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから6陳情第13号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書を国に提出することを求める陳情について採決いたします。
 お諮りいたします。
 本陳情に対する委員長の報告は採択です。
 本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 異議なしと認めます。したがって、6陳情第13号は採択することに決定いたしました。
 次に6陳情第14号 消費税率の5%への引き下げを求める陳情書について討論を行います。
 本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

7番
 三浦議員 それでは原案に賛成の立場で討論をしたいと思えます。
 消費税が導入されてから35年がたちました。社会保障の財源ということを当時の政府は理由にしておりました。2012年に消費税は社会保障に使うと明記がされております。
 税金は公平であるべきで、所得に応じて納めるべきものであります。所得税非課税の世帯は課税をされません。しかし、消費税は非課税世帯にも収入のない子どもたちにもかかってまいります。
 当初は3%であった税率が、現在は食品8%、基本10%となっています。
 消費税は非課税の人も負担をしている逆進性の強い税金で、もともと問題があります。
 夕方のスーパーに行くと価格の下がった商品がどんどん手に取られていきます。消費者にはありがたいですけれども、スーパーは利益が出ません。
 物価高騰のため買物の量を控えたり、買物の回数を減らしたり、衣服などは新しいものは買わない、冷暖房や電気はできるだけ使わないようにしていると会話の中で出てきます。このような日々の生活が、消費税が5%になることで気持ち的にも余裕ができ、購買意欲が生まれ、地域の中に経済的な効果が生まれると考えています。
 また、復興の進まない震災や豪雨などの被災者支援としても大きな支援策になると考えます。
 消費税を導入している国の多くが税率を下げて物価高騰対策を行っていることから、消費税の引下げが物価高騰対策に効果的であることは明らかです。
 消費税は逆進性の税金であることを考えると、税率を下げることは社会的弱者の支援として一過性の一時金よりも効果のある支援策であると考えます。全ての国民に行き渡る効果的な物価高騰対策と考えるので、賛成するものです。

議長 次に原案に反対討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

議長 ほかに討論はありませんか。

4番

坂本議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

税金というものは、基本的には累進課税の色合いが濃くないと、やはり低所得者や、今のように物価が高騰している現状としてはとても大変なことなんですけれども、累進課税が壊れたってというのは、つまり、法人税が随分削減されてきて、法人税が少なくなったことで消費税という話が出てきた、それからもう既に35年もたつという現状であります。35年たって、現在、8%10%という中で皆さん生活しているんですけれども、買ったもの全てにわたって消費税がかかってくる、そういう中で、物価がますます高騰して、今、とても皆さん生活に苦労しております。

そういう中で、5%にするだけでも、随分、消費者、要するに生活実態が改善されると私は思っております。そして、下げて、下げた分のマイナスはどうするかというと、それを福祉や教育とかに使っていると政府は言っていますけど、実態としては軍事費が伸びているわけで、その点をやはり改善する必要性もあると思います。

そういったわけで、原案のように5%に下げるということを政府に求めたいと思います。

議長

ほかにありませんか。

6番

浜田議員

この陳情書に賛成する立場から討論いたします。

既に35年、消費税が次々と上げられてきました。

それで、特徴的なのは、実は消費税を提案した内閣は必ず潰れているんですね。そのくらい国民からは批判の多い税制度だということを最初に申し上げておきたいというふうに思います。潰れなかったのは安倍内閣だけだったと思いますけども、そのときは野党に座を明け渡したという結果になっています。

それで、欧米、特に北欧はかなり税率が高いんですけれども、その代わり国民がそれなりに政府を信じているという部分があります。あるインタビューが私は記憶に残っているんですけれども、政府のかなりトップのレベルを含めた方にある日本人がインタビューしたところ、一体どのくらい資産を持っているんですかって聞いたら、恥ずかしそうに数百万円だというお返事でした。それは何のためかかというと、ちょっと海外旅行を試みたいからだっていうことだったんですね。

つまり、それ以外については自分の資産を持つ必要がないと、つまり揺り籠から墓場まで政府が保障してくれるということを非常に信じている国であるからこそ税率も高く、その代わり老後までの保障をしていただけると、それが北欧の高福祉の国の実態だというふうに私も理解しております。

それに対して、日本は全く逆で、個人が蓄財をしているんですよね。それで、それを何とか吐き出させたいからNISAだとか何とかっていう制度を使っているんですけれども、逆に、それは、やはり国民が政府の経済政策を信用していないということの端的な表れだというふうに思っています。

それで、そうってしまったのは、結局、消費税に対する国家の財政の依存度が次々

に高くなっているからってという結果だと思います。その結果、実は国の歳入の比率は消費税による歳入のほうが多くて、法人税の税率は次々と引き下げられて今日に至っている、これが日本の税制度の実態です。

それで、言うまでもありませんけれども、所得の少ない方には所得の大半を消費に使わざるを得ないわけです。逆に、1億円2億円って収入を得ている方は全部を生活費のために使う必要がないので消費税の支払いの割合ははるかに低くて、むしろ投資やなにかにお金を回すことができるという意味では、非常に逆進性の高い制度が消費税だというふうに思っております。

したがって、その結果、日本経済は全く疲弊してしまって——消費税っていうのは、言葉を変えれば、実は消費に対する罰則なんですよ。つまり、国民の消費を抑えてしまうという性格をもともと持っている税金なわけです。

その結果、内需型の産業っていうのは非常に低迷してしまっていて、日本のGDPに占める割合も、ずっとこの間、低落を続けてきています。それで、延びているのは輸出企業だけというのが日本の今の経済状態だというふうに思っております。

したがって、消費税の減税というのは非常に効果的な税金対策である。

それと、一方で、本則、もともと40%であった法人税率を23.2%まで下げてしまったという、この状況を転換することが今こそ求められているというふうに思っております。

今、日本は、世界の先進国の中でも到底先進国とは言えないところまで疲弊してきました。とりわけ地方はその影響を色濃く受けています。それで、このことを改善することが国の政策としては極めて喫緊の課題だということでもありますので、この陳情書に賛成することを求めるものであります。

議長
2番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論いたします。

増税することによって消費が落ち込むということは、これまでの歴史から明らかです。

日本においては、賃金が30年間上がらない中で、消費税は上がり続けております。これは極めて問題であると考えます。そのため、消費を喚起するといった目的のために消費税を引き下げるといった趣旨自体には、私は賛成するものです。

しかしながら、消費税を10%から5%に引き下げることによってどの程度税収が減り、どの層にいかなる不利益があるかといった詳細については、この陳情書からは読み取れませんでした。したがって、原案に反対いたします。

以上です。

議長
議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから6陳情第14号 消費税率の5%への引き下げを求める陳情書について採決

いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。

ここで念のため申し上げます。

委員長報告は不採択ですが、議事の整理上、本陳情の採択について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方の御起立を求めます。

[賛成者起立]

議長 お座りください。(起立者着席)

起立少数です。したがって、6陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議長 日程第12 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。

お諮りいたします。

申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては各委員長からの申出のとおり継続調査といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

議長 会議を再開いたします。

ただいまお手元にお配りしたとおり、坂本議員、坂井活広議員、浜田稔議員より各1件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し追加日程第1～第3として議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

議 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。したがって、3議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>追加日程第1 発議第14号 資格確認書の継続と住民の不安解消のに向けた取り組みを求める意見書を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	議案朗読
議 長	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>4番 坂本紀子議員。</p>
	〔坂本議員登壇〕
4番	
坂本議員	<p>それでは資格確認書の継続と住民の不安解消のに向けた取り組みを求める意見書の趣旨説明をいたします。</p> <p>現在、マイナンバーカードは、12月2日で、ここに書いてあるように全国で約9,400万人ということで、80%の方が保有しております。そのうちの80%の方が——7,600万人ですが——マイナ保険証として登録されているのが現状となっております。</p> <p>当町では6,491人がマイナンバーカードを作り、そのうちの6割の方がマイナ保険証として登録しております。</p> <p>全国のマイナ保険証の利用率というのは15.67%と低い利用率となっておりますが、健康保険証も使っている方たちがおりますので、そういう状況となっております。</p> <p>それで、現状は、医療機関がカードを使うに当たりそういうシステムを導入しなければいけないので、まだ医療機関も不慣れであるということと、カードを取得した本人たちも慣れていないという点で利用率が高くなっておりません。</p> <p>しかし、マイナ保険証の利点としては、医療機関での薬の重複が防げたり、あとは高額医療費の書類の提出をせずとも対応できるという利点があります。こういったことが、まだ周知が進んでおりません。</p> <p>健康保険証は、今月2日で国は新規発行をしないということになりまして、マイナ保険証を取得していない方、それから紛失した方たちには資格確認書を発行するとなっております。</p> <p>それで、マイナンバーカードなんですけれども、マイナンバーカードは、個人情報の流出という点、それからまたカード管理や暗証番号の管理ができないなど、デジタル化についていけない方や高齢者、それから障がい者の方には不安の声が多いカードとなっております。</p> <p>そういう点で、マイナンバーカードの取得は強制ではありませんので、資格確認書をこういった方たちにずっと発行していただきたいという趣旨になっております。</p> <p>それとまた、マイナンバーカードにおける情報流出とか、不安解消を国も積極的に行</p>

議長

うことを求めるという内容となっております。

多くの方の御賛同をお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番

浜田議員

意見書の中で説明を求めたい点があります。

記の2番目は、むしろマイナンバーカードを普及せよというふうに取り取れないこともないわけですが、マイナンバーカードというか、要するに全ての行政情報をつのカードに集めた仕組みというのは、実は世界にはほとんどありません。

それで、日本でも、実はこの制度の提案のときに一番反対したのが、実は防衛庁とか公安調査庁だったんですね。それで、この省庁の取得率が一番低いというのが現実の姿です。その理由は、やはり彼らは流出の危険性を一番懸念しているからですね、防衛省、それから公安調査庁。

ですので、やっている当事者、政府自身が信頼していないマイナンバーカードをよりセキュリティの高いものにしろという要求は果たして正当なのかどうかという、この考え方について提案者にお尋ねします。

4番

坂本議員

今の意見は、国がそういうのをやっていることに対して、やっている本人たちも取得率が低いというお話だったんですけども、そうはいつでも、マイナンバーカードの現在の取得率は、やっぱり80%になっているので、もうそれをゼロにしろということは言えないと思うので、私としては、マイナンバーカードを現時点で取得している方たちの安全性というか、セキュリティをきちっとやってもらいたいという、全員がという部分ではなく、その人たちのセキュリティを高めてもらいたいということもあります。

それと、取得を拒否している人たちもいるので、その人たちには資格確認書という形で政府は出していくという方針なので、その点は、もしマイナンバーカードが——全部強制的に持てという現状ではないというのが今の政府の見解だと思いますので、取得する方のセキュリティを高めてもらいたい。

それで、そうでなくて、マイナンバーカードを拒否する方たちは資格確認書で健康保険証的な役割を果たしているので——私自身にもマイナンバーは振られているんですけども、私は取得しておりません。そういうことがあって、そういう意味で、全員のセキュリティという部分ではなく、マイナンバーカードを取得している方たちのセキュリティを高めるという点でこれを意見書として出しております。

ちょっと言い方がややこしかったかもしれません。

6番

浜田議員

じゃ再確認します。

第2項は消極的なセキュリティの保護だと、そういう理解でよろしいですか。(坂本議員「そうですね」と呼ぶ)つまり、積極的に保護して全ての国民に普及させようというマイナンバーカードに対する積極的な提言ではなくて、そうではなくて、今既に取得

している人たちに対するセキュリティーで保護しろという消極的な主張だという理解でよろしいですか。

4 番
坂本議員
議長
議長

はい。そのとおりです。
ほかに質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
提出者は自席へお戻りください。
〔坂本議員降壇〕

議長
議長

これから討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長
8 番
堀内議員
議長
議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論をさせていただきます。
意見書にもあったように、現行の保険証が廃止されたことに伴って数多くの不安があることは皆様の話からも見受けられております。
基本的にマスメディアの関わりもあって多くの不信感が与えられている部分もあるんですけども、資格確認書が今現在どうなっているかっていうところを確認させていただいたところ、今の保険証と変わらないものが発行されるということが理解できました。
その中で、紙の保険証と同じものがこれから発行されるというところをメディアを通じて国もしっかり広報して行って、今のDXの中でマイナンバーカードを使いたい人は使えばいい、それで、使いたくない人は紙の保険証——資格確認書ですけれども——を使っていくという両方の利便性を持った制度になっているということなので、その利便性を享受しながら、どちらかを選ぶという選択的なものってというのは改めて国が広報するという大事なところかなと思いますので、賛成とさせていただきます。

議長
議長

ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長
議長

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 14 号 資格確認書の継続と住民の不安解消のに向けた取り組みを求める意見書を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、発議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第15号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議 長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番 坂井議員 2番 坂井議員

坂井議員 坂井議員

坂井議員 それでは趣旨説明をいたします。

先ほど読み上げられた意見書のとおりではあるんですけども、要点としては、ビジネス上の観点、国連からの複数回にわたり勧告、夫婦別姓と家族の一体感には関連性がないこと、そして、夫婦別姓はあくまで選択的であり、強制ではない、夫婦同姓を望む男女の権利が侵害されるものではないといった趣旨から、この意見書を提出します。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

議 長 [坂井議員降壇]

議 長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第3 発議第16号 消費税率5%への引き下げを求める意見書を議題といたします。

事務局長 事務局長の議案を朗読させます。

議 長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番 浜田稔議員 6番 浜田稔議員

浜田稔議員 浜田稔議員

浜田稔議員 [浜田議員登壇]

6 番

浜田議員

趣旨説明を申し上げます。

ま、というか、ほぼ意見書に文案が書いてありますので、必要なところを御質問によってお答えしたいと思っています。

ただ、1つ申し上げたいのは、この陳情は、先ほど陳情そのものは否決されました。ですけれども、陳情に反対討論は1つしかなかったんですね。要するに財源をどうするかという話だったというふうに私は記憶しております。

それで、財源については、意見書の前半のところに書いてあるとおり、大企業に対して引き下げた税率を元に戻すこと、これで可能になるというふうに考えております。

ただ、一方で、ゼロ%にしなかった理由は、やはり激変緩和措置といいますか、大企業の資産も現金ではない部分がかかなりあるものですから、一挙にそれをやることができないということで5%にしていると、そういう内容であります。

それで、もう一つ申し上げたいのは、普通であればこの席から各議員の御賛同をお願いしますというのが恒例になっていますけども、私は、そうではなくて、賛否をはっきりしていただきたいということを会えてお願いしたいと思います。

町民の皆さんは、やはり消費税率を下げることを望んでいるのではないかというふうに思います。それに対して、それぞれの議員の皆様が、やはり町民に見える形で意見を述べていただきたいなというのを私は強く希望するものです。

とりわけ、実は委員会の中で趣旨採択という話が出ました。しかし、趣旨採択の趣旨というのは非常に曖昧なものでして、具体的な内容は何も伴っていなかったんですね。そういう趣旨採択は、もともと好ましいものではありません。

たしか前期、前々期の議会では、確かに久保島現議長がリーダーシップを発揮して、趣旨採択、あるいは部分採択という非常に不透明なやり方はやめようではないかという提案をされて、それで議会が運営されてきた経過があります。

つまり、玉虫色、要するに住民の反発を招きたくないから中途半端な趣旨採択をするというふうなやり方ではなくて、反対なら反対、賛成なら賛成をはっきりさせようではないかと、それで、その上で、そのどちらでもないのであれば、自ら意見書を作って、その意見書を議会としての意見として上げようではないかということで、そういう形での議会運営がされてきたことがありました。

ですので、私は、趣旨採択というやり方は本当に玉虫色で逃げのやり方だというふうに思っていますので、皆様の御賛同を求めるのではなくて、この意見に対してそれぞれ町民に説明する意見を提示していただきたいというふうに思っております。

以上で趣旨説明は終わります。

議 長

これから討論を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。
〔浜田議員降壇〕

議長　これから討論を行います。
討論はありませんか。

7番
三浦議員　私は消費税率5%への引き下げを求める意見書に賛成の立場で討論をしたいと思いま
す。
急激な物価高騰の負担軽減には最も有効な即効性のある経済対策だというふうに考
えております。
子どもや高齢者や被災者にもかかる消費税というのは、低所得者ほど本当に重い内容
のものだというふうに思います。逆進性の強い不公平な税制だというふうに考えてお
りますので、大企業や富裕層への優遇税制も正すことによって応分の負担を求め、そ
うした中で財源は生まれるというふうに考えております。
国民に平等に恩恵が届く消費税の減税というのは有効な物価対策だと思いますので、
賛成をいたします。

議長　ほかに討論はありませんか。

3番
折山議員　先ほどの提出者の趣旨説明が議員個々の意思表示をしないことに対する批判の趣旨説
明が主になってしまったんで、ちょっとこの意見書に対して採択しない立場で反論をし
たいと思うんですが、これは委員会に付託された案件ですね、消費税ね。それで、委
員会の中では委員長報告のとおり議論を経て本会議場へ出てきたわけでありませ
う。
それで、各議員は、委員長報告を聞いて、そうだなと思ったら、あえてここで発言を
せずに、控えながら、議事進行に協力しながら賛否を明確にしておるところであるわ
けであります。
先ほど議員の姿勢にちょっと疑義を呈された感がありましたので、十分委員会の中で
議論を申し上げて、あえて私が申し上げますと、委員会の中では、先進国の中で日本
の消費税率に相当する税率は低いほうなんだと——それで、先ほど来、高福祉、高負担
の国をモデルにした討論がありましたが、日本は中福祉、中負担という路線で長く進ん
できています。
それでまた、消費税がなかなか下げ——これは下げてゼロになれば一番いいと思うん
ですが、これからの社会保障費、近隣国のきな臭い情勢に対する防衛、こういったこと
を考えていくと予算がまだまだ必要であり、そこへ回すと福祉に回っていく財源がなく
保できないという心配の中から、逆に多くの国民は、このことを、一挙に下げるとい
うことについては、願いながらも不安を感じているという事実があるということであ
ります。
したがって、先ほど5%にするとどのようないいことがあるのかも根拠が明確に
示されなくて反対討論をされた議員もおりましたが、そこんところが明確にならないと
——今後どうやって財源を確保していくのが明確にならないと国政そのものを混乱さ

議長
2番
坂井議員

せてしまうおそれがあることによって、私はこの意見書の採択には反対を申し上げます。
ほかに意見はありませんか。

原案に、意見書に反対の立場で討論いたします。

先ほども少し述べましたけれども、消費税を引き下げるっていうことで消費を喚起する
という意味はあると思ひまして、消費税を引き下げるという趣旨自体には私は賛同す
るんですけれども、やはり、10%から5%というのは半分にするわけなので、それによ
っていかなる不都合が生じるかというのは、私の今の知識では、ここまでの減税というの
は社会に激変をもたらして、好ましくないと考えます。

繰り返しになりますが、消費税の引下げという趣旨自体には私は賛成いたしますが、今
回については、この意見書は反対といたします。

以上です。

議長
4番
坂本議員

ほかに。

この意見書の賛成の立場で討論いたします。

今、坂井議員が激変すると言っておりましたが、今、国会の中では消費税減税に対す
る研究会が立ち上がっております。

そういった中で、現在の経済活動が、いかに日本全体が疲弊しているのか、国民もそ
うですし、そういう状況の中で、消費税がそのまま継続して消費税10%という立ち位置
で行くとは私は到底思えないし、今、国会の中で研究チームが立ち上がったことに期待
をしておりますので、ぜひこれを各地域から上げて、その研究の進めをどんどんしてい
ただいて、やっぱり減税をしないと、このままでは日本経済が立ち行かなくなる状況だ
と思っておりますので、この意見書を上げていただきたいと思ひます。

議長
1番
伊藤議員

ほかに。

私は委員会のところで趣旨採択に賛成という立場で討論いたしました。その理由は、
意見書の含意は理解できるが、実現性の面で確信が持てないので趣旨採択としますとい
うことですが、中身は、消費税を10%から5%にすると5%分が減額になってしまう、
その財源をどこから支出するのが全然不明確で、具体的な提案がないこともあります。
それで、浜田議員からも大企業が云々とありましたが、それも具体的な案が示されてい
ないので分かりにくい。

それで、趣旨採択、これも議員の選択肢であると思ひます。日本でも趣旨採択という
結論を出しているところがいっぱいあります。であるので、私は趣旨採択ということ
意見を求めました——意見というか、私の意思を表示しました。

議長
1番
伊藤議員

伊藤議員、そうすると、消費税率5%への引下げの発議について、意見書については
趣旨採択という立場っていうことですか。

そうです。

議 長 じゃ賛成ってということですね。

1 番

伊藤議員 趣旨採択。「趣旨採択っていう項目……」と呼ぶ者あり) 項目を入れてください。「(動議じゃないか」と呼ぶ者あり) あ、それは動議ですべきですね、そう言われれば。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 48 分

再 開 午前 11 時 49 分

議 長 それでは会議を再開します。
 ただいま伊藤議員からこの意見書につきまして趣旨採択という項目を入れてほしいという申出がありました。
 趣旨採択を採決の項目の中に入れることに賛成の方の起立を求めます。
 [賛成者起立]

議 長 起立少数です。したがって、趣旨採択については項目に入れません。
 ほかに討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論を終わります。
 討論なしと認めます。
 これから発議第 16 号 消費税率 5%への引き下げを求める意見書を採決いたします。
 この採決は起立によって行います。
 本案は、原案のとおり、浜田議員の発議のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 [賛成者起立]

議 長 お座りください。(起立者着席)
 起立少数です。したがって、発議第 16 号は否決されました。
 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。
 ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 12 月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。
 去る 6 日から本日まで 14 日間の会期をもって開催されました 12 月議会定例会でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました全ての案件につきまして原案のとおり議決、御総意をいただきまして、誠にありがとうございます。
 議案討論の中で出されました御意見、また一般質問におきましては多くの議員の皆様から町政の重要課題全般にわたり御指摘や御示唆をいただきました。それらを反省し、私をはじめ全職員一丸となり、目標を共有し、信念と熱意を持って行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

さて、国の動きに目を向けますと、先般——12月17日でございますけれども——国の令和6年度補正予算、歳出総額13兆9,433億円が参議院本会議で可決、成立したところでございます。

新たな総合経済対策——国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策では3本の柱を掲げております。1つとしまして日本経済、地方経済の成長、2つとしまして物価高騰の克服、3つとしまして国民の安心・安全の確保でございます。

特に第2の物価高の克服の中では、物価高に伴う家計や事業者の負担を軽減し、さらに物価高の影響を受ける低所得者世帯向けの給付金、また地方の実情に応じた物価高対策を後押しするため物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加も含まれたところでございます。

町としましては、引き続き国の動向に注視しつつ、重点的、効果的な負担軽減対策を講じる検討を進めてまいりたいと思います。

町では、現在、令和7年度の予算編成を進めているところでございます。

来年度は第6次総合計画5年目となり、計画期間の中盤に差しかかり、見直しの作業も進めているところでございます。

物価高騰、円安などの状況が続く中、来年度の予算編成についても引き続き厳しい状況ではありますけれども、第6次総合計画を検証し、また開会の挨拶で所信の一端を申し上げましたけれども、公約に掲げました施策について第6次総合計画とひもづけ、各事業を展開してまいりたいと思います。

さて、今年も残すところ10日余りとなりました。議員各位におかれましては、今年一年間の御苦勞、御協力に対しまして心からお礼を申し上げますとともに、御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のため、より一層の御活躍を心からお祈り申し上げまして、12月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

〔唐澤町長降壇〕

議 長
事務局長

以上をもって令和6年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午前11時54分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員